

第4回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

日時：令和8年7月17日(金)

午後1時30分から

場所：富士山南東消防本部三島消防庁舎
3階消防センター

1 開 会

2 協議事項

(1) 第2次評価について

資料 1-1～資料 1-4

(2) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地評価結果報告書について

資料 2

3 その他

第3回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会会議録

参考資料 1

一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査報告書（抜粋）

参考資料 2

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定フロー

参考資料 3

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定スケジュール

参考資料 4

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

氏 名 (外部委員は五十音順)	所属・役職	備考
中澤 博志	静岡理工科大学建築・都市デザイン学部教授	
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会会長	委員長
柳井 薫	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会会長	
臼井 貢	三島市環境市民部長	
杉山 和哉	裾野市環境市民部長	
三枝 壮一郎	熱海市市民生活部長	
椎田 清隆	長泉町都市環境部長	
加藤 裕一	函南町厚生部長	

○ 3市2町担当課 出席者

	市町	所属	役 職	氏 名
1	三島市 (事務局)	廃棄物対策課	参事 (課長)	杉山 慎太郎
2		廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室	室長 (課長補佐)	新井 晋
3			主幹	橋本 泰浩
4	裾野市	生活環境課	課長	志村 敏博
5			係長	杉山 貴
6	熱海市	環境課	課長	高瀬 智幸
7		環境課 ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
8		環境課 環境センター管理室	主幹	野口 真道
9		環境課 ごみ処理広域化推進室	副主任	木村 海夏人
10	函南町	環境衛生課	課長	浅沼 聡
11			課長補佐	二藤 光
12			係長 (焼却場長)	梅原 彰祐
13	長泉町	くらし環境課	課長	杉山 光司
14			副主幹	露木 宏孝

○ 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援等業務受託者 日本工営(株)

第2次評価（案）【熱海市候補地】

資料1-1

各大項目の採点は、(A) × (C) / (B) とし、小数点以下第二位を四捨五入する。大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とする。

評価項目						評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由	配点 (B)			点数	採点 (C)				
1. 土地利用の制限													
1-1	土地利用規制	1-1-1	山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害危険地区がない。 ○：周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。 △：周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。	10		5	◎：5 ○：3 △：1	5	(A) × (C) / (B)	資料1-2 検討資料 p. 1	・静岡県GIS情報「山地災害危険地区マップ」により確認
		1-1-2	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。			5	◎：5 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 2	環境アセスメントデータベース（EADAS）の保安林（国有林、民有林）により確認
		1-1-3	土砂災害防止法	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。	◎：土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。 △：土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。			5	◎：5 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 3	静岡県GIS情報「土砂災害情報マップ」により確認
		1-1-4	農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。			5	◎：5 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 4	eMAFF農地ナビの農振法区分より確認
		1-1-5	河川保全区域（河川法）	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。	◎：河川保全区域を含まない。 △：河川保全区域を含む。			5	◎：5 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 5	・国管理河川（狩野川）及び県管理河川（沼津及び熱海土木事務所管内）に河川保全区域は設定されていない。 ・市町管理河川は市町の河川台帳で確認
小計								25		25	10. 0/10		

評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考	
大項目・中項目		小項目		設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)				
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）													
	2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○：保全対象施設が50m～100m圏内に存在する。 △：保全対象施設が50m圏内に存在する。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5	(A) × (C) / (B)	資料1-2 検討資料 p. 6	距離の目安は、静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場等の騒音・振動基準の備考欄（50m）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく騒音・振動の調査対象地域（概ね100m）
			2-1-2	住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。	◎：直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○：直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △：直近住居・集落が50m圏内に存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 7	距離の目安は、騒音・振動の影響範囲を念頭に、上記2-1-1と同じとした
			2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。	◎：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △：候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		資料1-2 検討資料 p. 8	国土交通省「令和3年度道路交通センサス」及び各市町の既存の市道（町道）交通量調査により確認
							小計	15		13	8. 7/10		
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）													
	3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	10	5	◎：5 ○：3 △：1	5	(A) × (C) / (B)	資料1-2 検討資料 p. 9	・植生自然度9（自然林）及び10（自然草原）は、自然植生（伐採や植林などの人の手が加えられていない植生） ・自然環境調査Web-GISより確認
			3-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 10	環境省ウェブサイト「巨樹・巨木林データベース」により確認
			3-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5	◎：5 △：1	1		資料1-2 検討資料 p. 11	静岡県くらし・環境部環境局自然保護課への照会結果により確認
							小計	15		11	7. 3/10		

評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考
大項目・中項目	小項目		設定理由				配点 (B)	点数	採点 (C)			
4. 防災												
4-1	候補地の災害リスク	4-1-1	地形地質条件 ※4-1-2液状化想定、4-1-3浸水想定レベル以外の観点によるリスク	地形地質条件により災害時の施設の継続稼働に与えるリスクが異なるため。	◎：施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない。 ○：地形地質条件に懸念があるが、対策工事により、リスクを低減できる。 ×：施設の継続稼働に影響を与えるリスクがある。	20	10	◎：10 ○：6 ×：0	10	(A) × (C) / (B)	資料1-2 検討資料 p. 12～ p. 17	地質図、地質地盤情報データベース、活断層分布図、現地踏査（近傍からの目視確認が中心）等により確認 ※採点は候補地上段側のみを活用するとした場合の点数
		4-1-2	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）		5	◎：5 ○：3 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 18	静岡県GIS情報「第4次地震被害想定（液状化）」により確認
		4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0 m以上のエリアに該当する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		資料1-2 検討資料 p. 19	各市町洪水ハザードマップにより確認
	4-2	運搬ルート上の災害リスク	4-2-1	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎：災害による通行止めのリスクが少ない。 ○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △：災害による通行止めのリスクがある。		5	◎：5 ○：3 △：1	3		資料1-2 検討資料 p. 20～ p. 23	静岡県GIS情報及び各市町のハザードマップ、災害履歴等により確認
						小計	25		23	18. 4/20		
5. 地域の合意形成の状況												
5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	◎：自治組織への意向確認を実施済み（総会による議決済み）又は候補地がどの自治組織にも属していない。 ○：自治組織への意向確認を実施済み（役員会や一部の議決によるもの）。 △：自治組織への意向確認は実施していない（説明会や文書等による周知のみ） ×：自治組織への意向確認を実施していない（周知を行っていない。） ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が所在する自治組織とする。	25	20	◎：20 ○：12 △：4 ×：0	20	(A) × (C) / (B)	資料1-3 建設候補地評価に係る調書	「建設候補地評価に係る調書」により確認
		5-1-2	土地所有者以外の権利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、土地所有者以外の権利者がいる場合には個別に協議を行う必要があるため。	◎：土地所有者以外の権利者はいない。 ○：土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △：土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。		5	◎：5 ○：3 △：1	5		市有地で他の権利者の存在はない。	航空写真及び現地踏査（建築物、工作物の存在）、登記簿、土地所有者への聞き取り等により確認
						小計	25		25	25. 0/25		

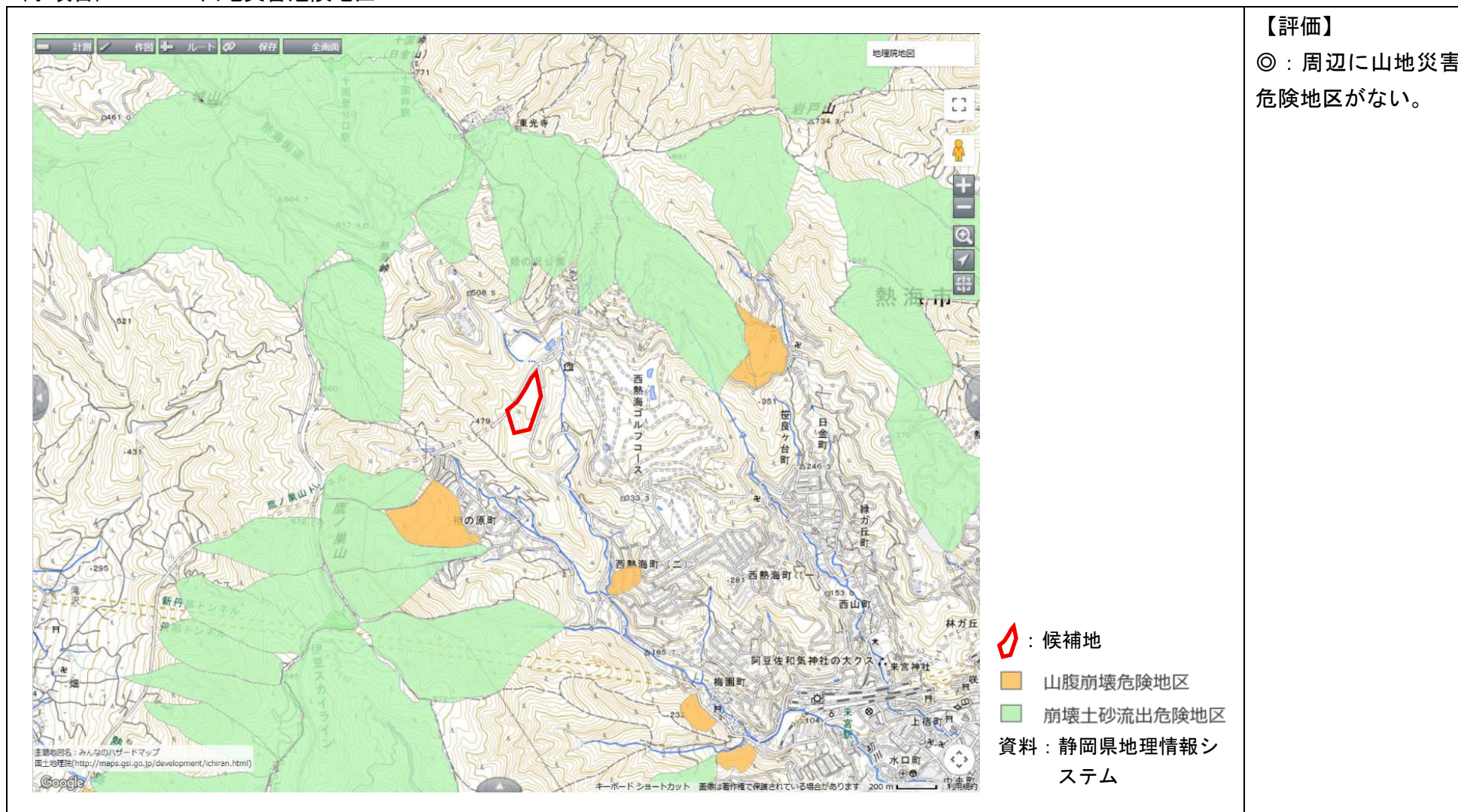
評価項目					評価基準	大項目 配点 (A)	小項目			大項目採点 (A) × (C) / (B)	確認資料	備考
大項目・中項目		小項目		設定理由			配点 (B)	点数	採点 (C)			
6. 経済性												
6-1	施設整備費以外の費用	6-1-1	用地取得費、造成費、道路整備費（既存2車線道路までの整備費）	建設候補地ごとに必要となる用地取得費、造成費、道路整備費は異なり、事業費に影響するため。	大項目「6. 経済性」については、候補地が1か所となったことから、評価基準による採点が行わず、検討結果を資料に示す。 なお、概算費用については、「4. 防災」の評価結果を踏まえ、候補地上段側の土地のみを活用するものとして検討した。						資料1-2 検討資料 P. 24	・用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用は検討資料のとおりである。 ・造成費は、簡易造成計画等をもとに算出する。
6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されていれば新たな整備が不要となるため。							資料1-2 検討資料 P. 25	・熱海市上水道管路図により確認 ・概算費用は検討資料のとおり
		6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択できればエネルギー回収効率向上が見込めるため。							資料1-2 検討資料 P. 26	・熱海市下水道管路図により確認 ・概算費用は検討資料のとおり ・熱海市下水道事業計画区域内であるが、整備については未定
		6-2-3	変電所、特別高圧線からの距離	変電所、特別高圧線の有無によってそれらの設置費用が発生する可能性が異なるため。							資料1-2 検討資料 P. 27	・環境アセスメントデータベース（EADAS）の系統マップ、東京電力における系統連系に関する情報から確認 ・近接する送電線路は検討資料のとおりである。
		6-3	広域の収集・運搬の負荷	6-3-1							各市町からのごみの輸送距離	収集運搬費用に影響するため。
6-3-2	中継施設の設置の可能性			中継施設の設置により、事業費に影響するため。							資料1-2 検討資料 P. 28	・環境省資料において、「一般に、輸送距離が18kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい。」とあり、片道18km以上の市町の状況を確認する。
大項目 合計											69. 4／75点	

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第2次評価【検討資料】

応募地：熱海市候補地

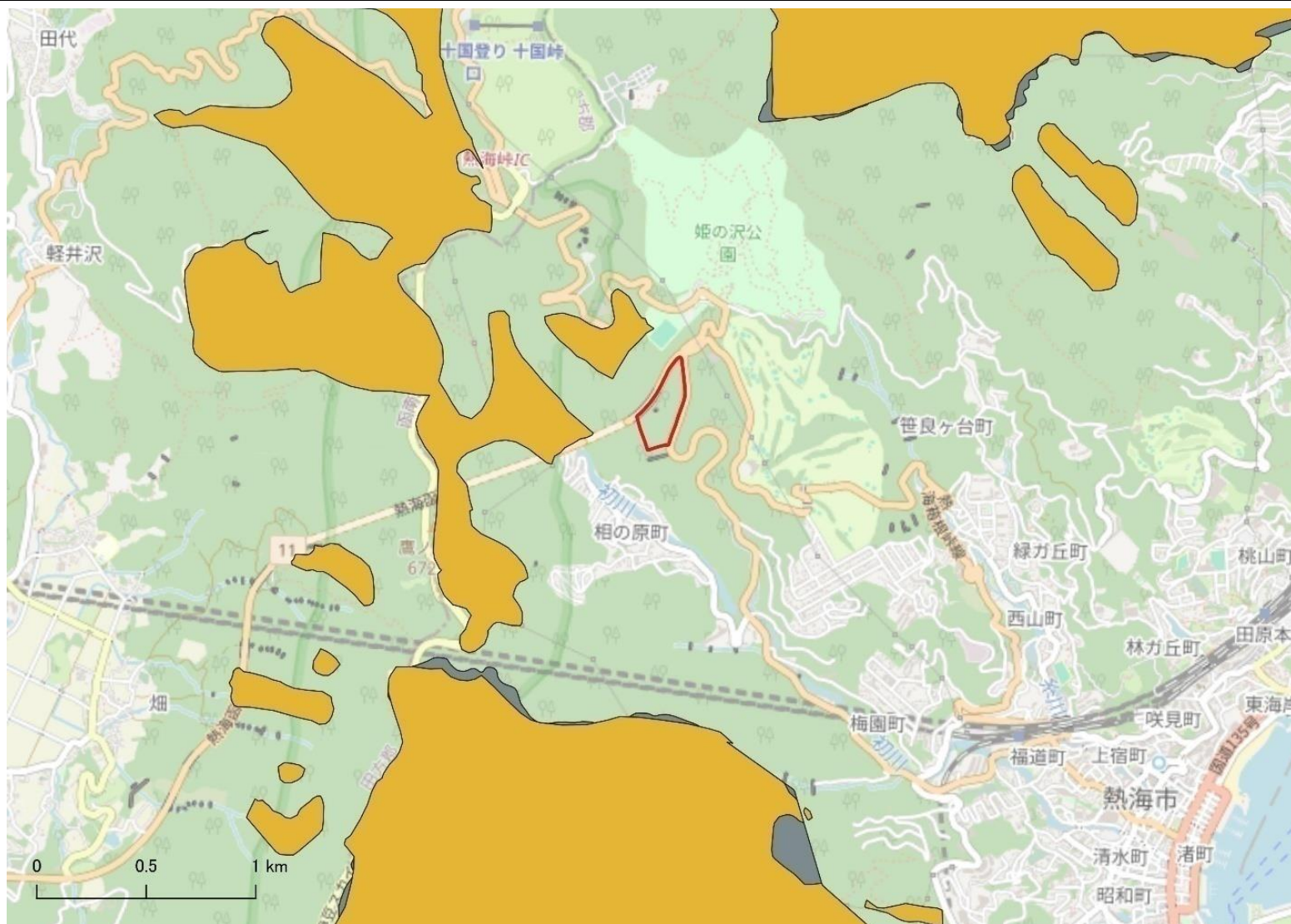
(大項目・中項目) 1. 土地利用の制限 1-1 土地利用規制

(小項目) 1-1-1 山地災害危険地区



(小項目) 1-1-2 保安林 (森林法)

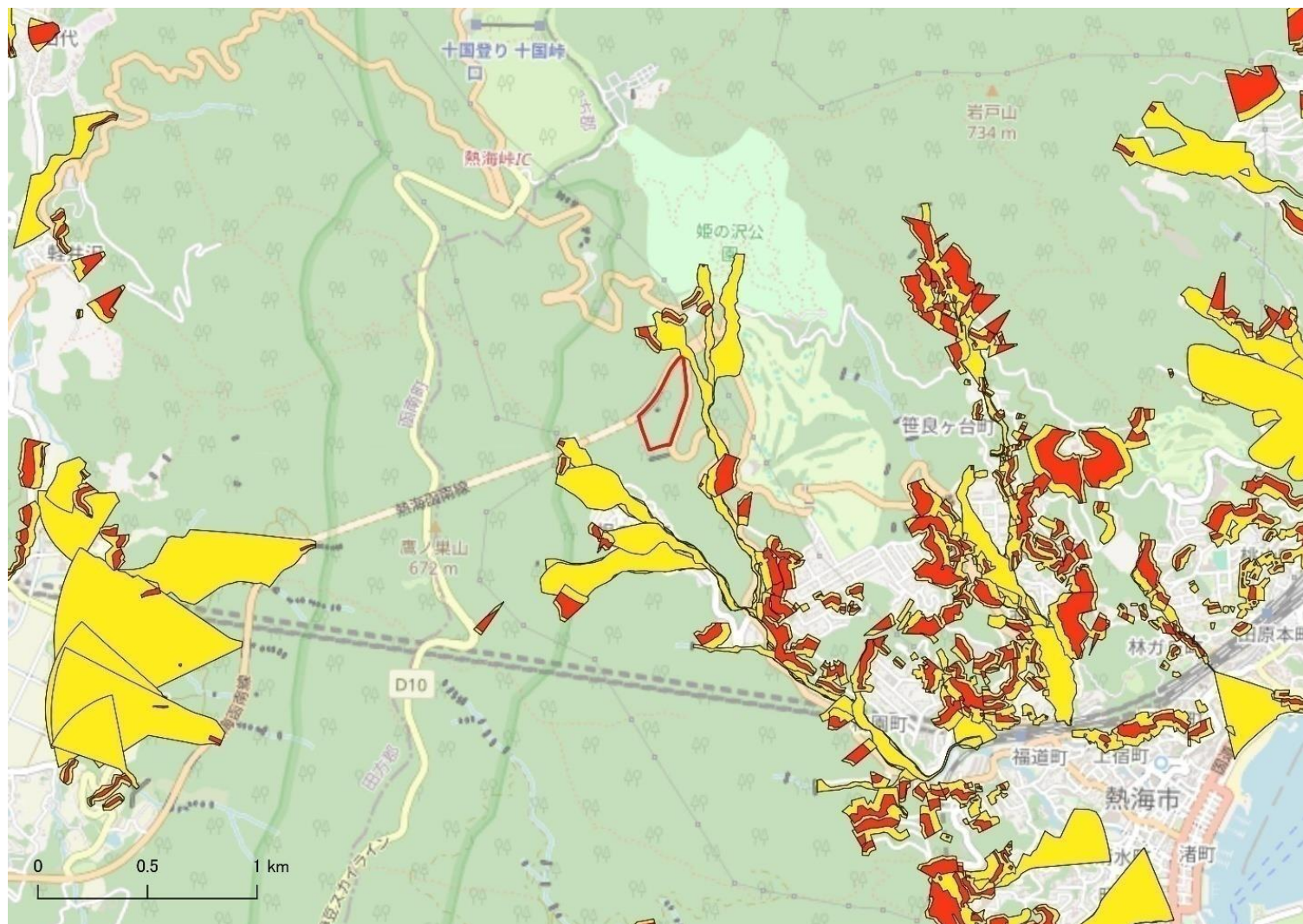
【評価】
◎：保安林を含まない。



候補地 保安林 国有林

資料：静岡県地理情報システム

(小項目) 1-1-3 土砂災害防止法



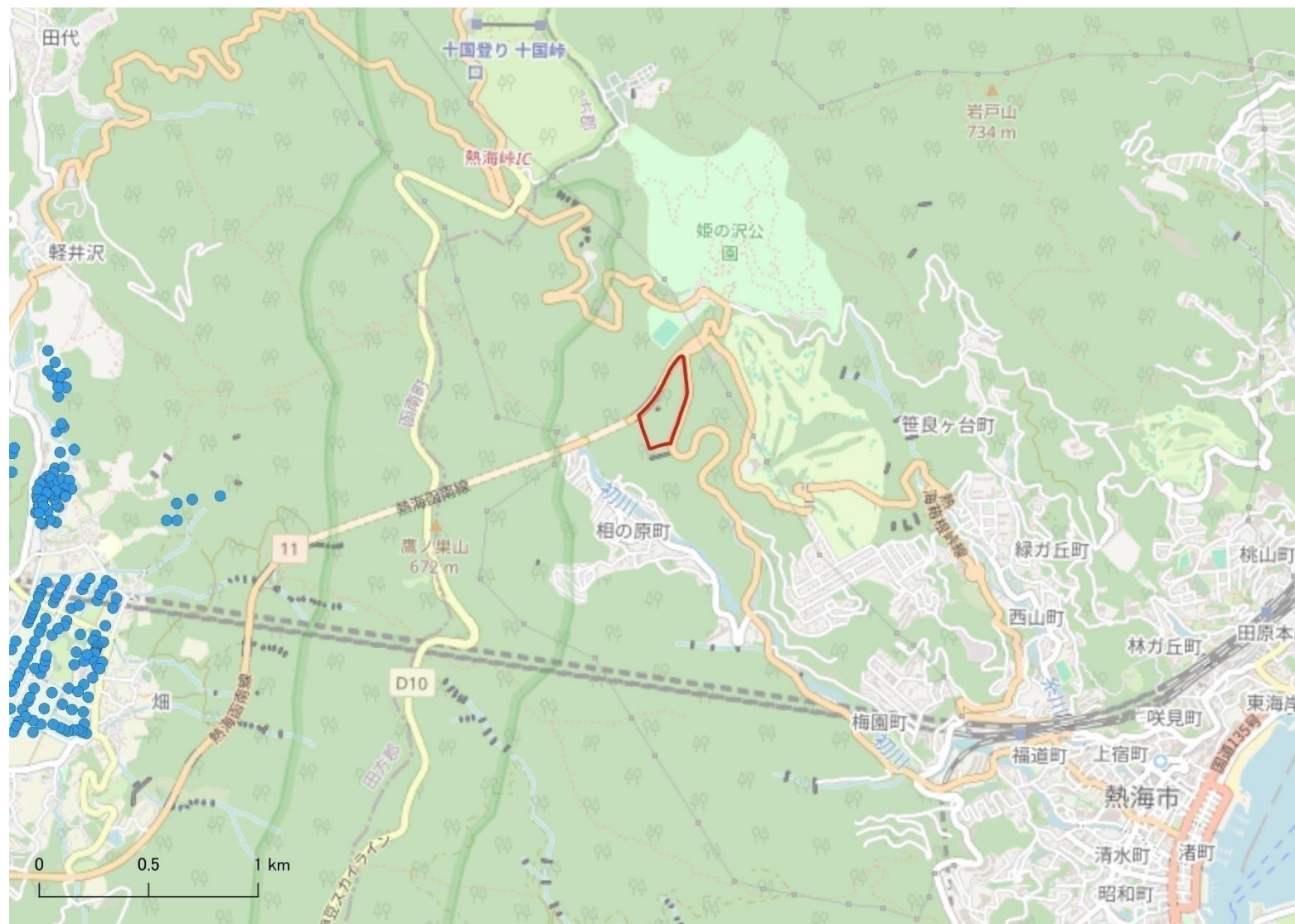
 : 候補地
  土砂災害特別警戒区域
  土砂災害警戒区域

資料：静岡県地理情報システム

【評価】

◎：土砂災害警戒区域を含まない。

(小項目) 1-1-4 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)



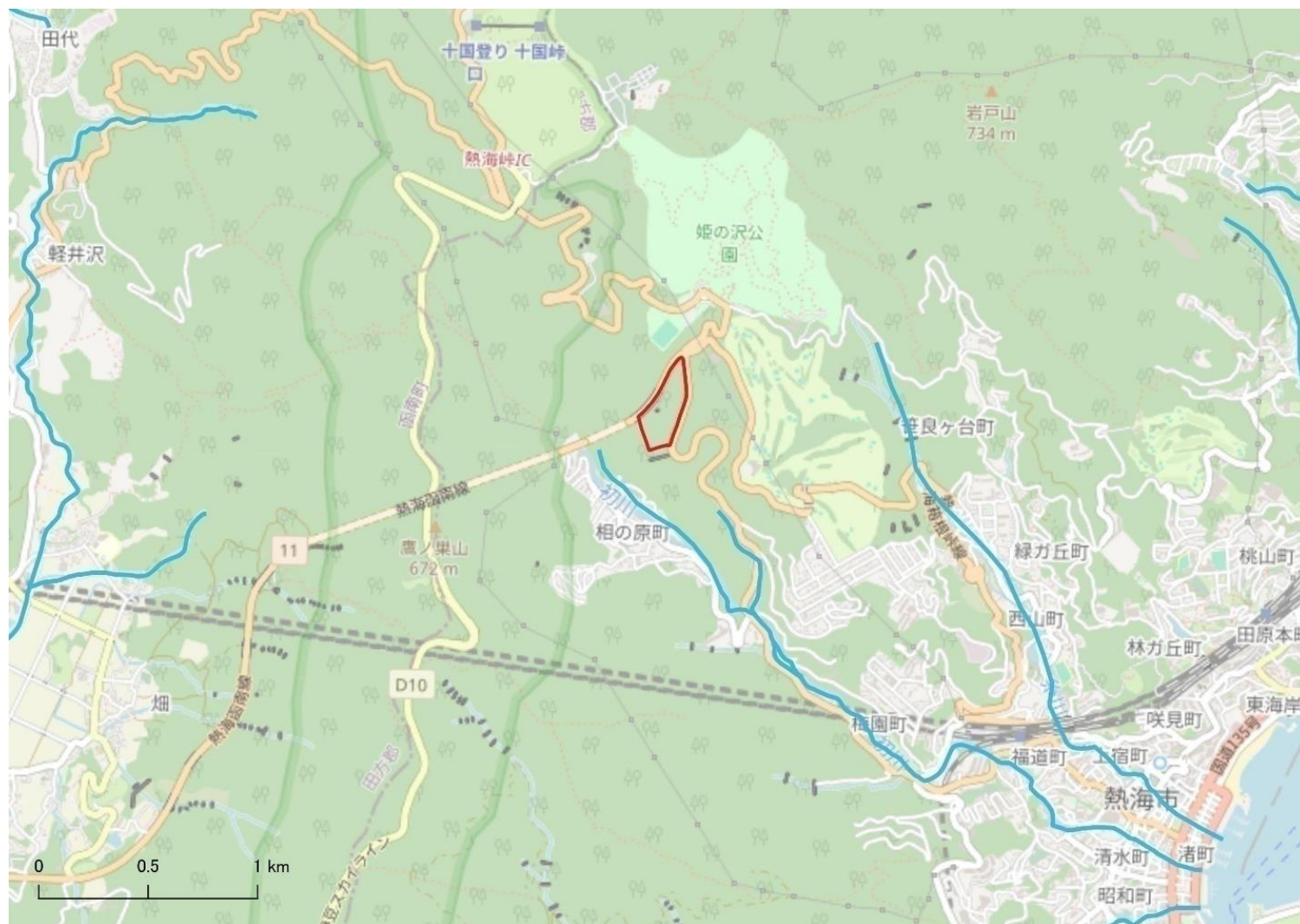
▮ : 候補地 ● 農業振興地域内(農用地区域内)

資料：静岡県地理情報システム

【評価】

◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。

(小項目) 1-1-5 河川保全区域 (河川法)



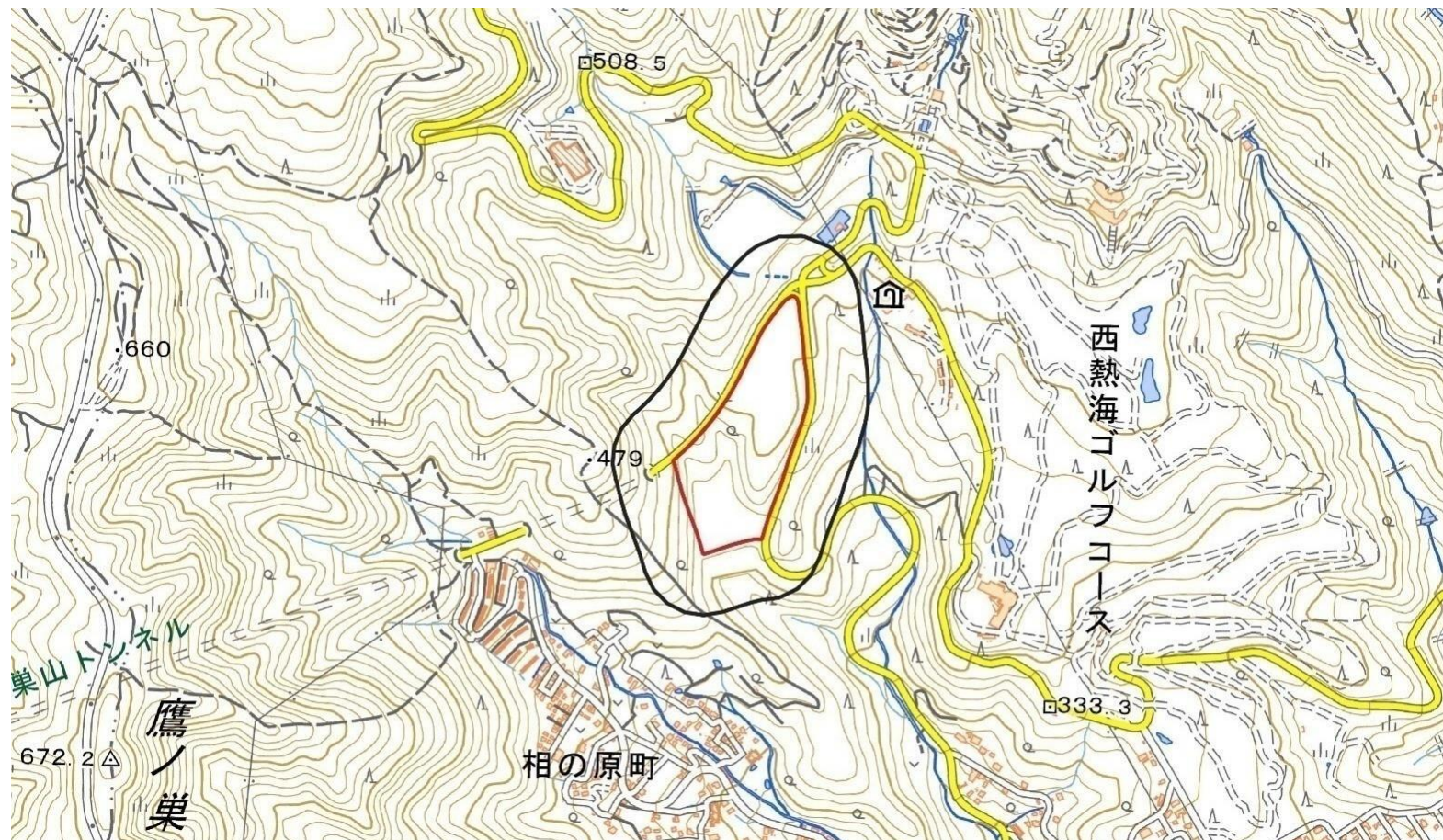
▮ : 候補地
 ▬ 河川

資料：静岡県地理情報システム

【評価】

◎：河川保全区域を含まない。

(大項目・中項目) 2. 生活環境の保全(環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目) 2-1 騒音、振動
 (小項目) 2-1-1 騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設(学校、保育所、病院等)との距離



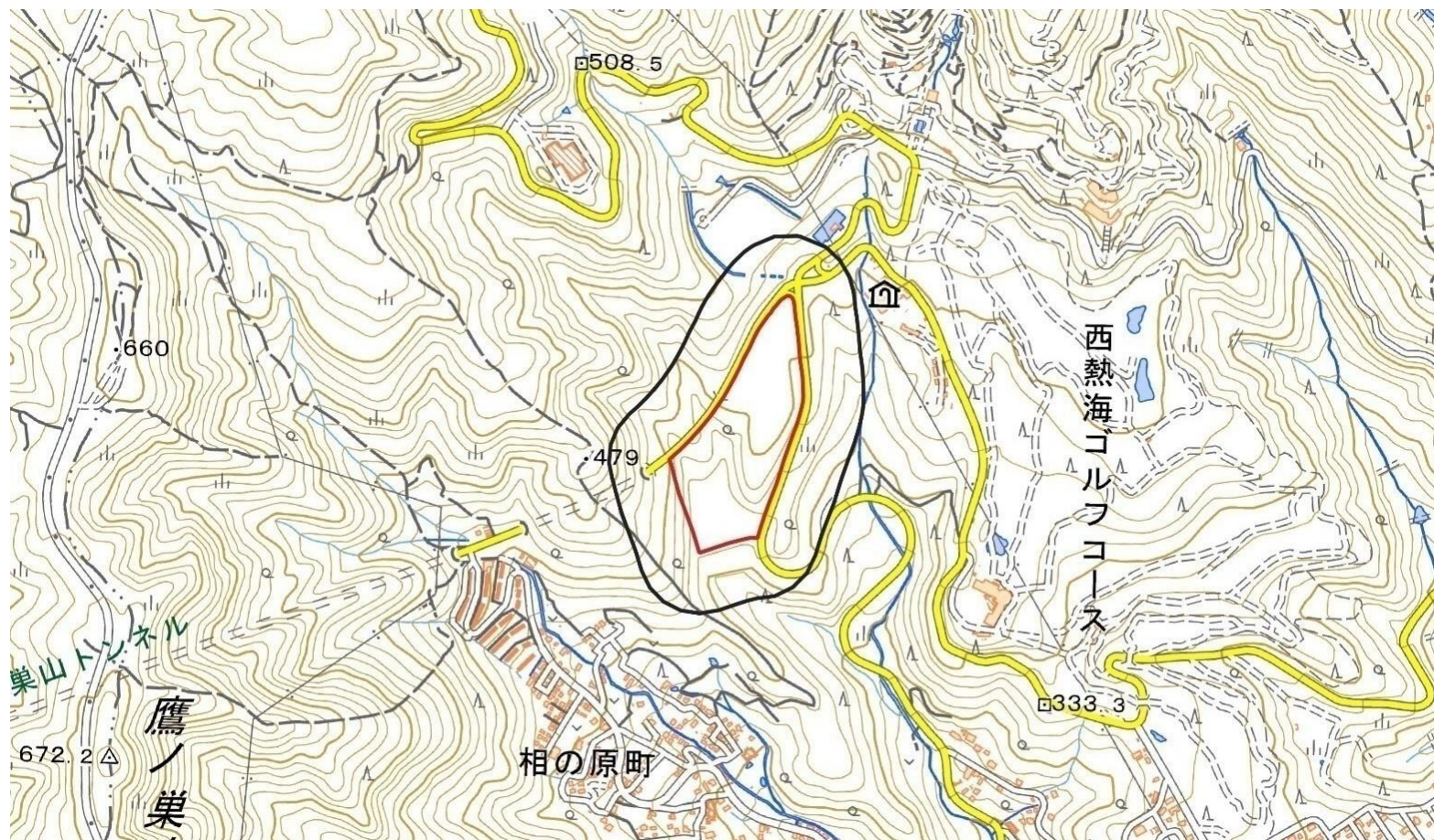
候補地 敷地境界から100mの範囲

資料：地理院地図

【評価】

◎：保全対象施設が
100m圏内に存在し
ない。

(小項目) 2-1-2 住居・集落との距離



【評価】

◎: 直近住居・集落が
100m圏内に存在し
ない。

△: 候補地

○ 敷地境界から100mの範囲

資料: 地理院地図

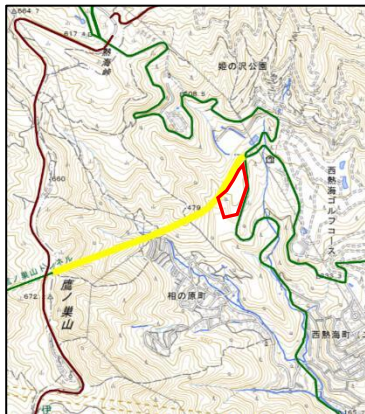
(大項目・中項目) 2. 生活環境の保全 (環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目) 2-2 車両影響

(小項目) 2-2-1 排ガス、騒音、振動、悪臭、安全

・ 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表 (抜粋)

基本区間番号 22400110030
 道路種別 主要地方道 (都道府県)
 路線名 熱海函南線
 管理区分 都道府県知事又は都道府県
 交通量観測地点名 田方郡函南町畑
 交通量観測年月日 2021年11月30日
 24時間自動車類交通量 小型車 9,484台、
 大型車 1,032台
 (上下合計) 合計 10,516台

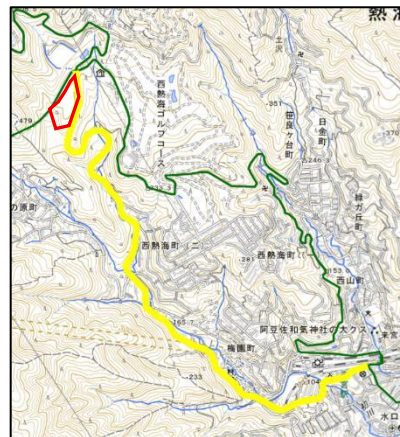
混雑度 1.10



○ : 候補地

基本区間番号 22400110020
 道路種別 主要地方道 (都道府県)
 路線名 熱海函南線
 管理区分 都道府県知事又は都道府県
 交通量観測地点名 熱海市梅園町7-19
 交通量観測年月日 2021年11月27日
 24時間自動車類交通量 小型車 10,395台、
 大型車 1,115台
 合計 11,510台

混雑度 0.80



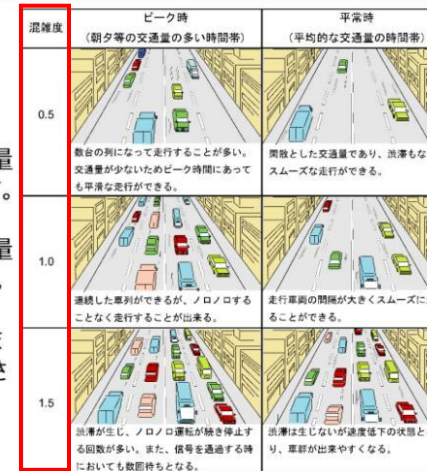
○ : 候補地

【評価】

○ : 候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。

(参考) 混雑度の解釈

- ・ 混雑度とは、道路の混雑の程度を示す指標です。
- ・ 道路の交通量の交通容量に対する比で示しています。
- ・ 道路の交通量が交通容量を超えた状態が混雑です。
- ・ 混雑度は通常1日単位または12時間単位で算出されます。

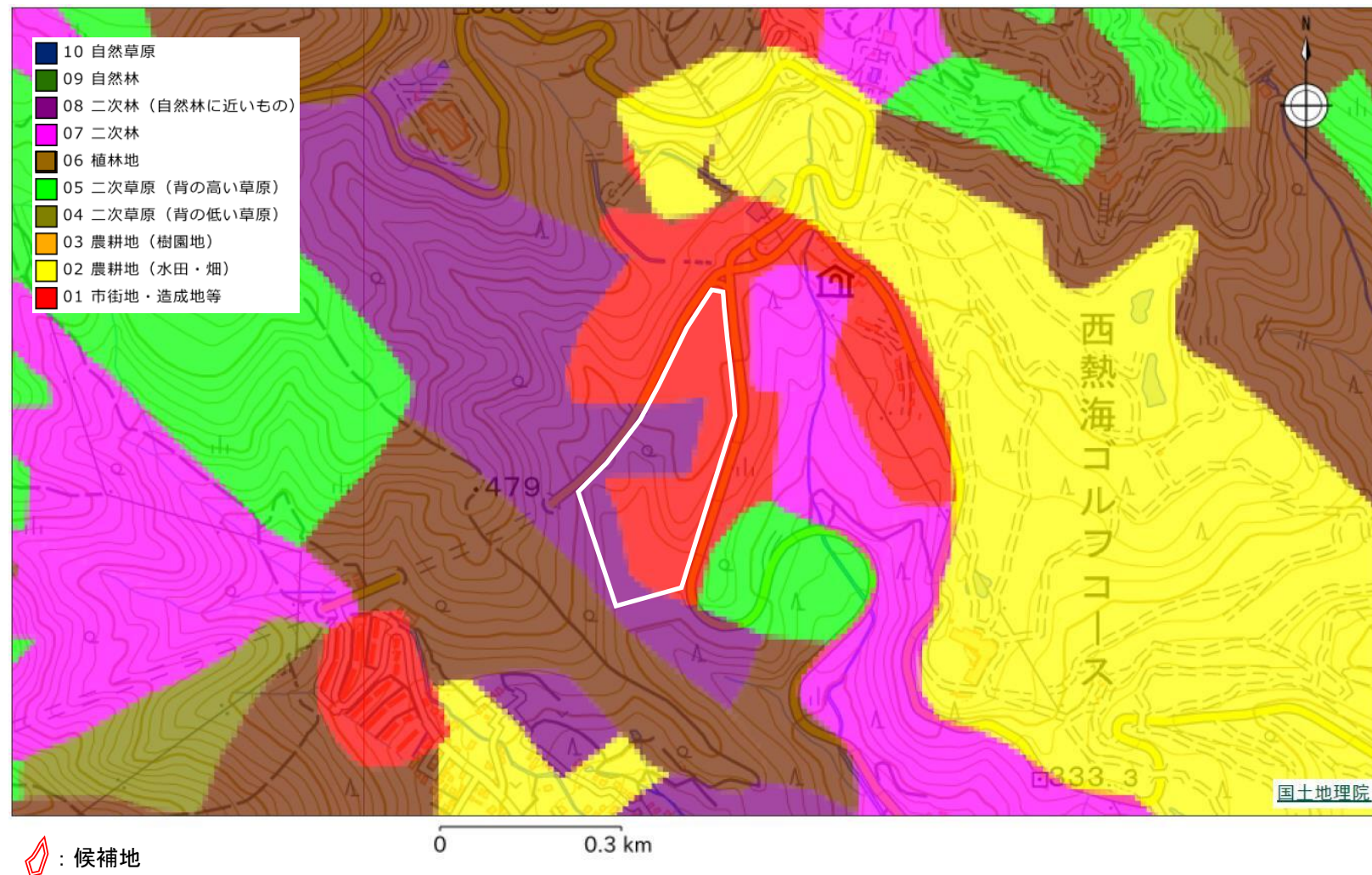


出典：建設白書 (建設省、平成元年)

44

資料：建設白書 (建設省、平成元年)

(大項目・中項目) 3. 自然環境の保全 (候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目) 3-1 貴重な動植物の保護 (現地踏査を実施)
 (小項目) 3-1-1 植生自然度の高い群落の有無



【評価】

◎ : 植生自然度 9
 以上 (自然植生)
 に該当しない。

(小項目) 3-1-2 巨樹・巨木の存在

・環境省ウェブサイト 巨樹・巨木林データベースに登録されている熱海市の巨樹

熱海市内に 27 件登録があるが、候補地内では確認されていない。



○: 候補地 ■ 巨樹巨木第 4 回 (1988 年～1993 年) 調査分布地点、分布地域

資料: 地理院地図

【評価】

◎: 環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。

(小項目) 3-1-3 希少生物の存在

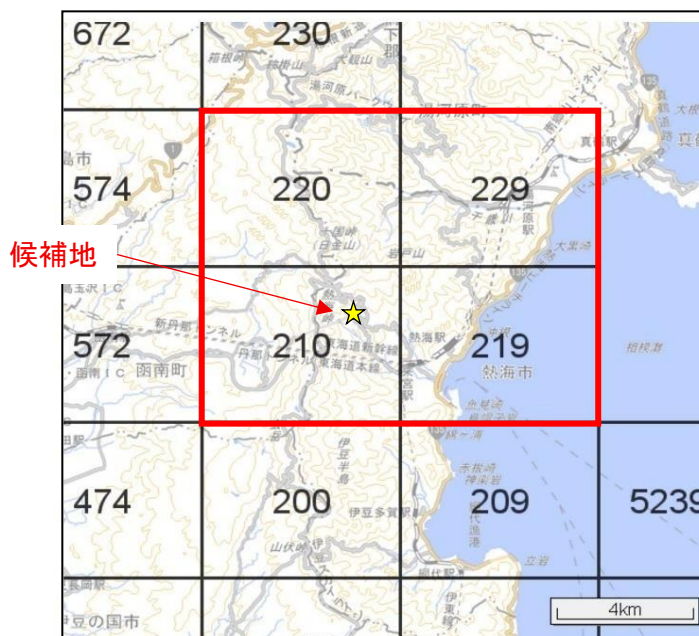
・静岡県くらし・環境部環境局自然保護課への照会結果により確認

候補地は、静岡県レッドデータブックの希少生物の分布図を示す 2 次メッシュ（1/25,000 地形図に相当）において、下图の 210、219、220、229 の範囲に該当する。

当該メッシュでは、同書に掲載されている 34 種の動植物（植物、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）が確認された。（一部の種は 2.5 次メッシュの 210 の範囲に該当。）

同書の 2 次メッシュは約 10km 四方単位（2.5 次メッシュはその 1/4）の広域的な情報であるため、事業実施段階では環境影響評価※の手続きの中で詳細な現地調査を実施し、実際の生息状況を的確に把握した上で、その結果に応じて適切な保全措置を講じる必要がある。

※本事業は静岡県環境影響評価条例の第 1 種事業に該当する。



図は静岡県 GIS 鳥獣保護区等位置図を流用

【評価】

△：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。

(大項目・中項目) 4. 防災 4-1 候補地の災害リスク

(小項目) 4-1-1 地形地質条件

・地形地質条件による評価のまとめ

項目	参照	評価内容
① 候補地周辺の地形と活断層分布状況	P. 13	・ 候補地近傍に北伊豆断層帯が分布しているが、政府地震調査研究推進本部の長期評価では、「今後 300 年以内の地震発生確率はほぼ 0%」と評価されており、ごみ処理施設の一般的な稼働期間（数十年）を考慮すれば、継続稼働に影響を与えるリスクは相対的に低い。
	P. 14	・ 候補地の下段側は、山からの水が流れる谷の流路が含まれており、当該流路は土石流危険溪流に該当することから、土地利用に当たっては留意が必要である。
② 候補地周辺の地質	P. 15	・ 候補地の地質は、概ね火山の噴出物（溶岩等）からなる。建築物により沈下する等の地質的リスクは低いと考えられるが、事前の調査により支持層を確認する必要がある。
③ 過去の地形図との比較	P. 16	・ 候補地周辺の旧版地形図を確認したところ、上段の土地は、尾根部を平坦地に人工改変（切土）した箇所と考えられ、沢部の埋立地跡（盛土）等ではない。 ・ 下段の土地は、熱函道路やトンネル整備の際に発生した残土等により沢部を埋め立ててできた平坦地（盛土）であると考えられ、施設を建設する場合は地盤の詳細な調査を行う必要がある。
④ 現地踏査（近傍からの目視確認が中心）結果	P. 17	・ 敷地内の上段側は、現状で平坦地になっている。旧版地形図から、切土による造成であると確認でき、施設を建設するにあたり、支持力がある優良な土地と考えられる。ただし、正確な評価のためには調査を行う必要がある。 ・ 下段側も同様に現状で平坦地となっているが、盛土であると考えられるため、地盤の安定性に関して慎重な検討が必要になる。

【評価】

- ・ 次ページ以降の考察及び確認結果を総合的に判断し、上段側のみを活用する場合においては、
「◎：施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ない」と評価する。
- ・ 下段側を活用する場合には、地盤の安定性や土石流危険溪流に関して慎重な検討が必要になる。

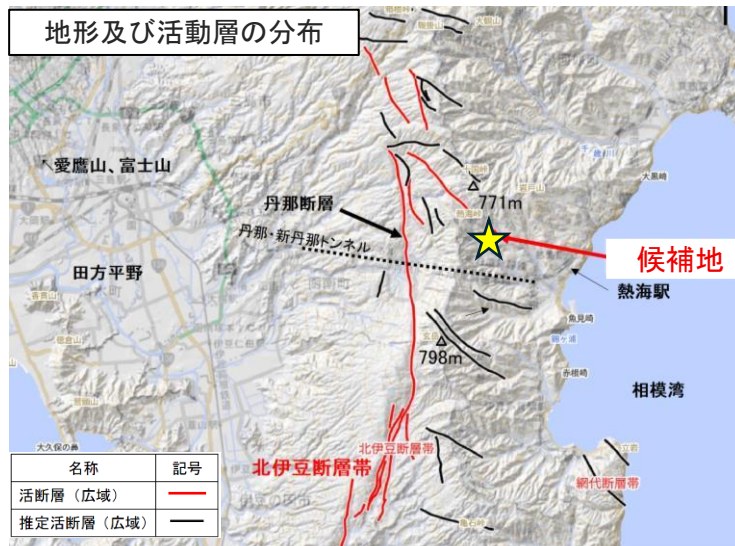
(小項目) 4-1-1 地形地質条件

①候補地周辺の地形と活断層分布状況【活断層】

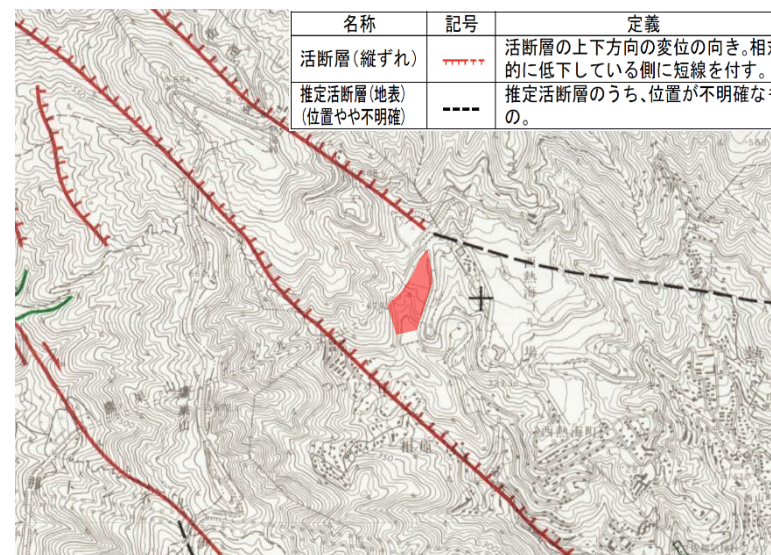
- 候補地を含む広域的な地形は、箱根から玄岳などの南北に延びる標高 900～800m 程度の山稜から、東側は相模湾まで比較的急傾斜な山地、西側は田方平野まで緩やかな山地となっている。
- この地域には、伊豆半島北部に分布する活断層帯である北伊豆断層帯が存在し、当該断層帯は複数の断層から構成される広域的な地質構造である。
- 候補地の西側山稜より西には、北伊豆断層帯を構成する主要な断層の一つである「丹那断層」が分布している。丹那断層は、1930 年北伊豆地震 (M7.3) の起震断層として知られており、本地域における代表的な活断層である。
- 候補地北側近傍には、北伊豆断層帯から派生する分岐断層の「熱海峠断層」、南側には「相の原断層」がある。北伊豆地震では、分岐断層群の一部も同時に活動したことが確認されている。
- 政府地震調査研究推進本部地震調査委員会の「北伊豆断層帯の長期評価について」(平成 17 年 2 月)によれば、北伊豆断層帯の平均活動間隔は 1,400～1,500 年程度と推定され、最新活動時期が 1930 年の北伊豆地震であり、今後 300 年以内の地震発生確率は「ほぼ 0%」と評価されている。

【確認結果】

・ 候補地近傍に北伊豆断層帯が分布しているが、政府地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価では、「今後 300 年以内の地震発生確率はほぼ 0%」と評価されており、ごみ処理施設の一般的な稼働期間(数十年)を考慮すれば、継続稼働に影響を与えるリスクは相対的に低い。



資料：日本の活断層総覧・クラウド活断層 Web アプリ (応用地質株式会社、宮内・堤・石山・楳原・金田・後藤・田力・廣内・松多 編 一般財団法人東京大学出版、株式会社環境地質、2026 年) に一部加筆



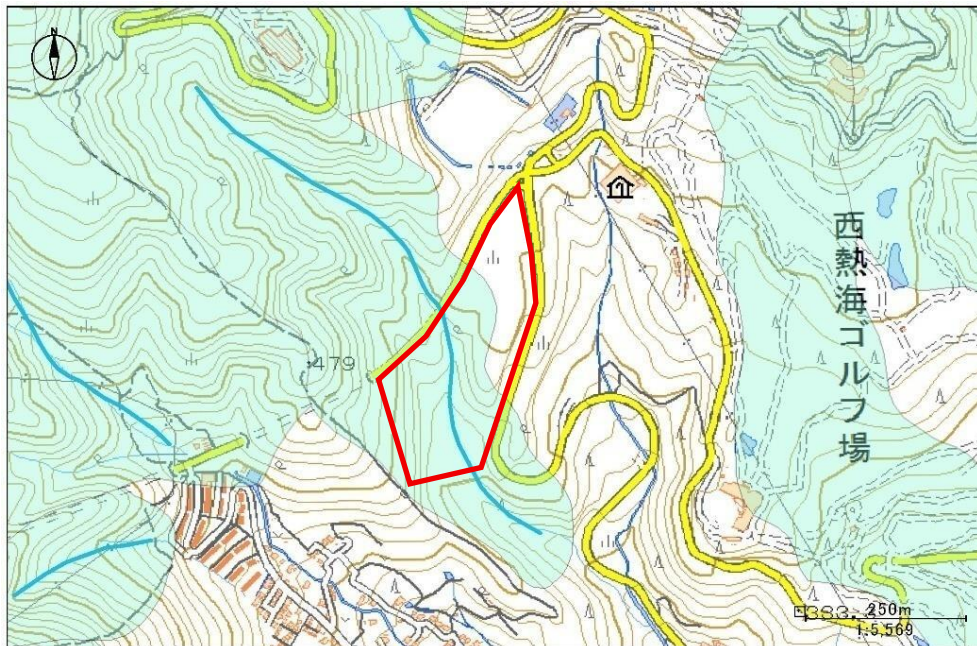
： 候補地

資料：地理院地図 (電子国土 WEB)

(小項目) 4-1-1 地形地質条件

①候補地周辺の地形と活断層分布状況【土石流危険渓流】

- 国土交通省の通知により、令和6年度以降、従来の「土石流危険渓流」等の呼称は廃止され、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」等に一本化された。これに伴い、「土砂災害警戒区域（土石流）」より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼び分けることとされた。
- 熱海市候補地の下段側には、山からの水が流れる谷状の流域が含まれており、土砂災害警戒区域（土石流）の上流域に該当することから当該流域は土石流危険渓流に該当することが確認される。（静岡県砂防課に照会。）
- 下段側を活用する際には、土砂災害警戒区域（土石流）の指定状況や上流部の地形地質を詳細に調査し、必要に応じて流路の整備等、適切な安全対策を講じる必要がある。



資料提供：静岡県

【確認結果】

・候補地の下段側は、山からの水が流れる谷の流路が含まれており、当該流路は土石流危険渓流に該当することから、土地利用に当たっては留意が必要である。

②候補地周辺の地質

-
- This geological map of the Sagami Plain area includes the following features and labels:
- Top Left:** シームレス地質図(産総研) (Seamless Geological Map (Geological Survey of Japan))
 - Top Center:** F0412 / Q2_M / 箱根火山群 / 外山山
 - Top Right:** 4 (Scale indicator)
 - Left Side:** 愛鷹山 火山噴出物 (Aikyo Mountain Volcanic Ejecta), 富士山 火山噴出物 (Mount Fuji Volcanic Ejecta), 扇状地堆積物 (Alluvial Fan Deposits).
 - Center:** 箱根火山群 東京軽石流 (Hakone Volcanic Group Tokyo Pumice Flow), 丹那・新丹那トンネル (Tana / Shin-Tana Tunnel), 丹那盆地 (Tana Basin), 湯ヶ島層群 砂岩 (Yukajima Formation Sandstone), 沖積層 (Alluvium).
 - Right Side:** 箱根火山群 湯河原火山噴出物 (Hakone Volcanic Group Tsurugahara Volcanic Ejecta), 地質断層 (Geological Fault), 候補地 (Candidate Site - marked with a yellow star and red arrow), 地下・表流水が盆地に集水 (Groundwater and Surface Water Collect in the Basin), 宇佐美・多賀火山群 熱海火山噴出物 (Uzumi / Taga Volcanic Group Atsugi Volcanic Ejecta), 宇佐美・多賀火山群 下多賀火山噴出物 (Uzumi / Taga Volcanic Group Shimotaga Volcanic Ejecta), 丹那断層(活断層) (Tana Fault (Active Fault)).
 - Bottom Left:** 2 km (Scale bar), サタ保の島 (Sataho Island).
 - Bottom Right:** 熱海市 (Atsugi City), 網代漁港 (Aji Fishing Port), シームレス地質図V2 (Seamless Geological Map V2), 地質院地図 標準地図(20万): 国土地理院 (Geological Survey of Japan Standard Map (200,000): Geospatial Information Authority of Japan), 撮影・収録 (Photography / Recording), 出典: 国土地理院ホームページ (Source: Geospatial Information Authority of Japan Homepage), 1/20万火山地質図 (1/200,000 Volcanic Geological Map).

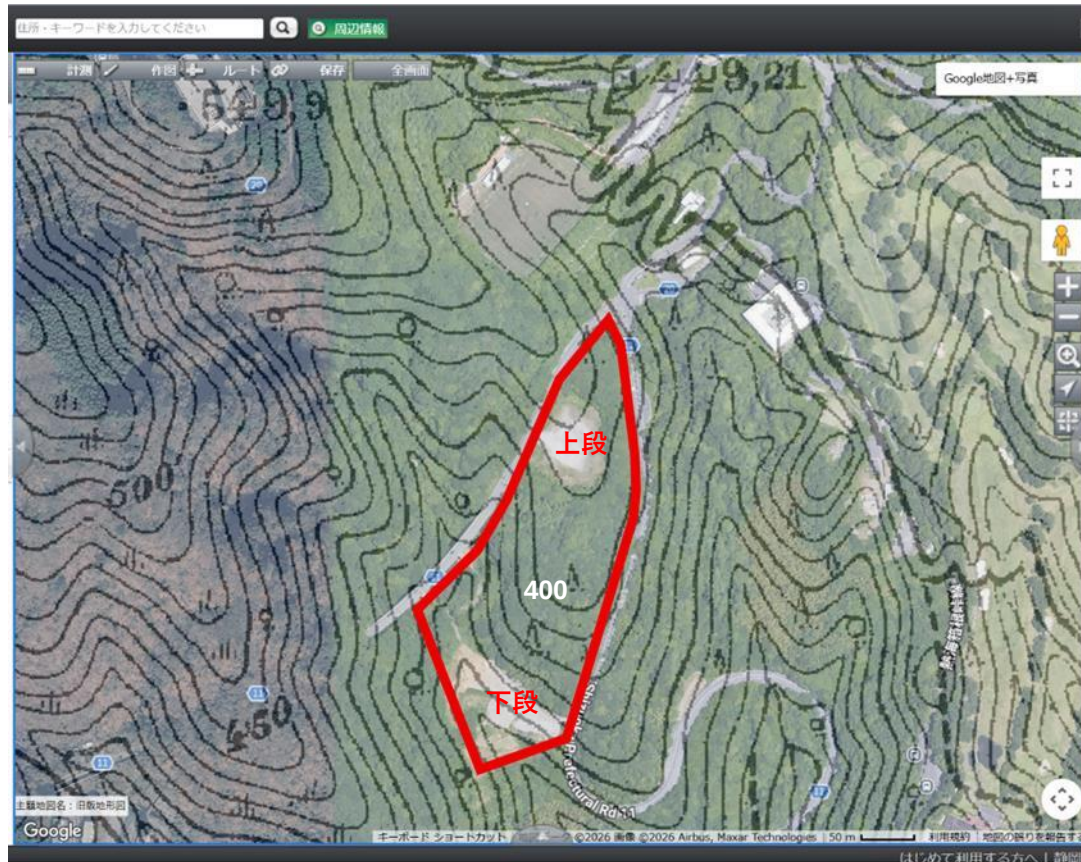
【確認結果】

- 15

(小項目) 4-1-1 地形地質条件

③過去の地形図との比較

・候補地周辺における過去の人工改変（盛土・切土）の状況を把握するため、国土地理院が保有する1916年（大正5年）測量の旧版地形図と現在の航空写真を重ね合わせた図により確認した。



 : 候補地

資料：静岡県地理情報システムに一部加筆

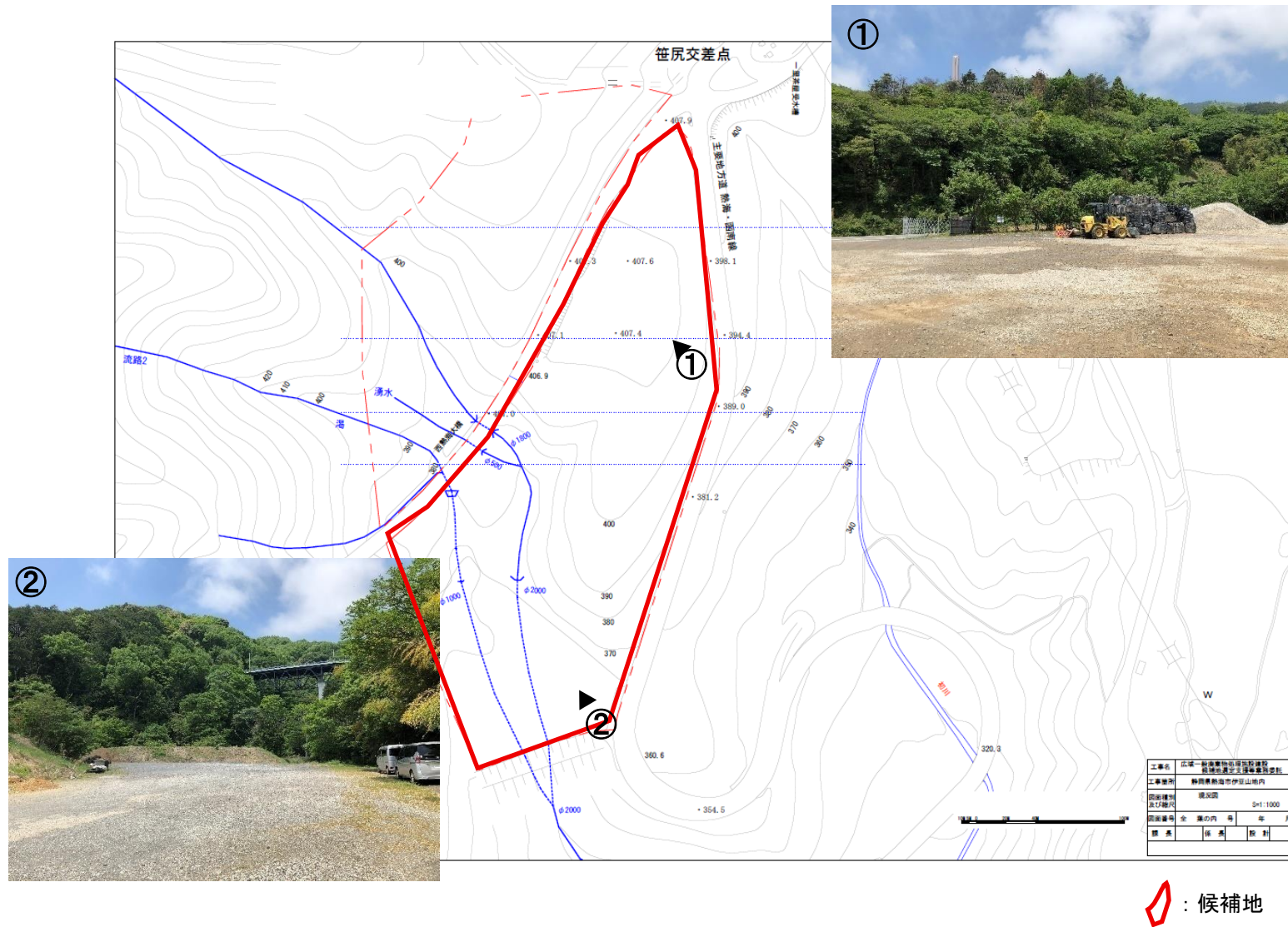
【考察】

・候補地周辺の旧版地形図を確認したところ、上段の土地は、尾根部を平坦地に人工改変（切土）した箇所と考えられ、沢部の埋立地跡（盛土）等ではない。

・下段の土地は、熱函道路やトンネル整備の際に発生した残土等により沢部を埋め立ててできた平坦地（盛土）であると考えられ、施設を建設する場合は地盤の詳細な調査を行う必要がある。

(小項目) 4-1-1 地形地質条件

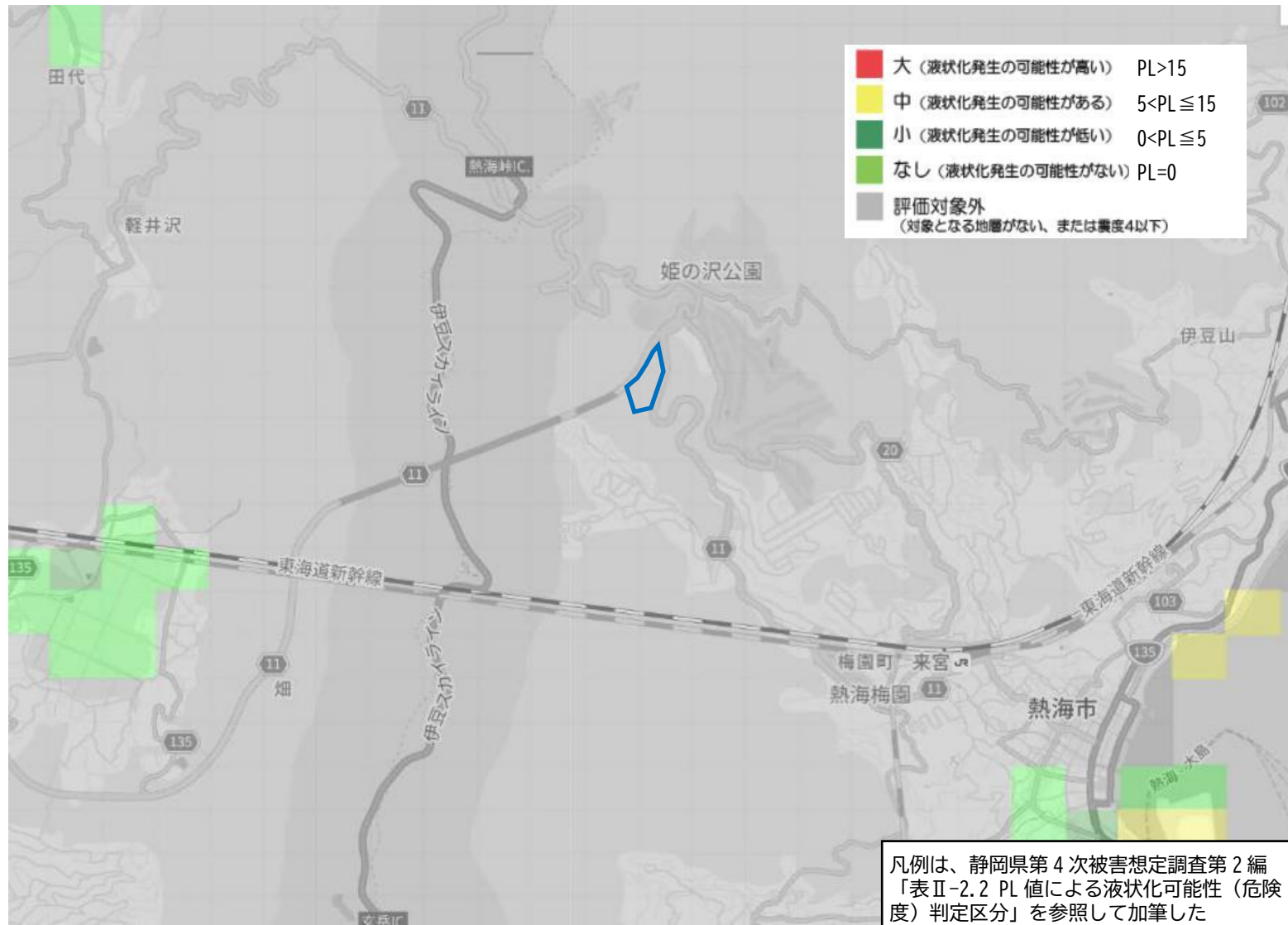
④現地踏査（近傍からの目視確認が中心）結果



【確認結果】

- ・敷地内の上段側（①周辺）は、現状で平坦地になっている。旧版地形図（P. 16）から、切土による造成であると確認でき、施設を建設するにあたり、支持力がある優良な土地と考えられる。ただし、正確な評価のためには調査を行う必要がある。
- ・下段側（②周辺）も同様に現状で平坦地となっているが、盛土であると考えられるため、安定性に関して慎重な検討が必要になる。

(小項目) 4-1-2 液状化想定



① : 候補地

資料：静岡県地理情報システム

【評価】

◎：液状化が生じる可能性が小 (PL 値<5)

(小項目) 4-1-3 浸水想定レベル



○ : 候補地

資料：熱海市洪水ハザードマップ

【評価】

◎ : 0.5m 未満のエリアに該当する。

(大項目・中項目) 4. 防災 4-2 運搬ルート of 災害リスク

(小項目) 4-2-1 運搬ルート of 災害リスク

【前提】

- ・ 本項目において評価対象とする運搬ルートは、各市町が広域化により通行する「広域的な幹線道路から候補地までのルート」とし、三島市、裾野市、長泉町及び函南町から候補地までの「国道 246 号～伊豆縦貫道～主要地方道熱海函南線（熱函道路）」とする。（右図青線）。

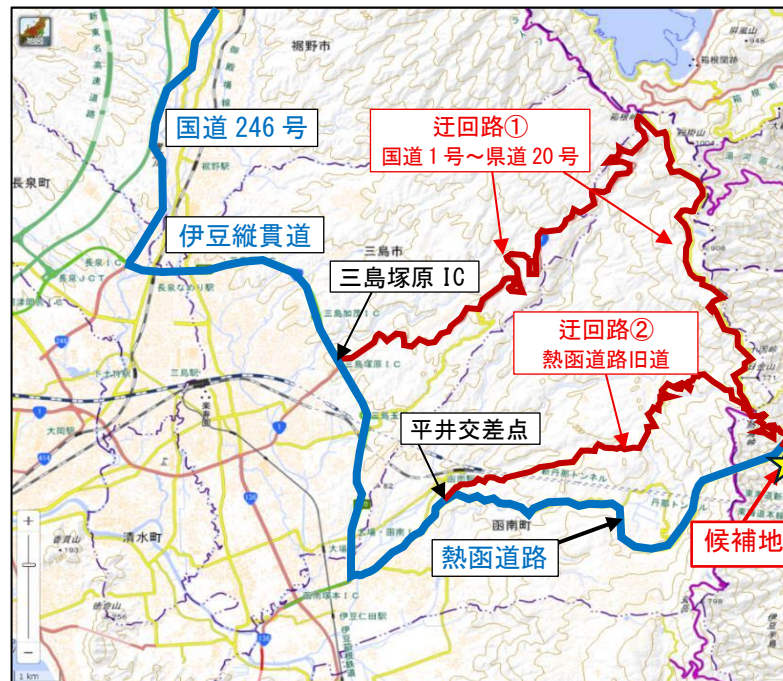
【緊急輸送路等の指定状況】

- ・ 国道 246 号、伊豆縦貫道及び熱函道路は静岡県第 1 次緊急輸送路に指定されている（下図）。
- ・ また、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」（令和 7 年 3 月改訂）においては、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、国道 246 号及び伊豆縦貫道は STEP1（道路啓開目標概ね 1 日）、熱函道路は STEP2（同 3 日）に位置づけられている。
- ・ 以上のことから、3 路線は災害等による通行止めがあった場合でも、優先的に復旧が行われる道路と見込まれる。



第 1 次 黒 第 2 次 赤 第 3 次 緑

資料：静岡県地理情報システム



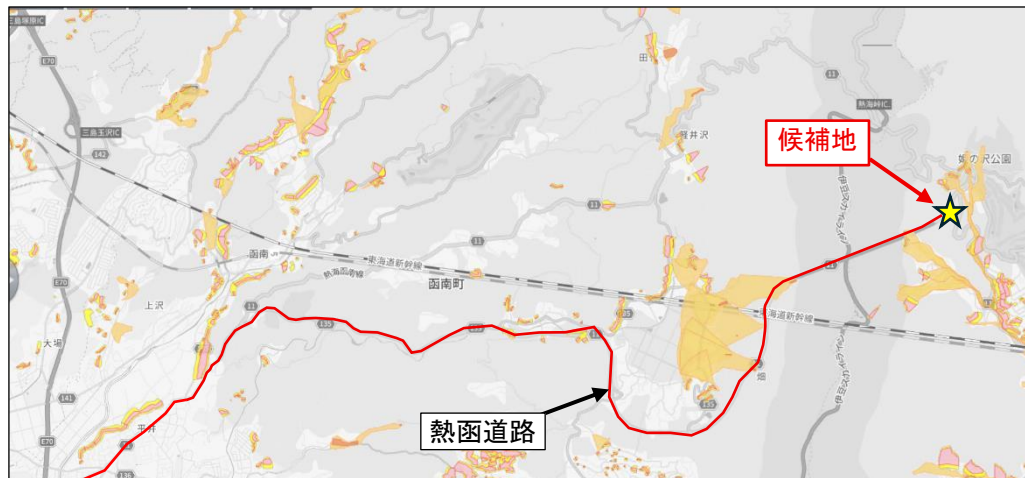
資料：地理院地図に加筆

【評価】

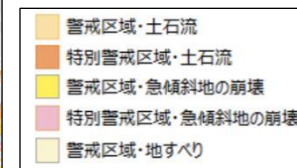
○：災害による通行止め of リスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。

【連続雨量による通行規制、ハザードマップによる区域指定等の状況】

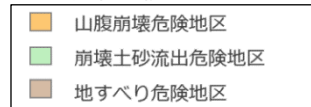
- ・熱函道路においては、「熱海市大字熱海～函南町大字畑」間で連続雨量 250 ミリを超えると通行止めとなる。（静岡県「異常気象時における道路通行規制要綱」）
- ・ハザードマップにより確認したところ、熱函道路には、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び砂防指定地に指定されている区間がある。



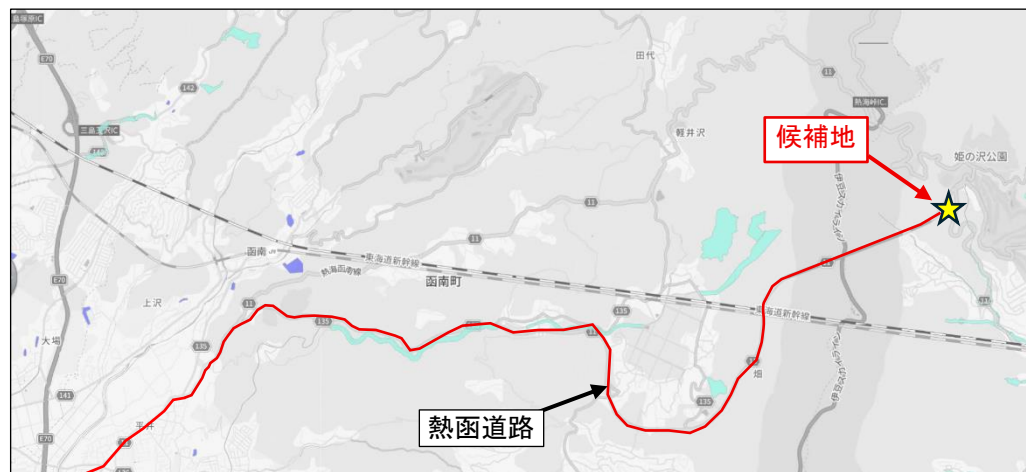
土砂災害（特別）警戒
区域マップ



山地災害危険地区



資料：静岡県地理情報システム



砂防三法

 砂防指定地
 ※熱函道路において、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定は認められない。

資料：静岡県地理情報システム

【災害履歴】

- 熱函道路では、平成 10 年 8 月末の豪雨で土砂崩れにより、5 日間の全面通行止めになった事例をはじめ、自然災害による通行止めが発生している。過去 10 年間に於いて、自然災害、気象、事故による通行止めの履歴を調査した。

○熱函道路過去 10 年間の主な通行止め規制

(新聞報道による調査)

年月日	種別	概要	規制状況
R8. 2. 8	積雪	積雪による通行止め	通行止め
R6. 4. 15	交通事故	トラック等 3 台が絡む事故	通行止め
R1. 10. 12	大雨	台風 19 号による土砂崩れ	通行止め (10/12~10/15)
H30. 8. 8	交通事故	タンクローリー横転	通行止め
H30. 1. 22	積雪	積雪による通行止め	通行止め

- 令和元年 10 月台風 19 号の時は、土砂崩れにより全面通行止めとなったが、復旧作業の結果、3 日後には片側通行で通行可能となっている。

【迂回路の検討】

- ・ 熱函道路については、自然災害による通行止めとなるリスクが認められることから、迂回路の検討を行う。
- ・ 熱函道路の迂回路としては、「伊豆縦貫道（三島塚原 IC）～国道 1 号～県道 20 号（P. 20 の迂回路①）」を設定する。また、函南町の一部地域からの迂回路としては、「熱函道路平井交差点～熱函道路旧道～県道 20 号」（P. 20 の迂回路②）も考えられる。
- ・ 迂回路①の三島塚原 IC からの候補地までの区間の距離は、約 17km→約 26km に 9 km 程度増加する。また、迂回路②は約 10 km→約 13 km の 3 km 程度の増加となる。
- ・ なお、県道 20 号では、過去の災害履歴において、通行止めが発生していることが確認され、熱函道路に比べて長期間の復旧日数を要している。

○県道 20 号（迂回路）の過去 10 年間の主な通行止め規制

（新聞報道による調査）

年月日	種別	概要	規制状況
R8. 2. 8	積雪	積雪による通行止め	通行止め
R6. 8. 30	大雨	台風 10 号による土砂崩れ	通行止め（8/30～10/1）
R5. 9. 5	倒木	倒木による通行止め	通行止め
R4. 8. 13	大雨	台風 8 号による通行止め	通行止め
R4. 1. 6	積雪	積雪による通行止め	通行止め
R3. 7. 3	大雨	大雨による通行止め	通行止め（7/3～7/15 まで）
R2. 6. 16	復旧工事	台風 19 号復旧工事	通行止め（6/16～6/19）
R2. 1. 27	積雪	積雪による通行止め	通行止め
R1. 10. 12	大雨	台風 19 号による土砂崩れ	通行止め（12/20～片側交互）
H30. 8. 13	倒木	倒木による通行止め	通行止め
H30. 3. 21	積雪	積雪による通行止め	通行止め
H30. 2. 2	積雪	積雪による通行止め	通行止め

【まとめ】

- ・ 基本の運搬ルートとなる「国道 246 号～伊豆縦貫道～熱函道路」のうち、熱函道路については、自然災害による通行止めのリスクが想定される。ただし、同道路は静岡県第 1 次緊急輸送路等に指定されており、災害時には優先的な道路復旧が見込まれることから、ごみ処理の継続性が長期にわたり停止する重大なリスクは比較的小さい。
- ・ また、熱函道路の迂回路として「伊豆縦貫道（三島塚原 IC）～国道 1 号～県道 20 号」等があり、距離にして最大で 9 km 程度の迂回であり、遠方にはならないと評価する。
- ・ なお、基本ルートと迂回路が同時に通行止めになった場合も想定し、各市町において、収集運搬の一時停止時の周知方法や対応の整理など、事前に対策を講ずることが重要と考えられる。

(大項目・中項目) 6. 経済性 6-1 施設整備費以外の費用

(小項目) 6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費(既存2車線道路までの整備費)

■用地取得費

「4-1-1 地形地質条件」の評価を踏まえ、上段側の土地のみを活用、購入することを前提として検討する。

現時点で必要な土地面積を定めることは困難であるため、面積要件の設定根拠として定めた2haを用地費算定の面積とする。

(一財)資産評価システム研究センター「地価マップ」より算出

・固定資産税路線価(令和7年度)

→計画地の接道: 11,400 円/㎡

・面積 2ha (20,000 ㎡)

→ $20,000 \text{ ㎡} \times 11,400 \text{ 円/㎡} = 2.28 \text{ 億円}$

■造成費

第1次評価時に作成した概略造成検討図(右図)を基に数量を算出し、最新の標準積算単価から金額を算出

直接工事費: 約4.54億円、諸経費(50%): 2.26億円

→ 廃棄物処理施設の用地造成概算事業費: 6.80億円

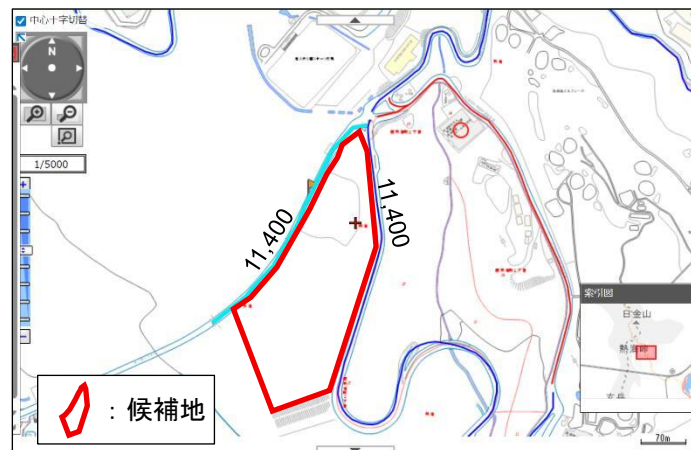
(税抜き、諸経費込み)

■道路整備費(県道拡幅)

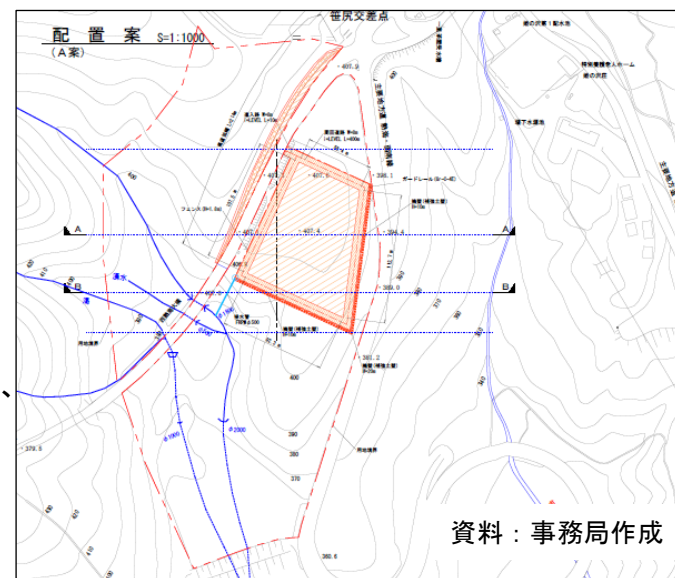
熱海市による調査検討資料(令和3年度時点)における数量を参考に、算単価から金額を算出

直接工事費: 約1.51億円、諸経費(50%): 0.75億円

→ 県道拡幅に伴う道路整備費: 2.26億円(税抜き、諸経費込み)



資料: 全国地価マップより



資料: 事務局作成

【検討結果】

■用地取得費

約2~3億円

(路線価による概算であり土地評価を行ったものではない)

■造成費

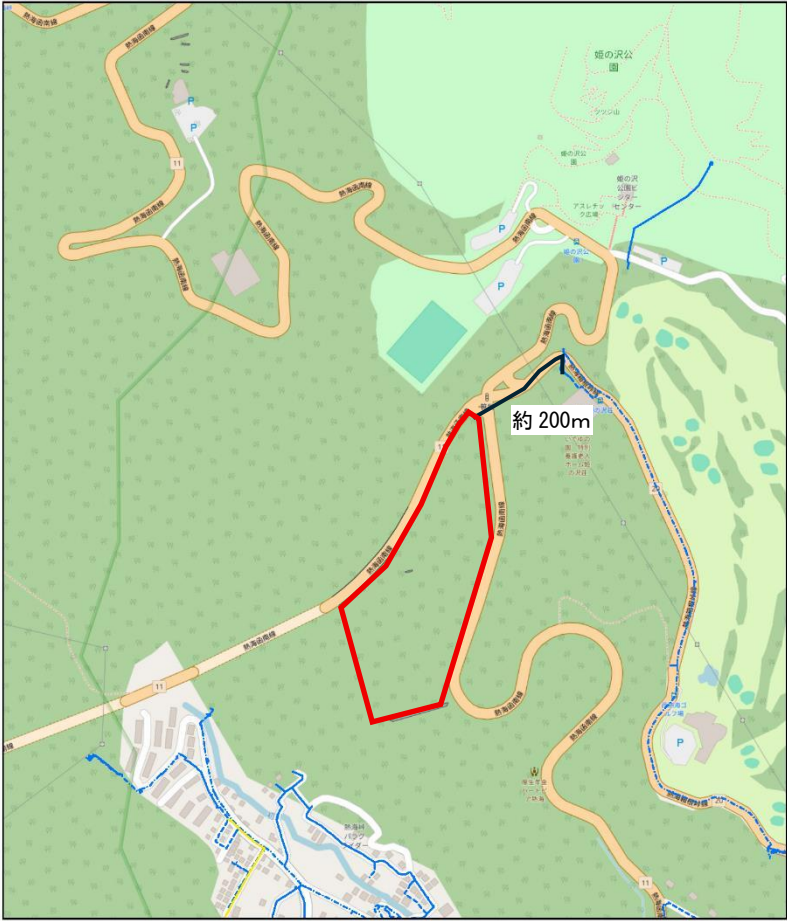
約6~7億円

■道路整備費(県道拡幅)

約2~3億円

※下段側の土地を利用する場合は、場内道路の造成費に加え、地盤調査が必要であり、地盤対策費についても増加要因となる。

(大項目・中項目) 6. 経済性 6-2 インフラ条件
(小項目) 6-2-1 上水道の整備状況



水道管路
φ75
φ100
φ150
φ20
φ25
φ50

候補地

資料：熱海市クラウドGIS（上水道管路情報）

- ・「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（令和 7 年 3 月 国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課）より
※地理的条件については未考慮
- ・一里茶屋浄水場・受水槽からの配水管より給水を検討。
配管長さ：約 200m（ダクタイル鋳鉄管）
配管径：100φ を想定

口径	100	mm
m単価	89	千円/m諸経費・税込み
距離	200	m
施工費	17,800	千円諸経費・税込み

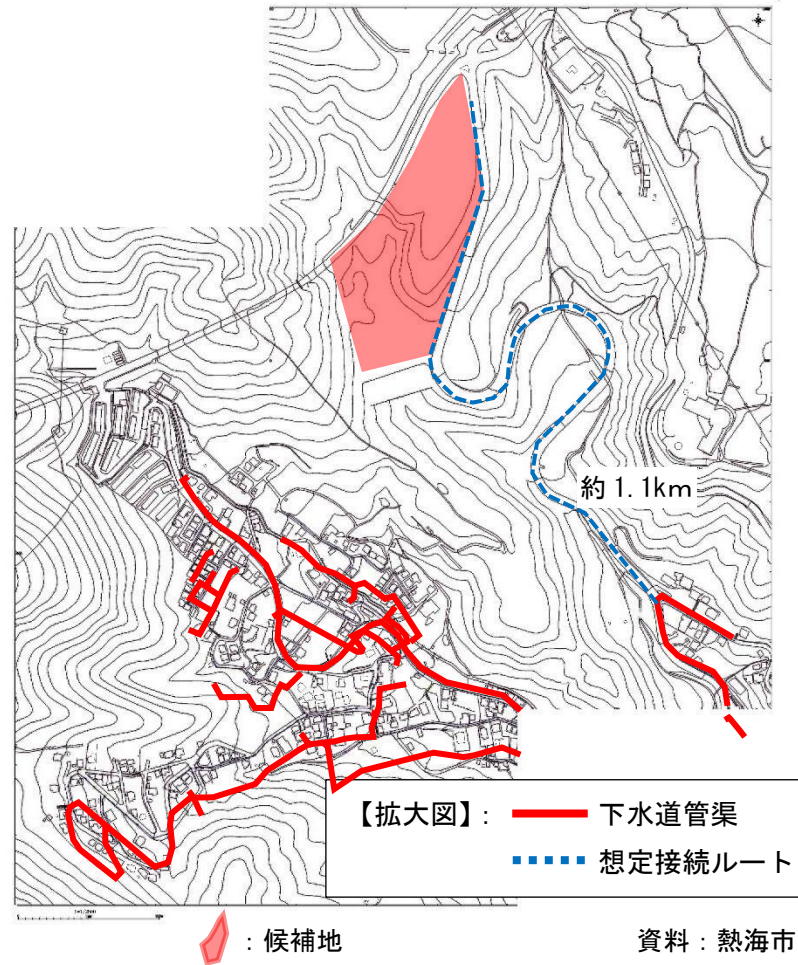
検討結果：17,800 千円（諸経費・税込み）

【検討結果】
近隣の配水管より給水すると、約 0.2 億円と想定される。

(小項目) 6-2-2 下水道の整備状況



資料：熱海市公共下水道事業基本計画（平成 26 年 8 月）



資料：熱海市

【検討結果】

- ・既存の検討資料を基にした概算費用であり、設計積算を行って算出したものではないが、整備費は約2億円と想定される。
- ・処理水を場内で循環する無放流方式に比べ、下水道放流方式は焼却のエネルギー回収効率向上が見込めることから、事業実施段階においては、両方式について比較検討を行う。

- ・熱海市下水道事業計画区域内（熱海処理区）であるが、整備は未定。
- ・令和 7 年度熱海市公共下水道ストックマネジメント計画（管路施設）策定業務の布設替え単価を参考に概算費用を検討
延長：約 1.1km（口径：250φ）
概算費用：1,100m×171 千円＝約 188,100 千円

(小項目) 6-2-3 変電所、特別高圧線からの距離



: 候補地

資料：環境アセスメントデータベース（再生可能エネルギー情報）

【検討結果】

- ・ 特別高圧線の接続先は、候補地西側の初川線（第13号鉄塔）が想定される。水平距離は約585mだが、相ノ原トンネルの尾根を越えるルートとなる。
- ・ 概算金額の算出については、東京電力パワーグリッドへの検討依頼が必要なため、発電機器仕様等の詳細が確定していない現段階では未定。一般的に特別高圧線接続は数億円規模とされ、地形や地質による増額要因も考えられる。
- ・ 一方で、3市2町で想定する規模の焼却施設では年間億単位の売電収入が見込まれるため、事業実施段階で特別高圧線接続の経済性を検討する。

(大項目・中項目) 6. 経済性 6-3 広域の収集・運搬の負荷

(小項目) 6-3-1 各市町からのごみの輸送距離、6-3-2 中継施設の設置の可能性

・各市町の現状と熱海市候補地までの輸送距離の比較（各市町の人口重心からの片道距離）

市町名	現状 (各市町の現行施設までの距離)	熱海市候補地までの距離	差
三島市	4.2km	<u>19.3km</u>	15.1 km増 (4.6 倍)
裾野市	4.0km	<u>27.7km</u>	23.7 km増 (6.9 倍)
熱海市	7.4 km	5.7km	1.7 km減 (0.8 倍)
長泉町	6.5km	<u>25.8km</u>	19.3 km増 (4.0 倍)
函南町	8.2km	11.9km	3.7 km増 (1.4 倍)
合計	30.3km	90.4km	60.1 km増 (3.0 倍)

人口重心は下表参照。輸送距離は経路検索を参考に設定

アンダーライン：18km 以上※の輸送距離

※環境省資料において、「一般に、輸送距離が 18 kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよい。」とある。

各市町の人口重心

市町名	地名	東経	北緯
三島市	三島市日の出町	138° 92 分 54.76 秒	35 度 12 分 16.36 秒
裾野市	裾野市千福	138° 90 分 43.98 秒	35 度 18 分 99.90 秒
熱海市	熱海市熱海字向山	139° 07 分 19.49 秒	35 度 08 分 79.69 秒
長泉町	長泉町下土狩	138° 89 分 60.05 秒	35 度 13 分 66.36 秒
函南町	函南町柏谷	138° 95 分 66.69 秒	35 度 08 分 87.21 秒

資料：総務省統計局「我が国の人口重心－令和 2 年国勢調査結果から－」

「各都道府県及び市町村人口重心（10 進数）」

【検討結果】

6-3-1 各市町からのごみの輸送距離：

- ・熱海市以外の 2 市 2 町において、人口重心点からの輸送距離が、現状より 1.4 倍～6.9 倍に伸びる。
- ・3 市 2 町全体としては、約 3 倍に伸びる。

6-3-2 中継施設の設置の可能性：

- ・三島市、裾野市及び長泉町において、人口重心点からの輸送距離が、中継施設導入検討の目安とされる 18km を上回る。

【様式】

建設候補地評価に係る調書

熱 海 市

土地の所在・地番 熱海市熱海字笹尻 1804 番 70 ほか

1 地域の合意形成の状況

・熱海市候補地は、どの自治組織にも属していないが、候補地を応募するに際し、以下に記載のとおり、住民説明会等の開催や関係機関等への状況報告を随時行う等、可能な限り広く周知を図るよう、鋭意取り組んでいるところである。

1 状況報告を実施した説明先等

- ①熱海市町内会長連合会 役員会
- ②近隣地区町内会長
- ③近隣施設
- ④住民説明会
- ⑤市関連団体等
- ⑥熱海市廃棄物減量等推進審議会

2 状況報告の実施方法

以下、時系列にて概要を記載する。

(1) 令和 7 年 7 月（上記 1 ①②③）

時期	説明先	主な説明事項と意見
令和 7 年 7 月 11 日	熱海市町内会長 連合会 役員会 (上記 1 ①)	【主な説明事項】 ◎ごみ処理広域化の現状（主に建設候補地の検討）と今後のスケジュール概要 ◎本市は公募を行わず、公有地からの抽出による検討を進めていること ◎抽出対象地は、熱海市が所有する「笹尻交差点付近の熱海市公有地（以下「笹尻公有地」とする。）」とし、期限までに応募予定であること ◎10 月下旬の応募期限後、3 市 2 町協議等を経て、令和 8 年度早期に各市町が広域化へ参加するかの判断することを見込んでいること ◎新施設稼働は令和 18 年度からを予定していること ◎単独整備と比して広域整備のほうが効率化や費用負担低減が図れるといったメリットが見込めること ◎今後、仮に候補地が他市町に決定した場合、
	近隣地区町内会長 (上記 1 ②)	
令和 7 年 7 月 15 日 ～7 月 17 日	近隣施設 (上記 1 ③)	

		本市としては収集運搬コストが上昇するといった懸念があること ◎住民への情報発信（市 HP 等）に努めていくこと 【主な意見と市の回答】 ◎市の事業であり、必要な公共施設であること ◎広域化に伴う道路状況への影響等を考慮していくこと ◎住民への説明と周知に努めること →鋭意対応していく
--	--	--

(2) 令和 7 年 9 月（上記 1 ①②）

時期	説明先	主な説明事項と意見
令和 7 年 9 月 12 日	熱海市町内会長 連合会 役員会 （上記 1 ①）	【主な説明事項】 ◎前回以降の経過報告 （市 HP や広報あたま 8 月号「お知らせ欄」等による周知に努めていること） ◎8 月 18 日に「熱海市公共施設マネジメント推進会議」を開催、市として正式に「笹尻公有地」を建設候補地とすることについて了承されたこと ◎期限までに笹尻公有地による応募に向け準備を進めていること ◎引き続き情報発信に努めていくこと 【主な意見と市の回答】 ◎ごみ処理は生活に密接に関わるため、近隣地区住民のみならず市民全体への周知が応募前に必要ではなかろうか ◎そのため、住民説明会の開催や町内会を活用した周知等を早期に検討することが望ましい ◎その際、なぜ広域化するのか等を分かりやすく伝える等、住民の理解を得るよう努めること →丁寧な周知に努める
	近隣地区町内会長 （上記 1 ②）	

(3) 令和 7 年 10 月（上記 1 ①②③）

時期	説明先	主な説明事項と意見
令和 7 年 10 月 14 日	熱海市町内会長 連合会 役員会 （上記 1 ①）	【主な説明事項】 ◎前回以降の経過報告

	近隣地区町内会長 (上記 1 ②)	◎「公有地等からの抽出」について応募期間が延長されたこと (変更前) R7. 7. 28～<u>R7. 10. 31</u> (変更後) " ～<u>R8. 3. 31</u> ◎延長の主な理由は、現時点で公募、公有地等抽出いずれも各市町から応募がなく、さらにきめ細かい調査を行うとともに、丁寧に意見交換を行う時間を確保するため ◎延長に伴い、新施設の稼働目標が令和 19 年度に 1 年程度遅れる見込みであり、その分現施設の維持管理コストが必要であること
令和 7 年 10 月 6 日 ～10 月 20 日	近隣施設 (上記 1 ③)	【主な意見と市の回答】 ◎9 月にも意見したが、町内会の活用等、十分な説明と周知に努めること →丁寧な周知に努める

(4)令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月 (上記 1 ①～⑥)

ごみ処理広域化の「現状」と「今後の対応」等の概要及び令和 8 年 3 月の期限までに「笹尻公有地」を市として抽出した建設候補地として応募し、今後の協議検討を進めることを説明。以下、ア～ウに大別して概要を記載する。

ア 説明会の開催

令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月にかけて、これまでの意見等を踏まえ、下記のとおり「1 ④住民説明会」の開催や、「1 ⑤市関連団体等」への報告を実施する等、可能な限りの周知に努めているところである。

■住民説明会 (上記 1 ④)

No.	日時	説明地区	会場	人数
1	令和 7 年 12 月 15 日(月) 19:00～	網代地区	網代公民館	20
2	令和 7 年 12 月 22 日(月) 14:00～	西部地区 (上)	前の沢公民館	20
3	令和 8 年 1 月 6 日(火) 18:00～	伊豆山地区	仲道公民館	22
4	令和 8 年 1 月 16 日(金) 19:00～	伊豆山地区	仲道公民館	15
5	令和 8 年 1 月 16 日(金) 19:20～	下多賀地区	下多賀神社	20
6	令和 8 年 1 月 21 日(水) 13:30～	西部地区 (下)	萩原畳店	15
7	令和 8 年 1 月 28 日(水) 13:30～	西部地区 (中)	西部コミュニティセンター	18
8	令和 8 年 2 月 5 日(木) 19:00～	東部地区	東部コミュニティセンター	34
9	令和 8 年 2 月 6 日(金) 15:00～	上多賀老人会	上多賀会館	9
10	令和 8 年 2 月 8 日(日) 14:00～	東部地区	医王寺	11
11	令和 8 年 2 月 8 日(日) 19:00～	東部地区	医王寺	2
12	令和 8 年 2 月 13 日(金) 19:00～	伊豆山地区	七尾団地集会場	31
13	令和 8 年 2 月 13 日(金) 19:30～	和田木地区	和田木公民館	35

14	令和 8 年 2 月 16 日(月) 19:00～	中野地区	中野公民館	35
15	令和 8 年 2 月 16 日(月) 19:00～	東伊豆山地区	アミテック 1 階	6
16	令和 8 年 2 月 19 日(木) 19:00～	中部地区	市役所福祉センター	10
17	令和 8 年 2 月 20 日(金) 19:30～	上多賀地区	上多賀会館	40
18	令和 8 年 2 月 24 日(火) 19:00～	中部地区	市役所福祉センター	7
19	令和 8 年 3 月 5 日(木) 19:00～	東部地区	医王寺	8
計 (令和 7 年度)				358

【参考＜※＞】

20	令和 8 年 5 月 10 日(日) 11:15～	西熱海地区	西熱海本町集会所	34
合計 (令和 8 年度追加開催分合算＜令和 8 年 5 月末現在＞)				392

＜※＞令和 7 年度に計 19 回の住民説明会を開催したことに加え、令和 8 年度も説明会を開催している等、継続的な周知に注力している。

■市関連団体等 (上記 1 ⑤)

No.	日時	説明対象	会場	人数
1	令和 8 年 3 月 13 日(金) 13:30～	民生委員 児童委員	市役所福祉センター	91

【主な説明事項 (1 ④⑤共通)】

◎「現状」の説明

- ・国や県では、今後のごみ処理は広域化で実施することが望ましいとされており、近隣の 3 市 2 町においてごみ処理の広域化について協議検討を進めていること
- ・熱海市を含めた各市町のごみ焼却施設の老朽化が進んでいること
- ・現在、3 市 2 町それぞれにおいて市町抽出による建設候補地の応募を令和 8 年 3 月末までを期限として実施していること

◎「今後の対応」の説明

- ・熱海市は「笹尻公有地」を市抽出の候補地として応募し、住民サービスの維持と向上を目指していく方針であること
- ・ただし、これで決定ではなく、候補地の一つとして手を上げる段階であること
- ・今後、各市町から挙がってくる候補地が出揃った後、3 市 2 町で協議検討を重ね、候補地が選定されること
- ・令和 8 年度中に各市町において広域化に参加するかの判断を行うことで、広域化の枠組みが決まること
- ・令和 19 年度からの新施設稼働に向けた協議検討が進んでいくこと

【主な意見と市の回答】

◎候補地が遠方となった際の本市の対応について

→対応の一例として「中継施設」を整備すること等が想定される

◎広域化が実現した場合、他市町とのごみ分別について

→今後の協議検討事項の一つ。例えば分別区分の一部を他市町と統一化することも想定される

◎近隣で広域化に取り組んでいる事例について

→静岡県内の事例等を紹介

◎建設する場所について（1か所なのか）

→1か所に建設することを想定している

◎費用負担について（一律なのか）

→枠組が決まった後、自治体間で協議検討していくこととなる

◎候補地が熱海市に決まった後の住民への説明、周知等を丁寧に実施して欲しい

◎住民サービスが低下しないよう努めて欲しい

→鋭意対応していく

イ 熱海市廃棄物減量等推進審議会への報告

令和7年11月から令和8年3月にかけて開催された、「熱海市廃棄物減量等推進審議会（上記1⑥）」において下記のとおり現況や応募についての報告等を行った。

回数	時期	主な説明事項と意見
第1回	令和7年11月17日	【主な説明事項】 ◎広域化の必要性和これまでの経過等について ◎熱海市の今後の対応について（公募は行わず、公有地からの抽出とする） ◎建設候補地として「笹尻公有地」を想定、年度末までの応募に向け準備を進めていること ◎今後の主な流れについて（令和19年度の新施設稼働を目指すこと等） 【主な意見と市の回答】 ◎候補地が遠方となった場合の対処方法 →中継施設整備が一つの案 ◎住民にとって必要な施設であり、丁寧な対応を続けること ◎新施設稼働に向け、周辺自治体と協議検討を重ねること →鋭意対応していく
第2回	令和8年1月20日	【主な説明事項】 ◎前回説明事項の再確認（経緯と目的、建設候補地の応募、今後の流れ） ◎これまでの意見等を踏まえ、令和7年12月より住民説明会を開催（ミックスペーパー事業説明会に併せて開催）、熱海市では「笹尻公有地」により応募する準備を進めていることを説明する等、周知に取り組んでいること
第3回	令和8年3月17日	【主な説明事項】 ◎住民説明会の開催等、可能な限りの周知に努めてきていること

		◎開催した住民説明会等、また町内会長連合会役員会等においても、特段の反対意見等が無く、「笹尻公有地」により期限までに正式に応募すること ◎ただし、これで決定ではなく、候補地の一つとして手を挙げる段階ということ ◎今後も住民サービスの維持向上に努めていくこと
--	--	--

ウ 町内会長連合会役員会等への報告

令和８年３月に、下記のとおり「熱海市町内会長連合会 役員会（上記１ ①）」「近隣地区町内会長」（上記１ ②）「近隣施設（上記１ ③）」に対し、熱海市では正式に「笹尻公有地」により候補地として期限までに応募すること等を報告した。

時期	説明先	主な説明事項と意見
令和８年 ３月１７日	熱海市町内会長 連合会 役員会 （上記１ ①）	【主な説明事項】 ◎前回１０月以降の経過報告 ◎これまでの意見等を踏まえ、住民説明会の開催等、可能な限りの周知に努めてきたこと ◎開催した住民説明会等、また町内会長連合会役員会等においても、特段の反対意見等が無く、「笹尻公有地」により、期限までに正式に応募すること ◎ただし、これで決定ではなく、候補地の一つとして手を挙げる段階ということ ◎今後も住民サービスの維持向上に努めていくこと 【主な意見と市の回答】 ◎応募について特段の意見なし ◎今後も住民説明会を開催する等、住民への十分な説明と周知に努めること ◎定期的な報告を継続すること →鋭意対応していく
令和８年 ３月１６日 ～３月１７日	近隣地区町内会長 （上記１ ②）	
令和８年 ３月４日 ～３月１６日	近隣施設 （上記１ ③）	

2 その他

①余熱利用の可能性（熱利用施設活用の可能性）

候補地の北側約 170～500mの距離に熱海市姫の沢公園（指定管理者制度対象施設）が広がり、ビジターセンター、ツツジ園、スイセン園、アジサイ園、おべんとう広場、アスレチック広場、ピクニック広場、スポーツ広場等の施設を有する。屋内施設の冷暖房やシャワー室等に電気を用いている。

また、その他の近隣施設における余熱利用の可能性についても、対象となりうるエリア、距離、地形等を考慮しながら、可能な範囲で検討を進めていくこととする。

②敷地面積（敷地の汎用性）

敷地面積が全体で約 5.5 ヘクタールあり、上段側と下段側の両方を活用する場合には、エネルギー回収型廃棄物処理施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性が考えられる。

③大規模な切土の可能性（残土処分費への影響）

上段平坦地を活用する場合は、施設配置の概略検討によれば盛土工による不足土が生じると見込まれ、大規模な切土は発生しない見込みである。また、県道改良工事を行った場合に生じる残土を、工程次第で利用することも可能と考えられる。なお、下段側を活用する場合、上段と下段をつなぐ場内道路を整備することが見込まれ、切土工による残土が生じるが、上段側の造成に利用し、残土量を減少させることが可能と考えられる。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 第2次評価結果（案）

候補地の所在：熱海市熱海字笹尻地内

1 第2次評価の概要

大項目	主な確認内容	採点/配点
1. 土地利用の制限	防災の観点及び法規制等の指定解除や対策に時間を要する可能性の観点から、土地利用規制に関する評価を行った。 その結果、山地災害危険地区、保安林、土砂災害警戒区域、農用地区域、河川保全区域について、いずれの区域等にも含まれていないことを確認した。	10.0/10点
2. 生活環境の保全	候補地選定段階であることを踏まえ、現地確認及び既存情報に基づき、騒音、振動及び車両影響に関する評価を行った。 その結果、騒音及び振動について、発生源に近いほど影響が大きくなる特性を考慮し、候補地近傍の状況を確認したところ、周囲100m圏内には住居や学校等が存在しないことを確認した。また、搬入道路の交通量を混雑度の指標と比較したところ、アクセス道路は混雑度の多い幹線道路であると確認した。	8.7/10点
3. 自然環境の保全	候補地検討段階であることを踏まえ、既存情報によって確認できる範囲で貴重な動植物の保護に関する評価を行った。 その結果、自然植生には該当せず、巨樹・巨木も存在しない場所であることを確認した。また、希少生物の存在については、静岡県レッドデータブックに掲載されている34種の動植物の分布域が含まれていることを確認した。	7.3/10点
4. 防災	候補地周辺の地形、活断層の分布状況及び地質、過去の地形図との比較並びに現地踏査等により、候補地の災害リスクに関する評価を行った。 その結果、上段の平坦地を活用する場合においては、火山性堆積岩類から成る地質において切土により形成された安定した地盤であると考えられ、施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ないことを確認した。 各市町ハザードマップや過去の災害履歴等をもとに運搬ルート上の災害リスクに関する評価を行った。 その結果、熱函道路の通行止めのリスクが想定されるが、その場合でも迂回路が確保でき、遠方にはならないことを確認した。	18.4/20点
5. 地域の合意形成の状況	候補地は、自治組織に属さない土地であること及び土地所有者以外の権利者がいないことを確認した。	25.0/25点
合 計		69.4/75点

6. 経済性	建設候補地が1か所となったことから、点数評価は行わず、以下のとおり検討を行った。なお、概算費用については、「4. 防災」の評価を踏まえ、上段側の土地のみを活用するものとして検討した。また、現時点での限られた情報や条件での推定値であること、建設工事資材価格及び労務費が近年急激に上昇していることに留意が必要である。 ・ 用地費…固定資産税路線価（令和7年度）を基に推算した結果、2～3億円程度と想定。 ・ 造成工事費…概略造成設計を基に推算した結果、6～7億円程度と想定。 ・ 道路整備費…熱海市による過年度の検討資料における数量を参考に推算した結果、2～3億円程度と想定。 ・ 上水道…近隣の配水管からの給水が考えられ、0.2億円と想定。 ・ 下水道…下水道接続の概算費用を試算した結果、2億円程度と想定。事業実施段階において、無放流方式との比較検討が必要。 ・ 特別高圧線からの距離…最も近い鉄塔まで、トンネルの尾根を越える必要があり、地形、地質条件等による増加要因も考えられる。事業実施段階において、想定される売電収入との比較検討が必要。 ・ ごみの輸送距離、中継施設の設置の可能性…中継施設導入の目安（18km以上）を超えるのは、三島市、裾野市、長泉町である。この2市1町においては、片道距離が約15～24km、現在との比較で4～7倍程度に増加すると想定。
--------	--

2 第2次評価の結果

（1）「◎」の採点以外の小項目及び課題・留意事項

小項目	評価結果	課題・留意事項
2-2-1 排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。	・ 候補地近傍は住宅地ではなく、現状で渋滞の発生が多い路線ではないが、熱函道路において函南方面からの収集運搬車両が新たに加わる場合、笹尻交差点手前からの右折進入となることから、進入車両の待機による渋滞等が生じないように、道路拡幅等の整備が必要と考える。
3-1-3 希少生物の存在	△：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。	・ 静岡県レッドデータブック掲載の34種の希少生物の分布を確認した。同書の分布図は約10km四方単位（一部はその1/4）の広域的な情報であるため、事業実施段階では環境影響評価手続き※における詳細な現地調査を実施し、その結果に応じて適切な保全措置を講じる必要がある。 ※本事業は静岡県環境影響評価条例の第1種事業に該当する。

4-2-1 運搬 ルートの災害 リスク	○:災害による通行止めの リスクは想定されるが、 迂回路があり、遠方にな らない。	・熱函道路は、災害時の通行止めのリスクが想定されるものの、静岡県第1次緊急輸送路等に指定されており、優先的な道路復旧が見込まれる。また、通行止めとなった場合、国道246号～国道1号～県道20号の迂回路が確保でき、遠方にはならない。 ・一方で、土砂災害警戒区域等の区域指定状況や災害履歴を考慮すると、複数の道路が自然災害で同時に通行止めになる可能性も否定できないことから、迂回路の活用のほか、収集運搬の一時停止時の周知方法や対応の整理など、事前に対策を講ずることが重要と考えられる。
---------------------------	--	---

(2) まとめ

第2次評価の結果、上段の平坦地を活用することを前提とした場合、熱海市候補地の点数は69.4点（75点満点）であった。全17項目の小項目のうち、最も評価の高い「◎」が14項目、続いて「○」が2項目、「△」が1項目であり、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうる「×」は0項目であった。

以上のことから、当候補地の上段側は、**広域一般廃棄物処理施設の建設用地として適性の高い場所であると考えられる。**

一方で、事業化に当たっては、上記の「◎」と採点されなかった項目及び本選定委員会における評価の過程で明らかとなった次の点に特に留意し、検討を進めていく必要がある。

- ・ ごみ処理施設の整備に当たっては、地元住民の理解の上に事業を進めることが不可欠である。熱海市候補地はどの自治組織にも属さない区域ではあるものの、これまで熱海市では、資料1-3の調書に記述されているように、住民説明会や関係機関への状況報告等を重ね、当該土地を候補地として応募する旨の周知を図っている。今後、住民の理解と協力を得ながら事業を円滑に進めていくためには、引き続きコンプライアンスの遵守はもとより、積極的な情報公開と地域への丁寧な説明に十分留意しながら事業を行っていくこと。
- ・ 環境影響について、本選定委員会では、候補地選定段階であり具体的な施設計画が定まっていないことから、候補地近傍に関する状況として騒音・振動、車両影響の検討を行った。環境影響評価段階においては、影響予測に必要な事業計画案を定め、大気環境、水環境や動物、植物、生態系等、具体的に環境影響への予測、評価を行い、必要な対策を講ずること。
- ・ 経済性について、本選定委員会では、用地取得費や造成費、周辺道路整備費の施設整備費以外の費用や、インフラ整備費に関し、現時点での限られた情報の中で推算を行った。候補地までの収集運搬距離が現状より大幅に延伸する市町の収集運搬コストの増加、中継施設の必要性和合わせて、総合的に経済性の検討を行うこと。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価結果報告書 (案)

令和 8 年 7 月

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

目 次

はじめに

第1章 建設候補地選定の進め方	1
1.1 建設候補地選定委員会について	1
1.1.1 本委員会設置の経緯	1
1.1.2 本委員会の位置づけ	1
1.2 建設候補地選定のフロー及びスケジュール	1
第2章 建設候補地選定基準及び公募要項	4
2.1 建設候補地選定基準	4
2.1.1 選定基準の考え方	4
2.1.2 建設候補地の選定方法	4
2.1.3 建設候補地の選定基準	6
2.2 公募要項	7
2.2.1 応募資格	7
2.2.2 応募要件	7
2.2.3 応募時の提出書類等	7
2.2.4 施設建設地域への地域支援策	8
第3章 評価項目及び評価基準	9
3.1 評価項目	9
3.2 評価基準	9
3.2.1 評価基準の考え方及び評価方式	9
3.2.2 大項目の重み付け	9
3.2.3 小項目の配点	10
3.2.4 採点方法	11
3.2.5 評価項目及び評価基準	11
3.2.6 候補地が1か所となった場合の対応について	14
3.3 調書の作成について	14
3.3.1 地域の合意形成の状況	14
3.3.2 その他	14
第4章 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出	16
4.1 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出の期間	16
4.2 公募及び公有地等からの抽出の結果（市町及び箇所数）	16
4.3 候補地の位置図	16
第5章 資格判定	19
第6章 第1次評価	20
第7章 第2次評価	22
7.1 第2次評価の概要	22
7.2 地域の合意形成の状況等調書に記述された事項	24
7.3 まとめ	25
おわりに	

はじめに

本報告書は、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）における広域一般廃棄物処理の実現に向け、その基盤となる処理施設の建設候補地について検討を行うために設置された「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「本委員会」という。）の検討成果を取りまとめたものである。

ごみ処理の広域化・集約化については、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号）等により方向性が示され、全国的に取り組まれている状況である。静岡県内においても静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和4年3月静岡県）によって方向性が示され、3市2町は東部地域における枠組の一つに位置づけられた。

3市2町では、既存のごみ処理施設の老朽化が進行し、延命化措置を講じつつも将来的な更新が共通の課題となっている。また、人口減少やごみ減量の進展が見込まれる中で、各市町が個別に施設整備・運営を行う従来の方式では、財政負担や人材確保の面で持続可能性に課題がある。このような背景の中で、県マスタープランを踏まえ、3市2町は、令和5年度から施設の集約化による広域的なごみ処理の推進に向けた具体的な協議を進め、令和7年3月、副市長及び副町長を構成員とするごみ処理広域化検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置し、ごみ処理広域化の協議検討を行っているところである。

広域化の実現により、建設費単価の低減や運営の効率化による財政負担の軽減、施設の高度化・効率化による安定的かつ持続可能な処理体制の確保、さらにはごみ発電の実施等による温室効果ガス排出量の削減といった効果が期待される。一方で、広域処理施設の建設候補地の選定、収集運搬距離の増加に伴う費用や住民負担への配慮、処理対象物・施設構成の整理、広域的な組織体制の構築など、解決すべき課題も多岐にわたる。

このうち、とりわけ建設候補地の選定は、広域化の成否を左右する重要な要素であり、各市町の広域化への参加判断にも大きく影響するものである。このため、3市2町は本委員会を設置し、専門的知見と客観的な評価に基づき、公募及び公有地等から抽出した候補地について、公平かつ透明性のある検討を行うこととした。

本委員会では、候補地選定基準及び評価方法を策定した上で、応募・抽出された候補地について、法規制や環境条件、防災性、地域合意の状況、経済性等の観点から段階的な評価を実施し、その検討結果を本報告書に取りまとめた。

本報告書が、今後の検討協議会における協議及び3市2町の最善な意思決定に資するとともに、広域的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けた着実な前進につながることを期待する。

令和8年7月

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会
委員長 平井 一之

第1章 建設候補地選定の進め方

1.1 建設候補地選定委員会について

1.1.1 本委員会設置の経緯

3市2町は、令和6年度までのごみ処理広域化協議の中で、各市町が広域化に参加するかどうかの重要な判断要素の一つとして、広域化により市外・町外にごみを搬出することになった場合の収集運搬距離の増加を想定することが必要であり、そのために、3市2町の枠組みにおける広域一般廃棄物処理施設の建設候補地をあらかじめ選定した上で、広域化参加の判断を行うこととした。

そこで令和7年度から、3市2町は、副首長による検討協議会において建設候補地の検討を行うこととし、そのため、本委員会を共同で設置した。本委員会では、公募又は各市町公有地等からの抽出により選出した候補地について、学識経験者と各市町の担当部長が意見を取り交わし、評価検討を行う。

その結果は検討協議会に報告され、各市町は、本委員会による建設候補地の評価結果を考慮し、広域化への参加判断を行う流れとなる。

1.1.2 本委員会の位置づけ

本委員会の位置づけは図1.1に示すとおりである。本委員会は、委員を検討協議会が選任し、3市2町が要綱・覚書によって共同で設置するものである。本委員会では、選定に係る評価、検討及び意見、提言を議論し、その結果を検討協議会に報告する。

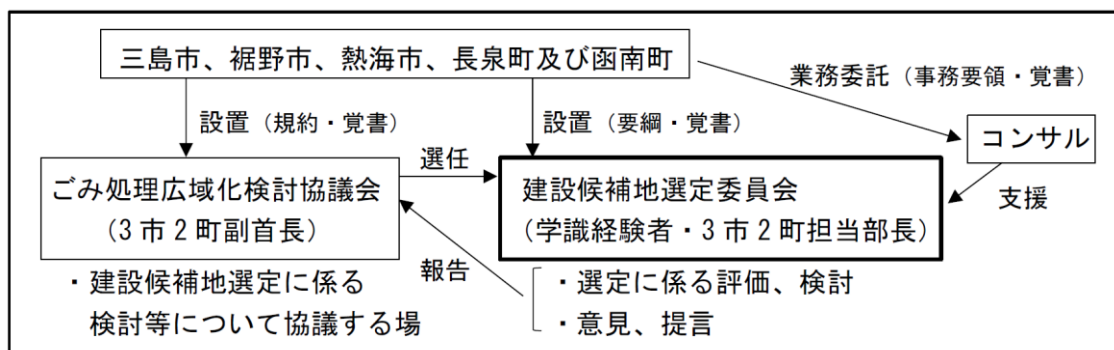
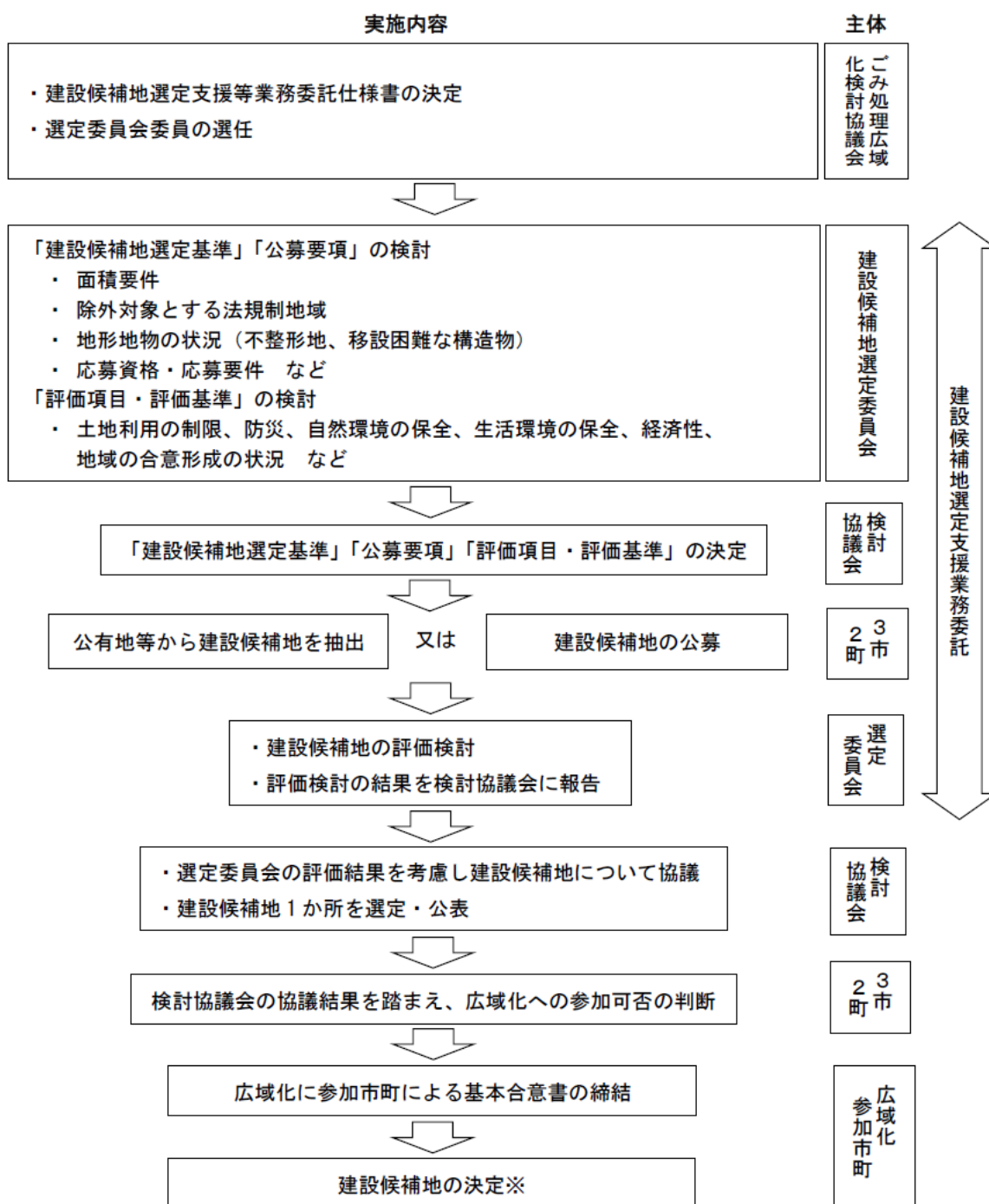


図 1.1 本委員会の位置づけ

1.2 建設候補地選定のフロー及びスケジュール

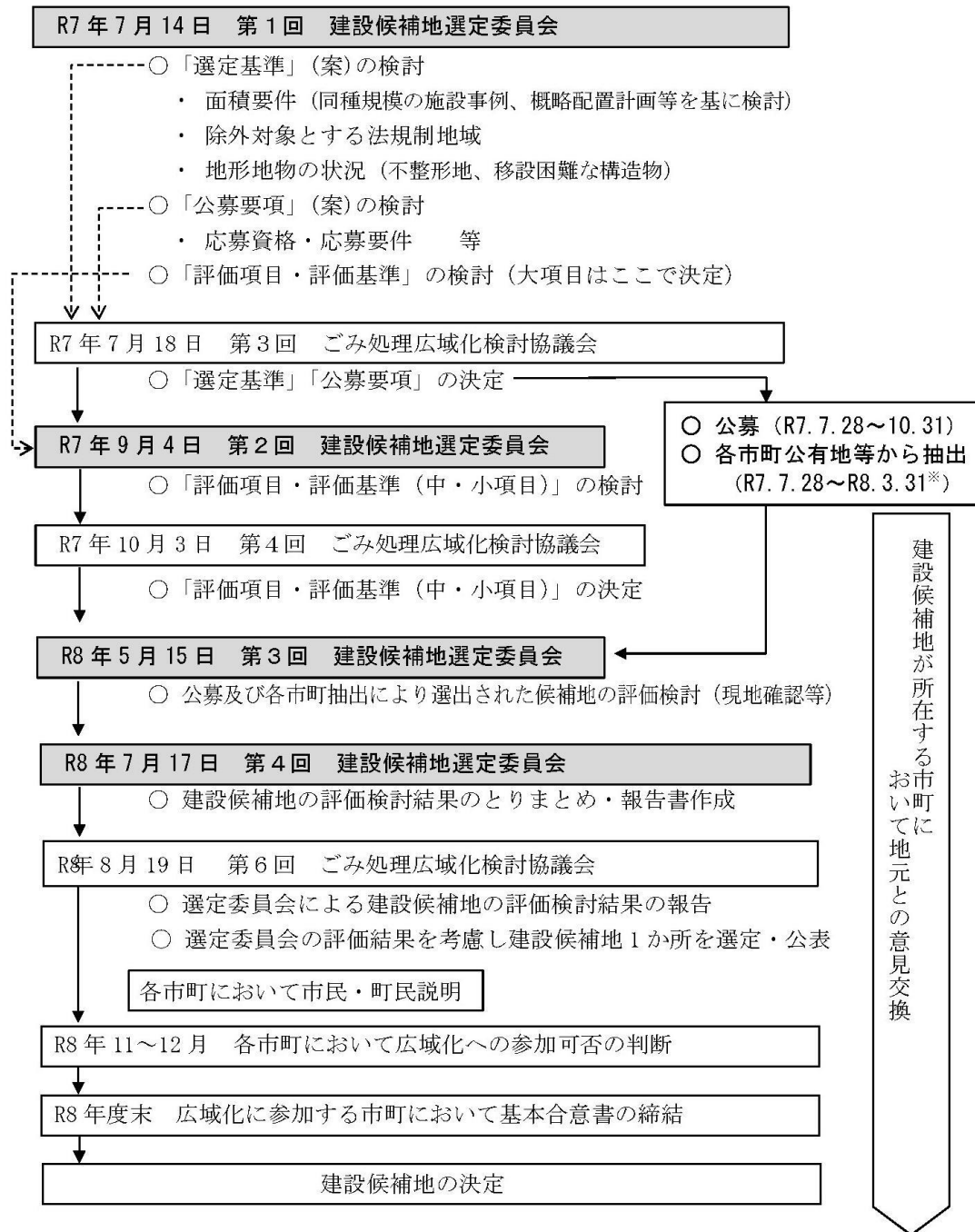
広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフローは図1.2に、候補地選定のスケジュールは図1.3に示すとおりである。



※広域化参加市町において、3市2町の枠組みにおける建設候補地がそのままふさわしいかの再検証は必要

図 1.2 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定 スケジュール



※「公有地等から抽出」の期間は、第5回検討協議会で協議してR8.3.31に延長

図 1.3 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定スケジュール

第2章 建設候補地選定基準及び公募要項

2.1 建設候補地選定基準

建設候補地選定基準は次に示すとおりである。

2.1.1 選定基準の考え方

3市2町においては、建設候補地選定時点でごみ処理広域化に参加する市町が定まっていないことを踏まえ、次の考え方に基づいて定めた。

(1) 整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

令和6年度に実施した「一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」（以下「可能性調査」という。）では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設の種別、及び3市2町が全て広域化に参加した場合の施設規模として、表2.1に示す種別を選定し、規模を設定した。

選定基準は、3市2町全てが広域化処理に参加できることとして同条件を想定した。

表 2.1 評価項目及び評価基準

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300 t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行う。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）も併設する可能性があるが、広域施設（40t/日程度を想定）となるか、建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設状況を踏まえて検討する。

(2) 新施設稼働目標時期

3市2町の現行のごみ処理施設の老朽化が進み、更新時期が近づいている状況等から可能性調査において検討した整備スケジュールを踏まえ、新施設稼働開始の目標時期を令和19年度※とした。

※本委員会の開始当初は令和18年度を目標としていたが、市町抽出の期間延長に伴って変更した。

2.1.2 建設候補地の選定方法

建設候補地の選定手順は図2.1及び次に示すとおりであり、本委員会では①～③を行う。

- ①建設候補地の選定に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法、又は各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法により候補地を選出する。
- ②公募要項の作成及び公有地等からの抽出は、選定基準に基づき行う。
- ③公募による候補地及び各市町がそれぞれ抽出した候補地は、検討協議会が別に定める評価基準に基づき、本委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告する。

- ④検討協議会は、本委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果を速やかに公表する。
- ⑤3市2町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行う。
- ⑥広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定する。(令和8年度内を予定)

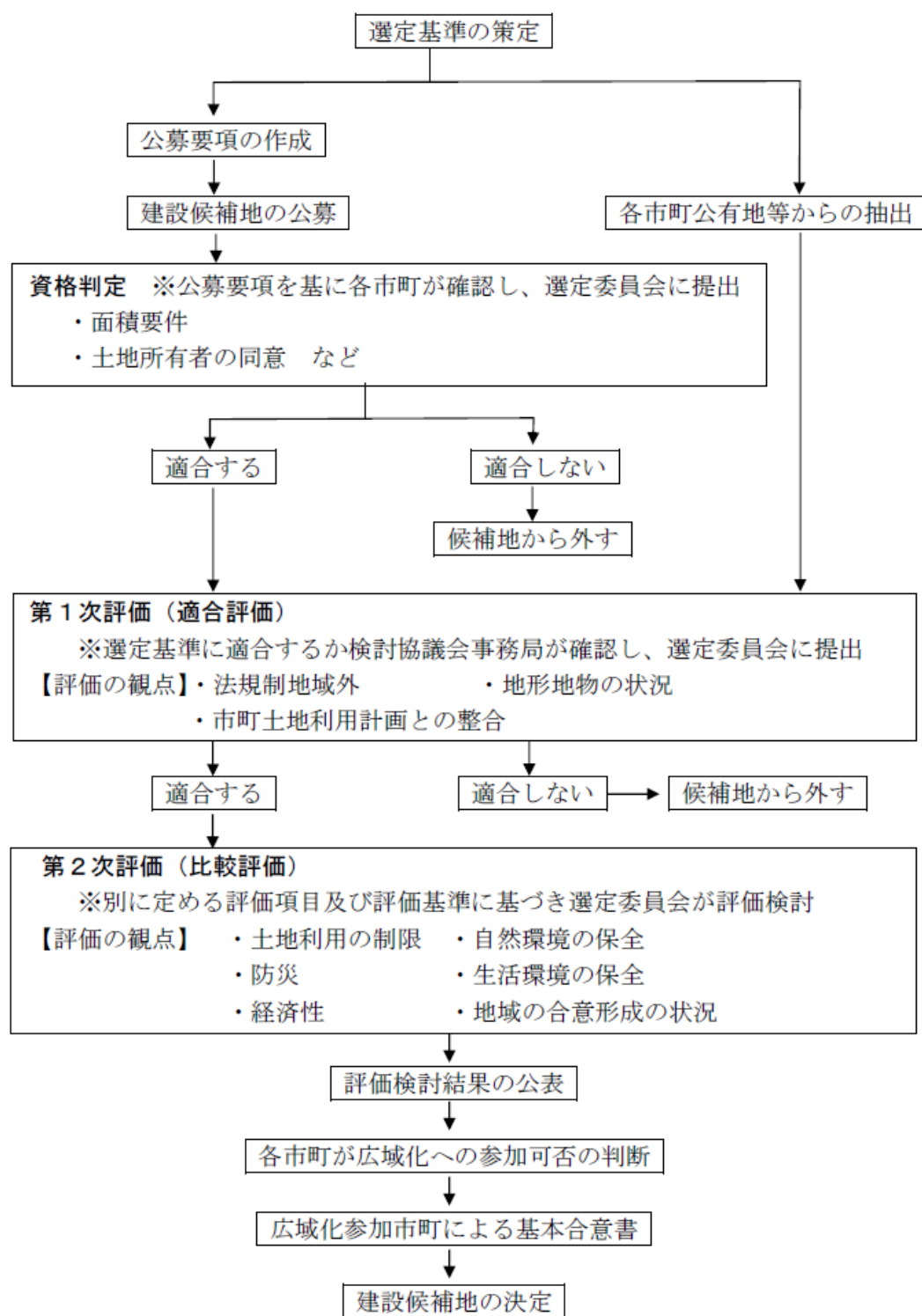


図 2.1 建設候補地選定手順

2.1.3 建設候補地の選定基準

「2.1.1 選定基準の考え方」に基づき、表 2.2 に示すとおり建設候補地の選定基準を設定した。

表 2.2 建設候補地の選定基準

No.	項目	内容	備考
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	・同種規模の処理施設事例、概略配置計画の検討などを基に設定
2	用地取得の確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	・事業の円滑な推進のため、用地取得の確実性が高いこと
3	法規制地域外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	・規制の解除が困難な法規制地域として表 2.3 は除外する
4	地形地物の状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	・「移設が困難な構造物」とは高圧鉄塔や鉄道など、「不整形地」とは面積要件を満たしていても施設配置や動線確保が困難な形状の土地
5	市町土地利用計画との整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	

表 2.3 除外対象とする法規制地域

	法律名	除外条件
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合
2	河川法	河川区域を含む場合
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合
4	砂防法	砂防指定地を含む場合
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域を含む場合
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

2.2 公募要項

建設候補地を公募するに当たり、選定基準に基づき、公募要項を定めた。応募の要領は次のとおりである。

2.2.1 応募資格

応募資格は、「土地が所在する地域内の自治組織※の代表者又は土地所有者」とした。なお、建設候補地の選定に当たっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため、応募者に対し、地元自治会や住民の方々への意向確認の実施状況、及び実施した場合はその方法について、別に定めた様式に基づく調書の作成を求めた。

※自治組織とは、自治会や町内会、区など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体。

2.2.2 応募要件

応募要件は、「公募を実施する市町の行政区域内の土地で、次のいずれの要件にも適合していること」とした。

- 概ね 2ha 以上の土地を確保できること。
- 土地所有者全員の同意が得られていること。
- 暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。

なお、建設地については、事業主体となる行政が、原則、売買により取得するものとした。

2.2.3 応募時の提出書類等

応募時の提出書類等として表 2.4、応募地が建設候補地として決定した場合の提出書類として表 2.5 に示す書類を設定した。

表 2.4 応募時の提出書類等

No.	書類名	備考
1	応募申請書	【様式 1】
2	土地明細及び所有者の同意状況等一覧表	【様式 2】
3	自治組織の意向確認の実施状況調書	【様式 3】
4	誓約書	【様式 4】
5	位置図（縮尺 1:5,000 程度で位置が確認できるもの）	任意

表 2.5 候補地決定後の提出書類等

No.	書類名	備考
1	土地所有権移転に関する同意書	【様式 6】
2	土地所有権以外の権利消滅に関する同意書	【様式 7】
3	その他、広域化参加市町が必要と認めた書類	

2.2.4 施設建設地域への地域支援策

公募要項には、地域の環境整備や活性化事業などの地域支援策について、建設候補地決定後に、周辺住民と協議していくことについて記載した。

第3章 評価項目及び評価基準

3.1 評価項目

評価項目は、1. 土地利用の制限、2. 生活環境の保全、3. 自然環境の保全、4. 防災、5. 地域の合意形成の状況、6. 経済性の観点から設定した。

2. 生活環境の保全では、候補地選定段階であることを踏まえ、現地確認及び既存情報により評価できる内容として項目を設定し、大気質、悪臭などのように影響範囲が広範囲に及ぶ項目については、事業実施段階において、環境影響評価により検討を行う考えをとった。

同様に、3. 自然環境の保全についても、既存情報によって確認できる範囲で評価を行い、詳細な検討は、事業実施段階において現地調査に基づく環境影響評価により行う考えとした。

3.2 評価基準

3.2.1 評価基準の考え方及び評価方式

評価基準の考え方は表 3.1 に示すとおりである。また、評価方式については、積み上げ方式と平準化方式（大項目間）を比較検討し（表 3.2 参照）、本件の評価では下記 3.2.2 のとおり大項目で重み付けを行うことから、小項目の数に左右されず、大項目の重み付けを表現することができる「平準化方式」を採用した。

表 3.1 評価基準の考え方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・評価の結果をわかりやすく定量的に示すため、重要度を勘案（重み付け）した配点に基づき点数化し、候補地を比較評価する（点数評価）。・併せて、地域の合意形成に関する評価など、点数評価だけでは的確な判断が困難な事項は、点数評価を補完することを目的に、記述式の調書（別添様式）を作成する。 |
|---|

表 3.2 比較検討した評価方式の概要

積み上げ方式	小項目ごとの点数を加えて合計点を算出する方式であり、小項目の項目数が多い大項目に重み付けされる傾向がある。
平準化方式 (大項目間)	積み上げ方式による集計後、あらかじめ重み付けにより設定した大項目配点内の比率で再計算する。小項目数に左右されない採点が可能となる。

3.2.2 大項目の重み付け

大項目は、3 市 2 町において、建設候補地選定で重視する項目を社会情勢、各市町の重点課題、事業の実現性等を基に検討し、表 3.3 に示すとおり重み付けを行い、配点した。なお、市民・町民へのわかりやすさから、100 点満点で配点した（表 3.3 参照）。

表 3.3 大項目の重み付け

大項目	観 点	配点
1. 土地利用の制限	法律等によって規制、指定された区域等を含む場合は、指定の解除や対策の検討が必要であり、事業実現性に影響することから、規制等の状況を確認する。	10
2. 生活環境の保全	処理施設周辺の生活環境への影響については、候補地決定後の環境影響評価で実施するものであるが、候補地検討段階として、住居や病院・学校等との距離や廃棄物運搬車両の通行が与える影響を検討する。	10
3. 自然環境の保全	貴重な動植物の生息環境への影響に関して、施設側での対応が困難と考えられて制約を受けた事例があることを踏まえ、候補地検討段階において、国や県等による既存の調査結果を確認する。	10
4. 防災	昨今、頻発化する大規模自然災害に備え、災害発生時における生活ごみの処理の継続、早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の観点から、アクセスルートを含めた処理施設の立地条件を検討する。	20
5. 地域の合意形成の状況	施設建設に対する地域住民の理解と協力は、事業の成否を決定づける要素となりうるため、自治組織等への意向確認の状況等を確認する。	25
6. 経済性	財政負担は各市町において共通の重要課題であり、市町の政策全般に及ぼす影響が大きいため、事業に要する費用を相対的に検討する。	25
合計		100

3.2.3 小項目の配点

小項目の配点は、◎を5点、○を3点、△を1点、×を0点とし、5点満点を基本とした。ただし、以下の項目は、表 3.4 に示すように、一部の小項目については重要な項目として配点を2倍又は4倍した。

なお、小項目の採点の結果、×がついた項目は、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうるが、第2次評価では、候補地として不適合との結論を出すことはせず、その評価結果を検討協議会に報告し、検討協議会での候補地選定協議において当該事項を十分に考慮するものとした。

表 3.4 小項目の配点に重み付けした項目及びその理由

- ・「4-1-1 地形地質状況」：頻発化する自然災害への対応として処理の継続の観点から重視するため。
- ・「5-1-1 自治組織の意向確認状況」：建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々の理解と協力が非常に重要であるため。
- ・「6-1-1 用地取得費、造成費、道路整備費」：経済性の検討の中で、全体事業費に占める割合が高い費用であるため。
- ・「6-4-1 各市町からのごみの輸送距離」：広域一般廃棄物処理施設までの収集運搬距離は、各市町の広域化への参加判断に重要な要素となるため。

3.2.4 採点方法

大項目の採点は「大項目配点(A)×小項目採点(C)／小項目配点(B)」とし(小数点以下第二位を四捨五入)、大項目採点の合計点を各候補地の点数評価の点数とした。

3.2.5 評価項目及び評価基準

評価項目は、表 3.5(1)から表 3.5(3)に示すとおり大項目、中項目、小項目に分類し、小項目ごとに設定理由及び評価基準を設定した。

表 3.5(1) 評価項目及び評価基準

評価項目			評価基準	大項目 配点	小項目 配点
大項目・中項目	小項目	設定理由			
1. 土地利用の制限					
1-1 土地利用規制	1-1-1 山地災害危険地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害危険地区がない。 ○：周辺に山地災害危険地区があるが、影響を回避して施設配置することが可能。 △：周辺に山地災害危険地区があり影響が懸念される。	10	5
		保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。		5
		土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域であり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす可能性が考えられるため。	◎：土砂災害警戒区域を含まない。又は土砂災害警戒区域を含むが、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れはない。 △：土砂災害警戒区域を含んでおり、施設整備によって現状の体制に支障をきたす恐れがある。		5
		農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。		5
		河川保全区域（河川法）	◎：河川保全区域を含まない。 △：河川保全区域を含む。		5
小計				25	

表 3.5 (2) 評価項目及び評価基準

評価項目					評価基準	大項目 配点	小項目 配点
大項目・中項目	小項目		設定理由				
2. 生活環境の保全（環境影響評価項目のうち、候補地検討段階を考慮した項目）							
2-1	騒音、振動	2-1-1	騒音規制法等に基づく規制基準において特に配慮を要する施設（学校、保育所、病院等）との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が100m圏内に存在しない。 ○：保全対象施設が50m～100m圏内に存在する。 △：保全対象施設が50m圏内に存在する。	10	5
		2-1-2	住居・集落との距離	生活環境の保全上、施設との一定の離隔を確保する配慮が求められるため。	◎：直近住居・集落が100m圏内に存在しない。 ○：直近住居・集落が50m～100m圏内に存在する。 △：直近住居・集落が50m圏内に存在する。		5
	2-2	車両影響	2-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。		◎：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路である。 ○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。 △：候補地近傍のアクセス道路が生活道路である。
						小計	15
3. 自然環境の保全（候補地検討段階において実施可能な調査を考慮した項目）							
3-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	3-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。	10	5
		3-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 ○：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在するが、回避して施設配置することが可能。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在し、施設配置上、回避できない。		5
		3-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。		5
						小計	15
4. 防災							
4-1	候補地の災害リスク	4-1-1	地形地質条件	※4-1-2液状化想定、4-1-3浸水想定レベル以外の観点によるリスク	地形地質条件により災害時の施設の継続稼働に与えるリスクが異なるため。	20	10
		4-1-2	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）		5
		4-1-3	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の被害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0 m以上のエリアに該当する。		5
	4-2	運搬ルートの災害リスク	4-2-1	運搬ルートとなる道路について、自然災害による通行止めなどのリスクが想定される場合、ごみ処理の継続性に影響するため。	◎：災害による通行止めのリスクが少ない。 ○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。 △：災害による通行止めのリスクがある。	5	
						小計	25

表 3.5 (3) 評価項目及び評価基準

評価項目						大項目 配点	小項目 配点
大項目・中項目	小項目		設定理由		評価基準		
5. 地域の合意形成の状況							
5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	◎：自治組織への意向確認を実施済み（総会による議決済み）又は候補地がどの自治組織にも属していない。 ○：自治組織への意向確認を実施済み（役員会や一部の議決によるもの）。 △：自治組織への意向確認は実施していない（説明会や文書等による周知のみ） ×：自治組織への意向確認を実施していない（周知を行っていない。） ※本項目における自治組織の範囲は、候補地が所在する自治組織とする。	25	20
		5-1-2	土地所有者以外の権利者の存在	借地権、耕作権、抵当権など、土地所有者以外の権利者がいる場合には個別に協議を行う必要があるため。	◎：土地所有者以外の権利者はいない。 ○：土地所有者以外の権利者が平均以下存在する。 △：土地所有者以外の権利者が平均より多く存在する。		5
							小計
6. 経済性							
6-1	施設整備費以外の費用	6-1-1	用地取得費、造成費、道路整備費（既存2車線道路までの整備費）	建設候補地ごとに必要となる用地取得費、造成費、道路整備費は異なり、事業費に影響するため。	用地取得費、造成費及び道路整備費の概算費用を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最も安い候補地の金額／当該候補地の金額」	25	10
6-2	インフラ条件	6-2-1	上水道の整備状況	上水道が近傍まで整備されていれば新たな整備が不要となるため。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の平均以下。 △：接続可能な給水管までの距離が全候補地の平均より長い。		5
		6-2-2	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択できればエネルギー回収効率向上が見込めるため。	◎：公共下水道整備計画区域内であり、かつ下水道管が近傍まできており接続が可能。 ○：下水道整備計画区域内であるが、下水道管が近傍に無く接続のためには下水道工事の検討が必要。 △：下水道整備計画区域外		5
		6-2-3	変電所、特別高圧線からの距離	変電所、特別高圧線の有無によってそれらの設置費用が発生する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離以下。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。		5
6-3	広域の収集・運搬の負荷	6-3-1	各市町からのごみの輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	各市町の人口重心点から候補地までの輸送距離の合計を算出し、以下の算式に当てはめる。 「配点10点×全候補地のうち最短の候補地の距離／当該候補地の距離」		10
		6-3-2	中継施設の設置の可能性	中継施設の設置により、事業費に影響するため。	◎：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超えない。 ○：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が1つある。 △：各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が2つ以上ある。		5
						小計	40

3.2.6 候補地が1か所となった場合の対応について

第2次評価の評価対象となる建設候補地が1か所のみとなった場合には、次のとおり当該候補地の評価検討を行うこととし、点数評価は75点満点として採点することとした。

- ①大項目「1.土地利用の制限」、「2.生活環境の保全」、「3.自然環境の保全」、「4.防災」、「5.地域の合意形成の状況」は、評価基準により点数評価を行う。
- ②大項目「6.経済性」は、複数の候補地間の相対的な評価としている項目が多いことから評価基準による点数評価は行わず、検討協議会における建設候補地選定協議に資することを目的として、用地取得費・造成費等の概算費用等、検討した結果を示す。

3.3 調書の作成について

3.3.1 地域の合意形成の状況

大項目の「5.地域の合意形成の状況」について、点数評価を補完することを目的に記述式の調書を作成することとした。

○ 作成方法

候補地が所在する市や町が、自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況について客観的な事実を記述する。

○ 記述の観点

応募や公有地等抽出に当たっての住民への周知方法や状況、合意形成の状況（総会又は役員会での議決や同意の状況）、反対する意見の存在など。

○ 記述の対象とする自治組織の範囲

候補地が所在する自治組織は必須とし、隣接する自治組織や収集運搬ルートを含めてどこまでを範囲とするかは地域の事情やつながり等の関連性を考慮する。これらの関連性は、地域ごとに異なることから、一律に設定せず、候補地が所在する市や町が、自治組織と協議を行いながら候補地ごとに検討する。

なお、候補地がどの自治組織にも属していない場所である場合には、候補地が所在する市や町において、事業の実現性を確保する観点から、地域の合意形成が必要と考えられる周辺の自治組織の範囲について、慎重に検討・判断する。

3.3.2 その他

加点的要素や留意すべき事項として、表3.6に示す項目について調書に記述することとした。

表 3.6 加点要素や留意すべき事項

①余熱利用の可能性 (熱利用施設活用の可能性)	熱利用は発電に比べてエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用することは温暖化対策に有効である。そこで、近隣のエネルギー需要施設の存在等の状況を確認する。
----------------------------	--

②敷地面積 (敷地の汎用性)	敷地面積に余裕があれば施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また、熱利用施設や CO ₂ 回収施設の整備等の選択肢が増える。そこで、敷地面積等をもとに敷地の汎用性について検討する。
③大規模な切土の可能性 (残土処分費への影響)	近年の残土処分費の高騰を踏まえ、土地の形状や傾斜を基に、大規模な切土を行う可能性について検討する。
④その他	①～③のほか、付記すべき留意事項があれば記述する。

第4章 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出

4.1 建設候補地の公募及び公有地等からの抽出の期間

公募の期間：令和7年7月28日から令和7年10月31日まで

公有地抽出の期間：令和7年7月18日から令和8年3月31日まで※

※当初は公募と同じく令和7年10月31日までを予定していたが、構成市町から、地域住民との調整のための時間を確保したい旨の意向が示され、検討協議会にて協議し、令和8年3月31日まで期間を延長した。

4.2 公募及び公有地等からの抽出の結果（市町及び箇所数）

公募結果：1 箇所（函南町平井地内、以下「函南町候補地」という。）

公有地抽出結果：1 箇所（熱海市熱海字笹尻地内、以下「熱海市候補地」という。）

4.3 候補地の位置図

候補地の位置図は図 4.1 に示すとおりである。

所在：函南町平井 1721-142 ほか

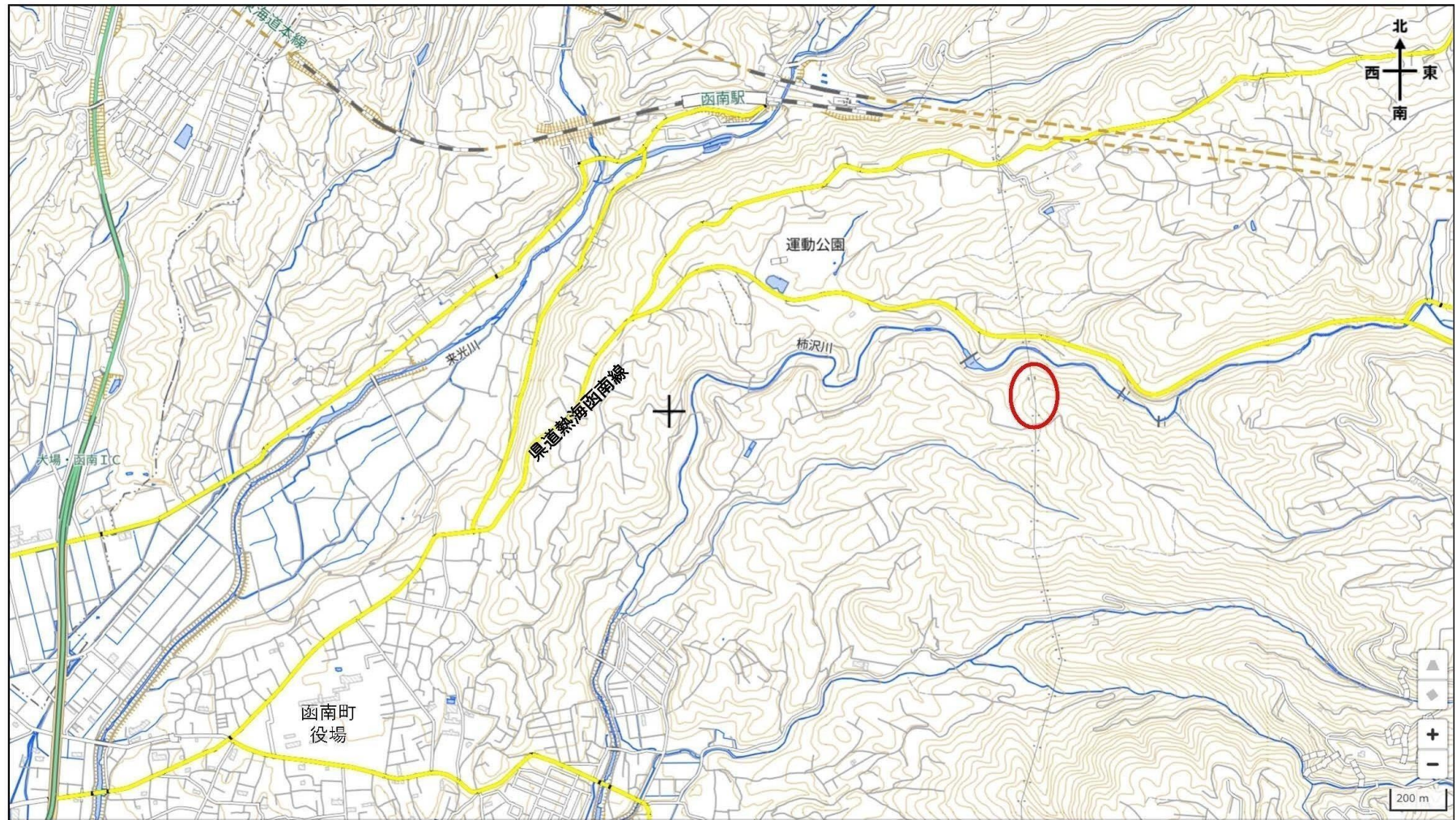


図 4.1(1) 函南町候補地位置図

所在：熱海市熱海字笹尻 1804 番 70 ほか

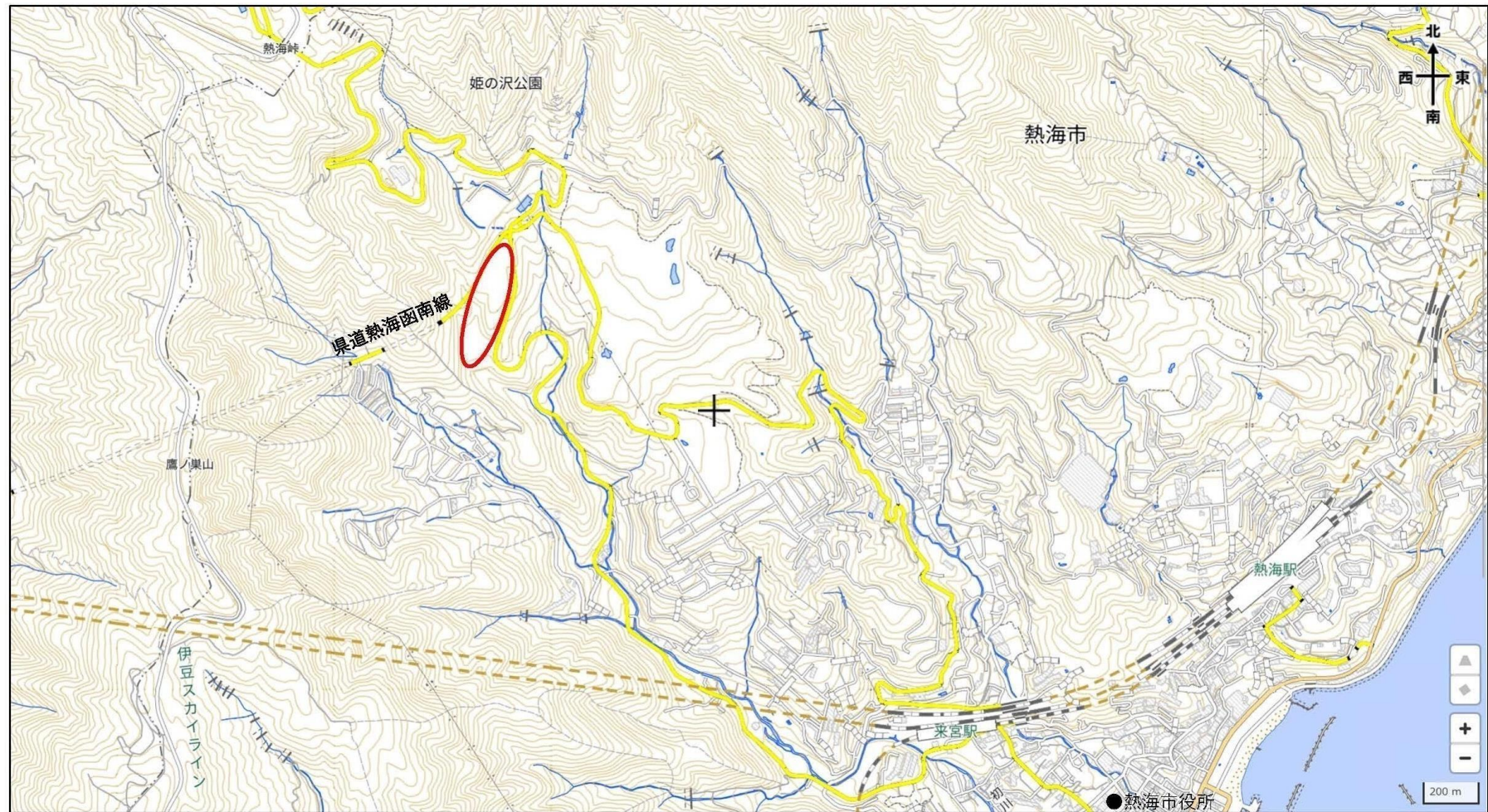


図 4.1(2) 熱海市候補地位置図

第5章 資格判定

公募に対する応募があった函南町候補地について、所在がある函南町において公募要項を基に確認した。

資格判定結果は表 5.1 に示すとおりであり、候補地は応募資格及び応募要件に適合するものと判断した。

表 5.1 資格判定結果

項目	条件	内容	判定結果
応募資格	土地が所在する地域内の自治組織の代表者又は土地所有者	土地所有者による申請	適合
応募要件	概ね 2ha 以上の土地を確保できること。	土地面積 2.3ha	適合
	土地所有者全員の同意が得られていること。	土地所有者は申請者のみ	適合
	暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。	申請書【様式 4】より確認	適合
資格判定結果			適合

第6章 第1次評価

検討協議会事務局において公募及び公有地抽出による2候補地について選定基準に適合するかを確認し、検討協議会幹事会（構成員：3市2町担当課長）における協議を経て、本委員会に結果が提出された（第1次評価（適合評価））。その結果は表6.1及び表6.2に示すとおりであり、函南町候補地は選定基準に「適合しない」、熱海市候補地は「適合する」と評価された。

表 6.1 第1次評価（適合評価）結果（函南町候補地）

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね2ha以上の土地	面積は約2.3ha	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	土地所有者同意あり	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備 することが困難な規制地域を含 まないこと。	下記【評価の概要】のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する 土地、不整形地の土地は除く。	下記【評価の概要】のとおり	×
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土 地は除く	函南町総合計画、都市計画 マスタープラン等をもとに 確認した結果、公共事業等 の計画されている地域では ない。	○

第1次評価結果（適合評価）	適合しない
---------------	-------

【評価の概要】

- 「1. 面積要件」、「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- 「3. 法規制地域外」については、砂防指定地を含む土地であったため、応募された内容では要件を満足しないとの評価になる。ただし、砂防指定地と重なる部分の面積を差し引いても「1. 面積要件」の概ね2ha以上の土地を確保できることから、要件を満足すると評価する。
- 「4. 地形地物の状況」については、応募地は2つの土地に分かれており合わせて2ha以上となるものであるが、土地の間に町有地の道（幅員約2m）及び鉄塔が存在し、応募地には送電線路に関する地役権が設定されている土地が含まれている。また、標高差が70m前後ある土地であることから造成を行うことで利用可能面積が更に減少することが考えられる。「3. 法規制地域外」における砂防指定地を除外する条件と併せて概略の造成面に関する検討を行ったところ、4,000～5,000 m²程度の平坦地を確保できる可能性があるが、造成面の形状を考慮すると、建物が配置できる面積は更に小さくなる。厳しい地形条件や鉄塔・送電線の存在により施設計画に制約が生じる可能性を併せて考慮した結果、整備を想定する施設を配置する実現性が低く、不整形地と判断した。

上記の検討により、第1次評価では、選定基準に適合しないと評価する。

表 6.2 第 1 次評価（適合評価）結果（熱海市候補地）

No.	項目	内容	検討内容	評価結果
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	抽出面積約 25ha のうち一部	○
2	用地取得の 確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	熱海市公有地から抽出	○
3	法規制地域 外	広域一般廃棄物処理施設を整備 することが困難な規制地域を 含まないこと。	下記【評価の概要】のとおり	○
4	地形地物の 状況	移設が困難な構造物が存置する 土地、不整形地の土地は除く	下記【評価の概要】のとおり	○
5	市町土地利 用計画との 整合	他の公共事業計画に該当する土 地は除く	熱海市総合計画、都市計画 マスタープラン等をもとに 確認した結果、公共事業等 の計画されている地域では ない。	○

第 1 次評価結果（適合評価）	適合する
-----------------	------

【評価の概要】

- ・ 「1. 面積要件」については、抽出面積約 25ha のうち、過年度熱海市が実施した「新廃棄物処理施設建設候補地調査報告書（令和 4 年 3 月）」において建設候補地として設定した範囲を対象とし、面積要件を満足していると評価する。
- ・ 「2. 用地取得の確実性」、「5. 市町土地利用計画との整合」については、要件を満足している。
- ・ 「3. 法規制地域外」については、第二種中高層住居専用地域に指定されているが、都市計画法に基づく都市施設としての計画決定手続に併せて用途地域の変更を行うこととされており、法解除の見込みがあることから要件を満足するものと評価する。
- ・ 「4. 地形地物の状況」については、高低差の大きい敷地の中に、北側を県道に面する上段と、東側を県道に面する下段の 2 つの平坦地があり、これらの土地を活用・拡張し配置を検討することが妥当である。造成の概略検討を行った結果、上段の平坦地を造成により拡張することで想定する施設が配置できるものと判断する。なお、下段の平坦地には、別棟でマテリアルリサイクル推進施設を配置することも考えられる。

上記の検討により、第 1 次評価では、選定基準に適合すると評価する。

第7章 第2次評価

7.1 第2次評価の概要

第1次評価（適合評価）において選定基準に適合するものと評価された熱海市候補地に対し、第2次評価を実施した。第2次評価の概要は表 7.1 に示すとおりである。

表 7.1 第2次評価の概要

大項目	主な確認内容	採点/配点
1. 土地利用の制限	防災の観点及び法規制等の指定解除や対策に時間を要する可能性の観点から、土地利用規制に関する評価を行った。 その結果、山地災害危険地区、保安林、土砂災害警戒区域、農用地区域、河川保全区域について、いずれの区域等にも含まれていないことを確認した。	10.0/10 点
2. 生活環境の保全	候補地選定段階であることを踏まえ、現地確認及び既存情報に基づき、騒音、振動及び車両影響に関する評価を行った。 その結果、騒音及び振動について、発生源に近いほど影響が大きくなる特性を考慮し、候補地近傍の状況を確認したところ、周囲 100m 圏内には住居や学校等が存在しないことを確認した。また、搬入道路の交通量を混雑度の指標と比較したところ、アクセス道路は混雑度の多い幹線道路であると確認した。	8.7/10 点
3. 自然環境の保全	候補地検討段階であることを踏まえ、既存情報によって確認できる範囲で貴重な動植物の保護に関する評価を行った。 その結果、自然植生には該当せず、巨樹・巨木も存在しない場所であることを確認した。また、希少生物の存在については、静岡県レッドデータブックに掲載されている 34 種の動植物の分布域が含まれていることを確認した。	7.3/10 点
4. 防災	候補地周辺の地形、活断層の分布状況及び地質、過去の地形図との比較並びに現地踏査等により、候補地の災害リスクに関する評価を行った。その結果、上段の平坦地を活用する場合においては、火山性堆積岩類から成る地質において切土により形成された安定した地盤であると考えられ、施設の継続稼働に影響を与えるリスクが少ないことを確認した。 各市町ハザードマップや過去の災害履歴等をもとに運搬ルート上の災害リスクに関する評価を行った。その結果、熱函道路の通行止めのリスクが想定されるが、その場合でも迂回路が確保でき、遠方にはならないことを確認した。	18.4/20 点
5. 地域の合意形成の状況	・ 候補地は、自治組織に属さない土地であること及び土地所有者以外の権利者がいないことを確認した。	25.0/25 点
合 計		69.4/75 点

6. 経済性	建設候補地が 1 か所となったことから、点数評価は行わず、以下のとおり検討を行った。なお、概算費用については、「4. 防災」の評価を踏まえ、<u>上段側の土地のみを活用するものとして検討した。</u>また、現時点での限られた情報や条件での推定値であること、建設工事資材価格及び労務費が近年急激に上昇していることに留意が必要である。 ・ 用地費…固定資産税路線価（令和 7 年度）を基に推算した結果、2～3 億円程度と想定。 ・ 造成工事費…概略造成設計を基に推算した結果、6～7 億円程度と想定。 ・ 道路整備費…熱海市による過年度の検討資料における数量を参考に推算した結果、2～3 億円程度と想定。 ・ 上水道…近隣の配水管からの給水が考えられ、0.2 億円と想定。 ・ 下水道…下水道接続の概算費用を試算した結果、2 億円程度と想定。事業実施段階において、無放流方式との比較検討が必要。 ・ 特別高圧線からの距離…最も近い鉄塔まで、トンネルの尾根を越える必要があり、地形、地質条件等による増加要因も考えられる。事業実施段階において、想定される売電収入との比較検討が必要。 ・ ごみの輸送距離、中継施設の設置の可能性…中継施設導入の目安（18km 以上）を超えるのは、三島市、裾野市、長泉町である。この 2 市 1 町においては、片道距離が約 15～24km、現在との比較で 4～7 倍程度に増加すると想定。
--------	--

また、第 2 次評価において、最も評価の高い「◎」と採点されなかった小項目と、その課題及び留意事項は表 7.2 のとおりである。

表 7.2 第 2 次評価において「◎」の採点以外の小項目及び課題・留意事項

小項目	評価結果	課題・留意事項
2-2-1 排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路である。	・ 候補地近傍は住宅地ではなく、現状で渋滞の発生が多い路線ではないが、熱函道路において函南方面からの収集運搬車両が新たに加わる場合、笹尻交差点手前からの右折進入となることから、進入車両の待機による渋滞等が生じないように、道路拡幅等必要な整備に加え、収集運搬車両の通行時間帯の配慮も考えられる。
3-1-3 希少生物の存在	△：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。	・ 県の情報は、2 次メッシュ（約 10km 四方の区画）又は 2.5 次メッシュ（2 次メッシュの 1/4 区画）であり、環境影響評価手続※における現地調査において、現地の状況を詳細に把握し、調査結果に応じて適切に対応する必要がある。 ※本事業は静岡県環境影響評価条例の第 1 種事業に該当する。

4-2-1 運搬ルート の災害リスク	○：災害による通行止めのリスクは想定されるが、迂回路があり、遠方にならない。	・熱函道路は、災害時の通行止めのリスクが想定されるものの、静岡県第1次緊急輸送路等に指定されており、優先的な道路復旧が見込まれる。また、通行止めとなった場合、国道246号～国道1号～県道20号の迂回路が確保でき、遠方にはならない。 ・一方で、土砂災害警戒区域等の区域指定状況や災害履歴等を考慮すると、複数の道路が自然災害で同時に通行止めになる可能性も否定できないことから、迂回路の活用のほか、収集運搬の一時停止時の周知方法や対応の整理など、事前に対策を講ずることが重要と考えられる。
-----------------------	--	--

7.2 地域の合意形成の状況等調書に記述された事項

大項目の「5. 地域の合意形成の状況」等に関し、点数評価を補完することを目的に、候補地が所在する熱海市が作成した記述式の調書の概要は、次のとおりである。

- ・熱海市候補地はどの自治組織にも属さない区域ではあるものの、公有地からの候補地抽出に際し、これまで熱海市では、以下のとおり住民説明会や関係機関への状況報告等を重ね、当該土地を候補地として応募する旨の周知を図っている。
 - ① 熱海市町内会長連合会 役員会（4回）
 - ② 近隣地区町内会長（4回）
 - ③ 近隣施設（12回）
 - ④ 住民説明会（20回）
 - ⑤ 市関連団体等（1回）
 - ⑥ 熱海市廃棄物減量等推進審議会（3回）
- ・周知の方法は、上記①～⑥への状況報告であり、その中で「住民への丁寧な説明と周知に努めること」「広域化に伴う周辺道路状況への影響を考慮すること」などの意見や、広域化した場合のごみの分別方法に関する質問があったが、これまでのところ状況報告に対する反対意見は挙がっていない。

表 7.3 加点的要素や留意すべき事項として整理した内容

項目	概要
余熱利用の可能性	・候補地北側約170～500m圏の姫の沢公園がある。 ・公園施設（ビジターセンター、広場等）の冷暖房や各種設備、及び近隣施設における活用の可能性も含め、可能な範囲で検討を進めていく。
敷地面積	・面積は約5.5haあり、上段側と下段側の両方を活用する場合には、エネルギー回収型廃棄物処理施設に加え、マテリアルリサイクル推進施設を別棟で設置できる可能性が考えられる。

大規模な切土の可能性	・上段平坦地を活用する場合は、盛土工による不足土が生じ、大規模な切土は発生しない見込みである。下段側を活用する場合、場内道路整備による残土が生じるが、上段側の造成に利用することで残土量の削減が可能と考えられる。
------------	---

7.3 まとめ

第2次評価の結果、上段の平坦地を活用することを前提とした場合、熱海市候補地は69.4点(75点満点)であった。全17項目の小項目のうち、最も評価の高い「◎」が14項目、続いて「○」が2項目、「△」が1項目であり、事業の実現性に重大な影響を及ぼすリスクとなりうる「×」は0項目であった。

以上のことから、熱海市候補地の上段側は、広域一般廃棄物処理施設の建設用地として適性の高い場所であると考えられる。

一方で、事業化に当たっては、表7.2において「◎」と採点されなかった項目及び本選定委員会における評価の過程で明らかとなった次の点に特に留意し、検討を進めていく必要がある。

- ・ ごみ処理施設の整備に当たっては、地元住民の理解の上に事業を進めることが不可欠である。熱海市候補地はどの自治組織にも属さない区域ではあるものの、これまで熱海市では住民説明会や関係機関への状況報告等を重ね、当該土地を候補地として応募する旨の周知を図っている。今後、住民の理解と協力を得ながら事業を円滑に進めていくためには、引き続きコンプライアンスの遵守はもとより、積極的な情報公開、地域への丁寧な説明に十分留意しながら事業を行っていくこと。
- ・ 環境影響について、本委員会では、候補地選定段階であり具体的な施設計画が定まっていないことから、候補地近傍に関する状況として騒音・振動、車両影響の検討を行った。環境影響評価段階においては、影響予測に必要な事業計画案を定め、大気環境、水環境や動物、植物、生態系等、具体的に環境影響への予測、評価を行い、必要な対策を講ずること。
- ・ 経済性について、本選定委員会では、用地取得費や造成費、周辺道路整備費の施設整備費以外の費用や、インフラ整備費に関し、現時点での限られた情報の中で推算を行った。候補地までの収集運搬距離が現状より大幅に延伸する市町の収集運搬コストの増加、中継施設の必要性和合わせて、総合的に経済性の検討を行うこと。

おわりに

本委員会では、令和7年7月の第1回選定委員会以来、約1年間をかけて広域一般廃棄物処理施設建設候補地の検討及び評価を行ってきた。その結果、熱海市候補地について、広域的な処理施設の建設用地として十分な適性を有すると評価し、3市2町の枠組みにおける建設候補地として検討協議会に報告するものである。

今後、検討協議会における協議を経て、熱海市候補地が最終候補地として選定された際には、各市町が広域化への参加判断を行うに当たり、財政運営への影響はもとより、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築、住民サービスの質の確保、環境影響への配慮など、多角的な観点からの検討が必要となる。

各市町において、地域の持続可能な廃棄物行政の確立を念頭に置いた総合的な検討がなされ、最善の判断が行われる上で、本報告書がその一助となることを本委員会として願うものである。

以 上

【別添資料】

- 資料 1：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱
- 資料 2：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿
- 資料 3：広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定基準
- 資料 4：選定基準における面積要件の設定根拠
- 資料 5：広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項
- 資料 6：評価項目及び評価基準
- 資料 7-1：第 1 次評価（函南町候補地）
- 資料 7-2：第 1 次評価（熱海市候補地）
- 資料 8-1：第 2 次評価
- 資料 8-2：第 2 次評価検討資料

第 3 回広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 議事要旨

日時	令和 8 年 5 月 15 日（金） 14:00～15:15	場所	富士山南東消防本部三島消防庁舎 3 階消防センター
出席者	委員	平井委員長、中澤委員、柳井委員、臼井委員、杉山委員、 三枝委員、椎田委員、加藤委員	
	3 市 2 町担当課	三島市（事務局） 廃棄物対策課 杉山参事（課長） 廃棄物対策課ごみ処理施設整備推進室 新井室 長（課長補佐）、橋本主幹 裾野市 生活環境課 志村課長、杉山係長 熱海市 環境課 高瀬課長 環境課ごみ処理広域化推進室 西村室長、木村 副主任 環境課環境センター管理室 野口主幹 函南町 環境衛生課 浅沼課長、二藤課長補佐、梅原係 長（焼却場長） 長泉町 くらし環境課 杉山課長、露木副主幹	
	日本工営株式会社（建設候補 地選定業務委託受託業者）	庄司、池本、速水、安里	
	議事要旨		
1. 開会			
2. 報告事項			
（1）広域一般廃棄物処理施設建設候補地の公募及び公有地抽出結果 （事務局）資料 1 をもとに説明。			
（2）第 1 次評価（適合評価）の結果について （事務局）【資料 2-1 及び資料 2-2 を基に説明】 （柳井委員）資料 2-1 及び資料 2-2 では建物が長方形で示されているが、参考資料では台 形で 8,000 m ² 以上が確保されることを確認している。今後の検討で対応できると 思うが、長方形で考えていくことが良いので、注意しながら進めていただきたい。 （事務局）熱海市候補地において、検討した造成面として約 8,090 m ² の面積を示している が、土地の形状がやや台形に近いことから、建屋として全て活用できるとは考え ていない。設計等を行う際、プラントメーカーに聞き取りを行いながら、建物が 敷地に入るように検討を進めたい。 （加藤委員）公募について、公募要項を基に区長会で説明を行い、町のホームページにも 記載し、その結果として応募があった。今回の選定委員会の結果を受けて、ごみ 処理広域化検討協議会として候補地の申請者にはどのように知らせるか。 （事務局）第 1 次評価結果を各委員に確認いただいた後、ごみ処理広域化検討協議会の会			

長名にて書面で申請者にお知らせしたいと考えている。

(平井委員長) 各市町の公募や公有地からの抽出状況はどうであったか。

(臼井委員) 三島市は、公募への応募はなかった。公有地からの抽出について検討を行った場所はあったが、地域住民との意見交換の中で理解が得られず、見送った。

(加藤委員) 函南町は、公有地の抽出について庁内関係各署に照会をかけて1箇所候補地が挙がったが、地元の説明し、意見を聞いたところ理解が得られず、見送った。

(杉山委員) 裾野市は、公募への応募はなかった。また、公有地からの抽出については適地がない状況であった。

(椎田委員) 長泉町は、山間地等の人里離れた場所しか候補地がないということであり、ウェブページや広報で周知を行ったが、公募への応募はなかった。また、6自治会の区長にも相談したが、候補地は出なかった。公有地からの抽出についても、面積が2ha以上という条件を満たす候補地が見つからなかった。

3. 協議事項

(平井委員長) 本日の協議事項は第2次評価についてである。事務局から中間報告を受け、委員の皆様にご議論いただき、次回の選定委員会にて内容を確定させる運びとしたい。

(1) 第2次評価(比較評価)について

(事務局) 【資料3-1を基に説明】

(臼井委員) 3ページについて、建設候補地が1ヶ所となったということで、相対的に比較ができないことは理解した。その結果75点満点での評価になるということについて、前回の選定委員会で確認があったと記憶している。しかし、この内容は検討協議会への報告や説明を行っていないので、検討協議会のコンセンサスも取っていただきたい。時間的な都合があるため、書面協議等の方法で行うことはいかがか。

(事務局) そのように進めていきたい。

(平井委員長) 一定の理解を得たものとし、委員の意見を踏まえ、整理して進めてほしい。

(2) 第2次評価の中間報告について

(事務局) 【資料3-2及び資料3-3を基に説明】

(椎田委員) 事務局から、次回までに大項目「4. 防災」について、建設候補地や運搬ルート上の災害リスクは中澤委員の力を借りながら評価していきたいという説明だったが、現状で確認できているハザードマップや災害履歴等の情報があれば教えていただきたい。

(日本工営) 地形地質条件に関しては地形図をもとに確認を行っており、盛土や切土等の改変が行われている土地であるということを確認している。その改変が今回の事

業においてどのような影響を与えるかという観点で、さらに検討を進めていく考えである。小項目 4-2-1 の運搬ルートに関しても、同様の地形条件等を基に検討を行っている。なお、県道 11 号熱海函南線周辺では、最近でも土砂災害が発生している。このような関連する災害情報も含め、回避できる道路の利用可能性も併せて検討を進めたい。

(椎田委員) 各市町がごみ処理広域化への参加意思を検討するにあたり、災害リスクや運搬ルートの確保は重要な要素である。また、今回は建設候補地が 1 ヶ所になったということで、第 2 次評価の大項目「6. 経済性」は評価が割愛されているが、この項目は、各市町が広域に参加の意思を表明するための判断材料として非常に重要である。運搬輸送距離や中継処理施設の設置の可能性などコスト面を含め判断する上で重要な要素であると捉えているため、慎重に評価を進めていただきたい。

(加藤委員) 県道 11 号熱海函南線は函南町内の区間が長いため、情報提供をさせていただく。県道 11 号熱海函南線周辺には丹那の雨量観測所があり、観測雨量が一定程度に達すると通行止の措置が取られる。また、平成 10 年 8 月の豪雨災害において、建設候補地から函南町方向に進み、鷹ノ巣山トンネルを出た場所の近くで土砂崩れが発生し、トンネル出入口が閉塞されたことがあった。この豪雨災害では、県道 11 号熱海函南線の丹那地区付近でも土砂崩れが発生し、車が巻き込まれた。また、近年の情報として、今年 2 月 6 日の大雪で通行が滞ったことがあった。そのようなことも踏まえ、周辺の状況をしっかり調べていただきたい。

候補地内には、県道 11 号熱海函南線のトンネル工事に伴って盛土されたところがあると思うが、施工後の年数が経過している状況である。盛土部分の安定性は重要と考えており、確認が必要ではないかと思う。

(中澤委員) 資料 2-2 の参考資料の平面図において、施設建物が位置しているのは候補地内の上側部分と思う。午前中の現地確認では、先ほど御指摘のあった盛土されている下側の面も確認した。候補地の上側だけに建物を配置するのか、確認した 2 ヶ所とも使うのかにより今後の展開が変わると思うが、どの様にお考えか。

(事務局) 経済性も含めて考え、上側だけを使うことが好ましいと考えて整理している。この整理で平面が約 8000 m²確保できることから、マテリアルリサイクル推進施設も含められることとして検討していきたい。南側部分は斜面にかかっているが、ピットにする等の工夫により、極力広く使えるようにしていきたい。

(中澤委員) 現場を見た限りでは、上側は切土で既に平坦地になっており思っていたよりも安定していた。施設を建設するにあたって支持力もあり優良な土地と感じる。ただし、正確な評価には調査が必要である。下側は盛土になっているため、安定性に関して慎重な検討と工夫が必要になる可能性がある。

運搬ルートの災害リスクについて、災害履歴が分かるように整理して考える必要がある。運搬ルートが一本道の場合は、1 ヶ所でも土砂災害等が発生するとアク

セスできなくなるため、複数の運搬ルートが必要と考える。土砂災害警戒区域に接しているルートについては、土砂災害が発生した時のルートの切り替えを事前に考えていくことが望ましい。清掃センターだけでなく近隣住民のためにもなるので、災害時の復旧体制は考えるべきである。

(中澤委員) 配置案を見ると、南側の斜面の部分に補強土壁と書いてある。様々な工法があると思うが、比較の結果、補強土壁が選ばれているという理解でよいか。

(日本工営) 具体的な施設構成等の検討段階ではないので、等高線図をもとに平場を確保することからスタートしている。敷地内に約 8,000 m²の平面を確保するため、不足する分を補う方法として補強土壁を採用する想定で検討を進めた。ピットのような掘削が必要な場所を配置すれば、配置案ほどの平地面積を確保しなくて済む可能性はある。

(中澤委員) 今後の計画の中で工法について比較検討していくことと理解した。

(柳井委員) 大項目「6. 経済性」について、インフラの整備費用は概算見積もりを算出するか。特に下水道について、施設計画によっては無放流型とする場合も考えられるため、備考欄に下水道工事の必要性の検討とともに、無放流システムについても検討する旨を記載すべきではないか。

(事務局) 下水道に関しては焼却施設に必須ではなく、無放流システムがあることも把握している中で、仮に下水道が近くにあって活用できればエネルギー回収の効率が良くなるという観点でプラスの要素になるという検討であった。御意見を踏まえ、評価に当たっては無放流システムも含めた記載を検討したい。

(平井委員長) 過去の選定委員会でも申し上げたが、本事業は県の環境影響評価条例の第 1 種事業になる。環境アセスメントを実施して地元の方々との合意形成を図り、共存共栄を目指していくことが不可欠である。建設候補地の周辺に環境配慮が必要な施設があるとも聞いている。差し支えない範囲で現段階の合意形成の状況をお伺いしたい。

(熱海市) 自治会に属していない土地であるため、市当局で近隣の町内を確認し、昨年 10 月から本年 3 月にかけて、建設候補地として立候補したいと考えていることの説明を行った。付近の法人などに対しても進捗を報告したが、ともに反対の意見はなかったが、大賛成というわけでもない状況であった。また、熱海市内全域に対しても、一定程度の説明会を開催した。建設候補地として抽出すること、今後建設地決定に向けて議論が進められていくことの説明を住民サービスの安定を図ることを主眼として行った。こちらも大きな反対意見はなかった。

(事務局) 第 2 次評価における地域の合意形成の状況は、非常に重要であると認識している。建設候補地評価にかかる調書の中に地域の合意形成の状況も示す予定であるが、未完成であるため本日は提示していない。熱海市が中心になって調書を作成

し、第4回選定委員会で地域の合意形成状況に関する資料を示したい。

(平井委員長) 本日の委員からの指摘事項を踏まえて情報を整理し、第4回選定委員会に向けてさらに精度を上げていただきたい。

4. その他

(事務局) いただいた御意見を基に必要な修正を加え、第2次評価の検討資料作成を進める。特に経済性及び防災の項目については、十分に検討して提出する予定である。資料3-1の「建設候補地が1ヶ所となった場合の対応」については、書面によりごみ処理広域化検討協議会に諮り、了承を得る手続を行う。

第4回選定委員会は、7月17日(金)13時30分から富士山南東消防本部三島消防庁舎3階消防センターで開催予定である。第2次評価の取りまとめと、報告書について御協議いただきたい。

5. 閉会

以 上

一般廃棄物処理施設広域化 実現可能性調査

報 告 書 (抜粋)

令和 6 年 10 月

三島市、裾野市、熱海市、長泉町、函南町

第8章 一般廃棄物収集運搬

8.1 現状の一般廃棄物収集運搬状況

8.1.1 収集運搬の状況

市町の資源ごみを除く生活系ごみの収集運搬の実施状況は表 8.1 に示すとおりである。
生活系可燃ごみ及び生活系不燃ごみは、熱海市を除き委託収集のみとなっている。

表 8.1 生活系ごみ収集運搬の状況（資源ごみを除く）

	生活系可燃ごみ				生活系不燃ごみ				生活系粗大ごみ			
	直営	委託	許可	無し	直営	委託	許可	無し	直営	委託	許可	無し
三島市		○				○			○			
裾野市		○				○				○		
熱海市	○	○	○					○	○		○	
長泉町		○				○						○
函南町		○				○						○

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和4年度調査結果）」より

ごみの収集運搬車両台数の状況を表 8.2 に示す。

直営収集車は5市町合計で22台、委託業者の所有する収集車は125台、許可業者が所有する収集車が292台となっている。

表 8.2 ごみ収集運搬車両台数の状況

	直営収集車		委託収集車		許可収集車	
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
三島市	7	10	33	67	98	260
裾野市	4	5	28	70	65	162
熱海市	9	21	33	91	42	110
長泉町	2	5	11	33	39	77
函南町	－	－	20	50	48	90
計	22	41	125	311	292	699

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和4年度調査結果）」より

8.1.2 収集運搬経費の状況

令和4年度の生活系ごみの収集運搬経費と収集運搬単価の状況を表8.3に示す。

熱海市の生活系ごみ収集量は、最も多い三島市の約54%程度であるものの、収集運搬経費の合計は三島市の約96%となっており、収集運搬単価では三島市の約177%と、5市町で最も高くなっている。これは、熱海市の収集回数が、他市町と比較し多いことが要因として考えられる。

また、裾野市の生活系ごみ収集量は5市町の平均以下であるが、面積が最も広いこともあり、収集運搬単価では熱海市の次に高く、5市町の平均値(15,170円/t)に近い金額となっている。

なお、人件費は、収集運搬に係る職員のみ計上しているものである。そのため、参考として、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4年度)」の収集1t当たり経費も併せて示す。

表 8.3 生活系ごみの収集運搬単価の状況(令和4年度実績)

市町名	面積 (km ²)	処理及び維持管理費(収集運搬費)				生活系ごみ 収集量 (t/年)	収集運搬 単価 ^{※1} (円/t)	環境省「システム 評価ツール」収集 1t当たり経費 ^{※2} (円/t)
		人件費 ^{※1} (千円)	処理費 (千円)	委託費 (千円)	計 (千円)			
三島市	62.02	25,615	7,744	258,650	292,009	21,313	13,701	14,828
裾野市	138.12	0	0	141,931	141,931	9,351	15,178	16,121
熱海市	61.77	55,289	14,290	209,456	279,035	11,474	24,319	25,666
長泉町	26.63	0	4,706	100,667	105,373	8,644	12,190	12,254
函南町	65.16	0	435	72,244	72,679	7,954	9,137	9,529
計	353.70	80,904	27,175	782,948	891,027	58,736	15,170	—

※1:収集運搬費及び収集運搬単価には一般職の人件費は含まれていない。

※2:環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4年度)」の『収集1t当たり経費(建設費除く)』から抜粋(一般職の人件費を案分済)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(令和4年度調査結果)」より抜粋して加工

8.2 広域化・集約化後の一般廃棄物収集運搬

8.2.1 広域化・集約化後の処理施設の想定

広域化・集約化後における処理施設の設置場所等の詳細は未定であることから、収集・運搬費の相対的な比較を行うことを目的として、5 市町の既存施設の場所に広域化施設を建設した場合を想定し、検討する。

なお、広域化に伴う収集運搬距離の増加分（平均的な距離）については、廃棄物はあくまでも人が排出するものであることから、人口重心（圏内の人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定し、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点）から、既存施設までの距離を想定する。各市町の人口重心の座標（令和2年度国勢調査結果）を表8.4に示す。

表 8.4 人口重心の座標

市町名	人口重心		
	地名	東経	北緯
三島市	三島市日の出町	138度92分54.76秒	35度12分16.36秒
裾野市	裾野市千福	138 90 43.98	35 18 99.90
熱海市	熱海市熱海字向山	139 07 19.49	35 08 79.69
長泉町	長泉町下土狩	138 89 60.05	35 13 66.36
函南町	函南町柏谷	138 95 66.69	35 08 87.21

出典：総務省統計局「我が国の人口重心 ―令和2年国勢調査結果から―」

参考資料「各都道府県及び市区町村の人口重心（10進数）」から抜粋

(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/topics/topi135.html>)

既存施設の座標を表8.5に示す（ただし、熱海市は市の所有する熱海市建設候補地に広域化施設を設置することとする。）。なお、現状の収集運搬距離（平均）については、県マスタープランと同様に、面積平方根から距離を想定するものとする。

表 8.5 焼却処理施設の座標

市町名	焼却処理施設	座標	
		東経	北緯
三島市	三島市清掃センター	138度94分04.56秒	35度14分33.45秒
裾野市	裾野市美化センター	138 88 22.46	35 18 92.67
熱海市	熱海市建設候補地	139 04 75.89	35 11 35.64
長泉町	長泉町塵芥焼却場	138 87 04.62	35 17 88.69
函南町	函南町ごみ焼却場	139 00 11.11	35 11 94.38

(1) 三島市清掃センターへ搬入する場合

三島市清掃センターに対する5市町の人口重心からの搬入イメージを図 8.1 に示す。



図 8.1 三島市清掃センターへの搬入イメージ

(2) 裾野市美化センターへ搬入する場合

裾野市美化センターに対する5市町の人口重心からの搬入イメージを図 8.2 に示す。



図 8.2 裾野市美化センターへの搬入イメージ

(3) 熱海市建設候補地へ搬入する場合

熱海市建設候補地に対する5市町の人口重心からの搬入イメージを図8.3に示す。



図 8.3 熱海市建設候補地への搬入イメージ

(4) 長泉町塵芥焼却場へ搬入する場合

長泉町塵芥焼却場に対する5市町の人口重心からの搬入イメージを図8.4に示す。

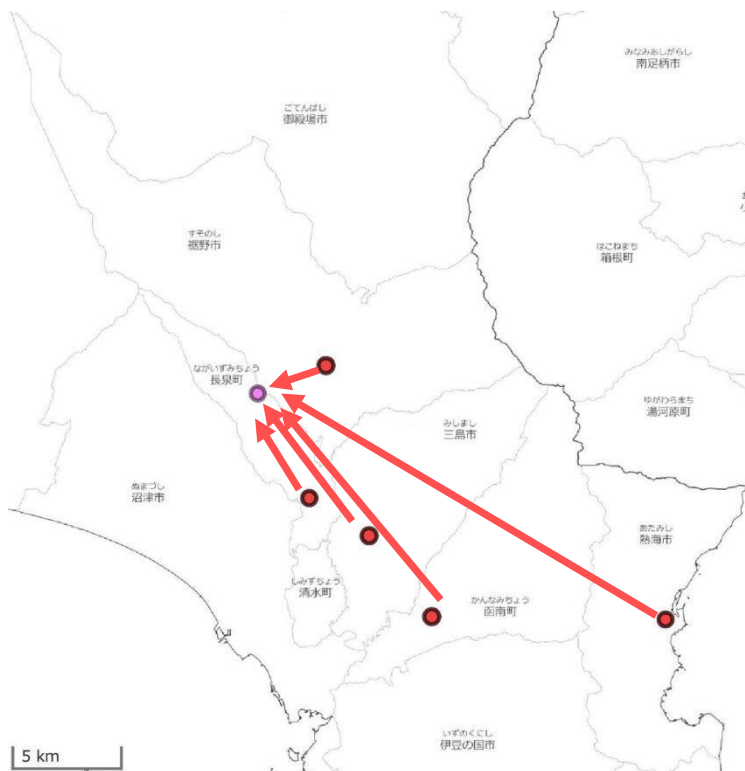


図 8.4 長泉町塵芥焼却場への搬入イメージ

(5) 函南町ごみ焼却場へ搬入する場合

函南町ごみ焼却場に対する 5 市町の人口重心からの搬入イメージを図 8.5 に示す。



図 8.5 函南町ごみ焼却場への搬入イメージ

8.2.2 広域化・集約化後の一般廃棄物収集運搬経費

(1) 県マスタープランによる収集運搬経費の検討

県マスタープランに示された収集運搬経費及び収集運搬単価は表 8.6 に示すとおりである。

ケース 1 は各市町が単独処理を行う場合の収集運搬経費であり、ケース 2 は 5 市町が広域処理を行う場合の収集運搬経費の想定結果である。

ケース 1 とケース 2 を比べると、広域処理によってごみの収集運搬経費は概ね 130～170%の増加と推定される。また、ケース 2 では 5 市町ともほぼ同じ収集運搬単価となっている。

表 8.6 県マスタープランによる一般廃棄物収集運搬経費（ケース 1 及びケース 2）

	面積 (km ²)	収集運搬経費(25年間)			収集運搬経費(単年度)			R13 焼却量 (t/年)	収集運搬単価		
		ケース1 (百万円)	ケース2 (百万円)	増加率 (%)	ケース1 (百万円)	ケース2 (百万円)	増加率 (%)		ケース1 (円/t)	ケース2 (円/t)	増加率 (%)
三島市	62.02	4,917	7,364	149.77%	196.68	294.56	149.77%	24,697	7,964	11,927	149.76%
裾野市	138.12	2,721	3,463	127.27%	108.84	138.52	127.27%	11,615	9,371	11,926	127.26%
熱海市	61.77	3,384	5,071	149.85%	135.36	202.84	149.85%	17,010	7,958	11,925	149.85%
長泉町	26.63	1,230	2,103	170.98%	49.20	84.12	170.98%	7,052	6,977	11,929	170.98%
函南町	65.16	2,254	3,346	148.45%	90.16	133.84	148.45%	11,223	8,034	11,926	148.44%
計	353.70	14,507	21,348	147.16%	580.24	853.88	147.16%	71,597	8,104	11,926	147.16%

※収集運搬単価は県マスタープランの「収集運搬経費(25年間)」を単年度に変換し、R13焼却量で除して算出した。

収集運搬単価(ケース2)の1桁目が異なるのは端数処理によるものと考えられる。「収集運搬経費(25年間)」の計が一致していない。

出典：静岡県「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和 4 年 3 月）p. 37 表 4. 15
経済面（コスト）検討結果（東部地域）1/2」より抜粋して加工

県マスタープランの収集運搬経費は、平成 30 年度の市町村別収集運搬単価を元に、広域化后面積増加率を乗じ、令和 13 年度の対象ごみ収集運搬量を考慮して算出されていることから、平成 30 年度の生活系ごみの収集運搬経費と収集運搬単価の状況を表 8.7 に示す。

表 8.7 生活系ごみの収集運搬単価の状況（平成 30 年度実績）

市町名	面積 (km ²)	処理及び維持管理費（収集運搬費）				生活系ごみ 収集量 (t/年)	収集運搬 単価 ^{※1} (円/t)	環境省「システム 評価ツール」収集 1t 当たり経費 ^{※2} (円/t)
		人件費 ^{※1} (千円)	処理費 (千円)	委託費 (千円)	計 (千円)			
三島市	62.02	26,060	12,662	255,666	294,388	23,459	12,549	13,429
裾野市	138.12	0	0	136,984	136,984	10,163	13,479	14,218
熱海市	61.77	76,119	13,080	156,851	246,050	12,748	19,301	20,513
長泉町	26.63	0	7,544	102,676	110,220	8,758	12,585	12,814
函南町	65.16	0	1,174	65,708	66,882	8,450	7,915	7,915
計	353.70	102,179	34,460	717,885	854,524	63,578	13,441	—

※1:収集運搬費及び収集運搬単価には一般職の人件費は含まれていない。

※2:環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(平成30年度)」の『収集1t当たり経費(建設費除く)』から抜粋(一般職の人件費を案分済)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度調査結果）」より抜粋して加工

県マスタープランでは、さらに広域化が進んだケースとしてケース 3 及びケース 4 として検討している。それらの収集運搬単価の想定を表 8.8 に示す。

ケース 3 及びケース 4 の収集運搬単価は、ケース 2 と同様に、5 市町ともほぼ同じ値となっており、ケース 2（令和 13 年度ごみ推計量から算出）とケース 3（令和 34 年度ごみ推計量から算出）の収集運搬単価はほぼ一致している。

表 8.8 県マスタープランによる一般廃棄物収集運搬経費（ケース 3 及びケース 4）

	面積 (km ²)	収集運搬経費(25年間)			収集運搬経費(単年度)			R34 焼却量 (t/年)	収集運搬単価		
		ケース3 (百万円)	ケース4 (百万円)	増加率 (%)	ケース3 (百万円)	ケース4 (百万円)	増加率 (%)		ケース3 (円/t)	ケース4 (円/t)	増加率 (%)
三島市	62.02	5,384	6,587	122.34%	215.36	263.48	122.34%	18,056	11,927	14,592	122.34%
裾野市	138.12	2,635	3,224	122.35%	105.40	128.96	122.35%	8,837	11,927	14,593	122.35%
熱海市	61.77	3,853	4,714	122.35%	154.12	188.56	122.35%	12,921	11,928	14,593	122.34%
長泉町	26.63	1,850	2,264	122.38%	74.00	90.56	122.38%	6,205	11,926	14,595	122.38%
函南町	65.16	2,460	3,010	122.36%	98.40	120.40	122.36%	8,251	11,926	14,592	122.35%
計	353.70	16,182	19,799	122.35%	647.28	791.96	122.35%	54,270	11,927	14,593	122.35%

※収集運搬単価は県マスタープランの「収集運搬経費（25年間）」を単年度に変換し、R34焼却量で除して算出した。
ケース3は、ケース2と同じ5市町による広域化、ケース4は御殿場市・小山町広域行政組合とのさらなる広域化を想定している。

出典：静岡県「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン（令和 4 年 3 月）p. 38 表 4. 16
経済面（コスト）検討結果（東部地域）2/2」より抜粋して加工

(2) 収集運搬経費の検討

県マスタープランの収集運搬単価は、前述した表 8.3 及び表 8.7 に示した生活系ごみの収集運搬単価より低く想定されている市町があり、また、5 市町とも同じ収集運搬単価となることも考え難いことから、環境省資料より算出した表 8.3（令和 4 年度実績）を元に、収集運搬単価について検討する。

1) 広域化・集約化に伴う収集運搬距離の増加による割増率の想定

広域化施設の整備に伴い、市町の収集運搬距離が増加することが考えられる。そのため、収集運搬距離の増加による割増率を設定する。

本来、一般廃棄物の収集運搬経費は、収集運搬業者との契約によって定められるものであるため、一般的な割増率は想定されていない。そのため、本調査では、現在の各市町における収集車 1 台 1 日当たりの平均的な走行距離と、広域化施設に搬入する場合の収集車 1 台 1 日当たりの想定走行距離を比較し、集約化後収集運搬単価（円/t）を想定する。検討のもととなる、現在の各市町の収集車 1 台の 1 日当たりの平均的な走行距離及び焼却施設への往復回数は表 8.9 に示すとおりである。

区域内を収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、年間ごみ収集量は、表 4.22 に示す計画日平均処理量（生活系）をもとに全量のごみ収集車両によって搬入されると想定する。その場合の走行距離は表 8.10～表 8.14 に示すとおりである。

表 8.9 各市町の収集車 1 台の 1 日当たりの平均的な走行距離及び焼却施設への往復回数

項目	三島市	裾野市	熱海市	長泉町	函南町
a 現状の各市町の燃えるごみの収集車1台の1日当たりの平均的な走行距離	70km程度	65km程度	60km程度	55km程度	41km程度
b 現状の各市町の燃えるごみの収集車1台の1日当たりの平均的な往復回数	4.5回程度	3.5回程度	4回程度	3.5回程度	2.5回程度
c 1収集当たりの走行距離(a/b)	15.6km	18.6km	15km	15.7km	16.4km
d 収集運搬前後に施設往復する距離 (人口重心と市町の施設の距離×2)	8.4km	8km	11.4km	13km	13.6km
e 収集運搬距離 (c-d)	7.2km	10.6km	3.6km	2.7km	2.8km

表 8.10 三島市人口重心を基に検討した収集運搬車両の走行距離

人口重心 → 広域化施設	搬入距離※ (往復)	収集運搬距離 (7.2 km/台) + 搬入距離 (km)	4.5往復の距離 (km)	
三島市	三島市清掃センター	8.4km	15.6	70
	裾野市美化センター	32.2km	39.4	177
	熱海市建設候補地	38.6km	45.8	206
	長泉町塵芥焼却場	25.8km	33.0	149
	函南町ごみ焼却場	26.2km	33.4	150

注) 収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、人口重心から施設までの距離を搬入距離とする。

※経路検索により設定

表 8.11 裾野市人口重心を基に検討した収集運搬車両の走行距離

人口重心 → 広域化施設	搬入距離※ (往復)	収集運搬距離 (10.6 km/台) + 搬入距離 (km)	3.5往復の距離 (km)	
裾野市	三島市清掃センター	21.0km	31.6	111
	裾野市美化センター	8.0km	18.6	65
	熱海市建設候補地	55.4km	66.0	231
	長泉町塵芥焼却場	16.2km	26.8	94
	函南町ごみ焼却場	43.0km	53.6	188

注) 収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、人口重心から施設までの距離を搬入距離とする。

※経路検索により設定

表 8.12 熱海市人口重心を基に検討した収集運搬車両の走行距離

人口重心 → 広域化施設	搬入距離※ (往復)	収集運搬距離 (3.6 km/台) + 搬入距離 (km)	4往復の距離 (km)	
熱海市	三島市清掃センター	49.4km	53.0	212
	裾野市美化センター	73.0km	76.6	306
	熱海市建設候補地	11.4km	15.0	60
	長泉町塵芥焼却場	66.6km	70.2	281
	函南町ごみ焼却場	33.0km	36.6	146

注) 収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、人口重心から施設までの距離を搬入距離とする。

※経路検索により設定

表 8.13 長泉町人口重心を基に検討した収集運搬車両の走行距離

人口重心 → 広域化施設	搬入距離※ (往復)	収集運搬距離 (2.7 km/台) + 搬入距離 (km)	3.5往復の距離 (km)
長泉町	三島市清掃センター	11.6km	14.3
	裾野市美化センター	16.4km	19.1
	熱海市建設候補地	51.6km	54.3
	長泉町塵芥焼却場	13.0km	15.7
	函南町ごみ焼却場	35.8km	38.5

注) 収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、人口重心から施設までの距離を搬入距離とする。

※経路検索により設定

表 8.14 函南町人口重心を基に検討した収集運搬車両の走行距離

人口重心 → 広域化施設	搬入距離※ (往復)	収集運搬距離 (2.8 km/台) + 搬入距離 (km)	2.5往復の距離 (km)
函南町	三島市清掃センター	15.6km	18.4
	裾野市美化センター	39.2km	42.0
	熱海市建設候補地	23.8km	26.6
	長泉町塵芥焼却場	32.8km	35.6
	函南町ごみ焼却場	13.6km	16.4

注) 収集運搬した車両は人口重心から各広域化施設へ搬入すると想定し、人口重心から施設までの距離を搬入距離とする。

※経路検索により設定

2) 国土交通省による「標準的な運賃」

国土交通省では、令和 2 年度に一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めている。この標準的な運賃には、積載量にかかわらず、車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提として、距離制及び時間制の 2 種類の運賃表が策定されている。どちらも車両償却費、人件費、自動車関係税、自動車関係保険料、荷役関連費、借入金利息及び間接費等の固定的に発生する費用（固定費相当額）及び燃料費、オイル費、タイヤ費、尿素水費、車検・修理費及び間接費等の走行距離に比例して発生する費用（変動費相当額）が含まれている。

一般廃棄物の収集運搬業務についても同様の固定費相当額及び変動費相当額等が含まれることから、割増率を準用できると考えられる。

主に一般廃棄物の収集運搬業務に用いられる小型車（2 t 車）の標準的な運賃（距離制）は、表 8.15 に示すとおりである。

ただし、この標準的な運賃は小型車両 1 台あたりの金額であり、県マスタープランの収集運搬経費単価とは異なることを踏まえ、割増率のみを準用する。

表 8.15 小型車の標準的な運賃（距離制）

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	10km	20km	30km	40km	50km	60km	70km	80km	90km	100km	110km	120km	130km	140km	150km	160km	170km	180km	190km	200km
10km	14,550																				
20km	16,360	112.44%																			
30km	18,170	124.88%	111.06%																		
40km	19,980	137.32%	122.13%	109.96%																	
50km	21,790	149.76%	133.19%	119.92%	109.06%																
60km	23,600	162.20%	144.25%	129.88%	118.12%	108.31%															
70km	25,420	174.71%	155.38%	139.90%	127.23%	116.66%	107.71%														
80km	27,230	187.15%	166.44%	149.86%	136.29%	124.97%	115.38%	107.12%													
90km	29,040	199.59%	177.51%	159.82%	145.35%	133.27%	123.05%	114.24%	106.65%												
100km	30,850	212.03%	188.57%	169.79%	154.40%	141.58%	130.72%	121.36%	113.29%	106.23%											
110km	32,660	224.47%	199.63%	179.75%	163.46%	149.89%	138.39%	128.48%	119.94%	112.47%	105.87%										
120km	34,460	236.84%	210.64%	189.65%	172.47%	158.15%	146.02%	135.56%	126.55%	118.66%	105.87%	105.51%									
130km	36,270	249.28%	221.70%	199.61%	181.53%	166.45%	153.69%	142.68%	133.20%	124.90%	105.87%	111.05%	105.25%								
140km	38,080	261.72%	232.76%	209.58%	190.59%	174.76%	161.36%	149.80%	139.85%	131.13%	105.87%	116.60%	110.50%	104.99%							
150km	39,880	274.09%	243.77%	219.48%	199.60%	183.02%	168.98%	156.88%	146.46%	137.33%	105.87%	122.11%	115.73%	104.99%	104.73%						
160km	41,690	286.53%	254.83%	229.44%	208.66%	191.33%	176.65%	164.00%	153.10%	143.56%	105.87%	127.65%	120.98%	104.99%	109.48%	104.54%					
170km	43,490	298.90%	265.83%	239.35%	217.67%	199.59%	184.28%	171.09%	159.71%	149.76%	105.87%	133.16%	126.20%	104.99%	114.21%	109.05%	104.32%				
180km	45,300	311.34%	276.89%	249.31%	226.73%	207.89%	191.95%	178.21%	166.36%	155.99%	105.87%	138.70%	131.46%	104.99%	118.96%	113.59%	108.66%	104.16%			
190km	47,100	323.71%	287.90%	259.22%	235.74%	216.15%	199.58%	185.29%	172.97%	162.19%	105.87%	144.21%	136.68%	104.99%	123.69%	118.10%	112.98%	108.30%	103.97%		
200km	48,910	336.15%	298.96%	269.18%	244.79%	224.46%	207.25%	192.41%	179.62%	168.42%	105.87%	149.76%	141.93%	104.99%	128.44%	122.64%	117.32%	112.46%	107.97%	103.84%	

出典：国土交通省「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年3月告示）」より抜粋

3) 三島市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費

三島市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費を表 8.16 に示す。

表 8.16 三島市人口重心から各広域化施設へ搬入する場合の収集運搬経費

実績				広域化								
出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均 走行距離 (km)	R4収集運搬単 価 (円/ t)	出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均 走行距離※ 2 (km)	割増率 (%)	収集運搬 単価 (円/ t)	収集運搬経費			
									焼却量推定値※1 (2036 (R18) 生活系)		単年度 (百万円)	20年間 (百万円)
									(t/日)	(t /年)		
三島市	三島市清掃セ ンター	70	13,701	三島市	三島市清掃センター	70	100.00%	13,701	49.11	17,925	246	4,912
					裾野市美化センター	177	171.09%	23,440			420	8,403
					熱海市建設候補地	206	192.41%	26,362			473	9,451
					長泉町塵芥焼却場	149	149.80%	20,525			368	7,358
					函南町ごみ焼却場	150	156.88%	21,495			385	7,706

※1 焼却量推定値：表 4.22 の計画日平均処理量（生活系）より。

※2 広域化後 200 km を超える場合は、割増率のキロ程 200km を適用した。

4) 裾野市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費

裾野市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費を表 8.17 に示す。

表 8.17 裾野市人口重心から各広域化施設へ搬入する場合の収集運搬経費

実績				広域化								
出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均 走行距離 (km)	R4収集運搬単 価 (円/ t)	出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均 走行距離※ 2 (km)	割増率 (%)	収集運搬 単価 (円/ t)	収集運搬経費			
									焼却量推定値※1 (2036 (R18) 生活系)		単年度 (百万円)	20年間 (百万円)
									(t/日)	(t /年)		
裾野市	裾野市美化セ ンター	65	15, 178	裾野市	三島市清掃センター	111	138. 39%	21, 005	21. 95	8, 012	168	3, 366
					裾野市美化センター	65	100. 00%	15, 178			122	2, 432
					熱海市建設候補地	231	207. 25%	31, 456			252	5, 040
					長泉町塵芥焼却場	94	123. 05%	18, 677			150	2, 993
					函南町ごみ焼却場	188	191. 95%	29, 134			233	4, 668

※1 焼却量推定値：表 4.22 の計画日平均処理量（生活系）より。

※2 広域化後 200 km を超える場合は、割増率のキロ程 200km を適用した。

5) 熱海市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費

熱海市が他市町に搬入する場合の収集運搬経費を表 8. 18 に示す。

表 8. 18 熱海市人口重心から各広域化施設へ搬入する場合の収集運搬経費

実績				広域化								
出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離 (km)	R4収集運搬単価 (円/ t)	出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離※ 2 (km)	割増率 (%)	収集運搬単価 (円/ t)	収集運搬経費			
									焼却量推定値※ ¹ (2036 (R18) 生活系)		単年度 (百万円)	20年間 (百万円)
									(t/日)	(t /年)		
熱海市	熱海市建設候補地	60	24,319	熱海市	三島市清掃センター	212	207.25%	50,400	20.38	7,439	375	7,498
					裾野市美化センター	306	207.25%	50,400			375	7,498
					熱海市建設候補地	60	100.00%	24,319			181	3,618
					長泉町塵芥焼却場	281	207.25%	50,400			375	7,498
					函南町ごみ焼却場	146	161.36%	39,240			292	5,838

※1 焼却量推定値：表 4. 22 の計画日平均処理量（生活系）より。

※2 広域化後 200 km を超える場合は、割増率のキロ程 200km を適用した。

6) 長泉町が他市町に搬入する場合の収集運搬経費

長泉町が他市町に搬入する場合の収集運搬経費を表 8. 19 に示す。

表 8. 19 長泉町人口重心から各広域化施設へ搬入する場合の収集運搬経費

実績				広域化								
出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離 (km)	R4収集運搬単価 (円/ t)	出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離 (km)	割増率 (%)	収集運搬単価 (円/ t)	収集運搬経費			
									焼却量推定値※1 (2036 (R18) 生活系)		単年度 (百万円)	20年間 (百万円)
									(t/日)	(t /年)		
長泉町	長泉町塵芥焼却場	55	12, 190	長泉町	三島市清掃センター	50	100. 00%	12, 190	16. 45	6, 004	73	1, 464
					裾野市美化センター	67	108. 31%	13, 203			79	1, 585
					熱海市建設候補地	190	216. 15%	26, 349			158	3, 164
					長泉町塵芥焼却場	55	100. 00%	12, 190			73	1, 464
					函南町ごみ焼却場	135	166. 45%	20, 291			122	2, 437

※1 焼却量推定値：表 4. 22 の計画日平均処理量（生活系）より。

7) 函南町が他市町に搬入する場合の収集運搬経費

函南町が他市町に搬入する場合の収集運搬経費を表 8. 20 に示す。

表 8. 20 函南町人口重心から各広域化施設へ搬入する場合の収集運搬経費

実績				広域化								
出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離 (km)	R4収集運搬単価 (円/ t)	出発点 (人口重心)	到着点	1台当たり平均走行距離 (km)	割増率 (%)	収集運搬単価 (円/ t)	収集運搬経費			
									焼却量推定値※1 (2036 (R18) 生活系)		単年度 (百万円)	20年間 (百万円)
									(t/日)	(t /年)		
函南町	函南町ごみ焼却場	41	9,137	函南町	三島市清掃センター	46	100.00%	9,137	21.44	7,826	72	1,430
					裾野市美化センター	105	154.40%	14,108			110	2,208
					熱海市建設候補地	67	118.12%	10,792			84	1,689
					長泉町塵芥焼却場	89	136.29%	12,452			97	1,949
					函南町ごみ焼却場	41	100.00%	9,137			72	1,430

※1 焼却量推定値：表 4. 22 の計画日平均処理量（生活系）より。

8) 収集運搬経費の比較

各市町における収集運搬経費の比較を表 8.21 に示す。

現在ごみ収集車 1 台当たり、1 日概ね 2.5～4.5 往復で 40～70 km の距離を走行している。現在の走行距離に比べて著しく走行距離が長くなるケースでは、車両台数を増やす、往復回数を増やす等の可能性について検討が必要であり、対応が困難な場合は中継施設の検討が必要となる。往復回数については、9～16 時前後の搬入時間において概ね 4, 5 回の搬入が現実的であり、その回数を著しく上回る場合においては同様の検討が必要となる。

表 8.21 各市町の収集運搬費が最も高くなるケースと最も低くなるケースの想定

市町	最高/最低	到達点	収集運搬経費	
			単年度	20年間
			(百万円)	(百万円)
三島市	最高	熱海市建設候補地	473	9,451
	最低	三島市清掃センター	246	4,912
裾野市	最高	熱海市建設候補地	252	5,040
	最低	裾野市美化センター	122	2,432
熱海市	最高	三島市清掃センター 裾野市美化センター 長泉町塵芥焼却場	375	7,498
	最低	熱海市建設候補地	181	3,618
長泉町	最高	熱海市建設候補地	158	3,164
	最低	三島市清掃センター 長泉町塵芥焼却場	73	1,464
函南町	最高	裾野市美化センター	110	2,208
	最低	函南町ごみ焼却場	72	1,430

8.3 中継施設の検討

8.3.1 中継施設の必要性

前項では、広域化施設の設置に伴う収集運搬体制の変更可能性について検討を行った。環境省資料「日本の廃棄物処理・リサイクル技術 ―持続可能な社会に向けて―」では、都市の広域化によってごみ収集区域が拡大するため、収集区域の広い都市では、ごみを小型・中型車から大型輸送車に積み替える「ごみ中継施設」を設けることで、収集運搬作業の効率化を図ることが可能になるとされている。

廃棄物処理事業経費の中では収集運搬経費が高い比率を占めており、収集運搬の効率化を図ることによって、経費削減を行いつつ、市民サービスの維持・向上が可能となる。

なお、同資料では、「一般に、輸送距離では18kmを超える場合に、中継施設の導入を検討するとよいと言われています。」とされている。

8.3.2 中継施設からの搬入距離

各市町の既存施設に中継施設を設置した場合の広域化施設への距離と所要時間の想定は表 8.22 から表 8.26 のとおりとなる。中継施設は既存施設跡地に設置される可能性もあるが、必要性の検討にあたってはごみの収集運搬量が最も多いと考えられる人口重心からの距離とした。

距離と所要時間は、収集車が地図上の経路に沿って運行した場合を想定している。

各市町の既存施設跡地に設置する場合、いずれのケースにおいても搬入距離が18kmを超える市町があるため、中継施設の設置を検討する必要がある。各市町の搬入距離と所要時間からの中継施設の必要性を整理したものを表 8.27 に示す。なお、近年の整備事例をみると、コンパクトコンテナ式の中継施設の整備費は、整備内容にもよるが20～50 t/日程度で概ね15～30億円程度となっている（参考資料2参照）。

表 8.22 三島市清掃センターへの搬入距離と所要時間

広域化施設	人口重心	搬入（片道）	
		搬入距離	所要時間
三島市清掃センター	裾野市	10.5km	約12分
	熱海市	24.7km	約40分
	長泉町	5.8km	約12分
	函南町	7.8km	約12分

注) 搬入距離は人口重心から広域化施設までの距離であり、収集運搬距離とは異なる。

表 8.23 裾野市美化センターへの搬入距離と所要時間

広域化施設	人口重心	搬入（片道）	
		搬入距離	所要時間
裾野市美化センター	三島市	16.1km	約26分
	熱海市	36.5km	約55分
	長泉町	8.2km	約20分
	函南町	19.6km	約30分

注) 搬入距離は人口重心から広域化施設までの距離であり、収集運搬距離とは異なる。

表 8.24 熱海市建設候補地への搬入距離と所要時間

広域化施設	人口重心	搬入（片道）	
		搬入距離	所要時間
熱海市建設候補地	三島市	19.3km	約26分
	裾野市	27.7km	約30分
	長泉町	25.8km	約30分
	函南町	11.9km	約16分

注) 搬入距離は人口重心から広域化施設までの距離であり、収集運搬距離とは異なる。

表 8.25 長泉町塵芥焼却場への搬入距離と所要時間

広域化施設	人口重心	搬入（片道）	
		搬入距離	所要時間
長泉町塵芥焼却場	三島市	12.9km	約18分
	裾野市	8.1km	約14分
	熱海市	33.3km	約50分
	函南町	16.4km	約22分

注) 搬入距離は人口重心から広域化施設までの距離であり、収集運搬距離とは異なる。

表 8.26 函南町ごみ焼却場への搬入距離と所要時間

広域化施設	人口重心	搬入（片道）	
		搬入距離	所要時間
函南町ごみ焼却場	三島市	13.1km	約20分
	裾野市	21.5km	約28分
	熱海市	16.5km	約30分
	長泉町	17.9km	約26分

注) 搬入距離は人口重心から広域化施設までの距離であり、収集運搬距離とは異なる。

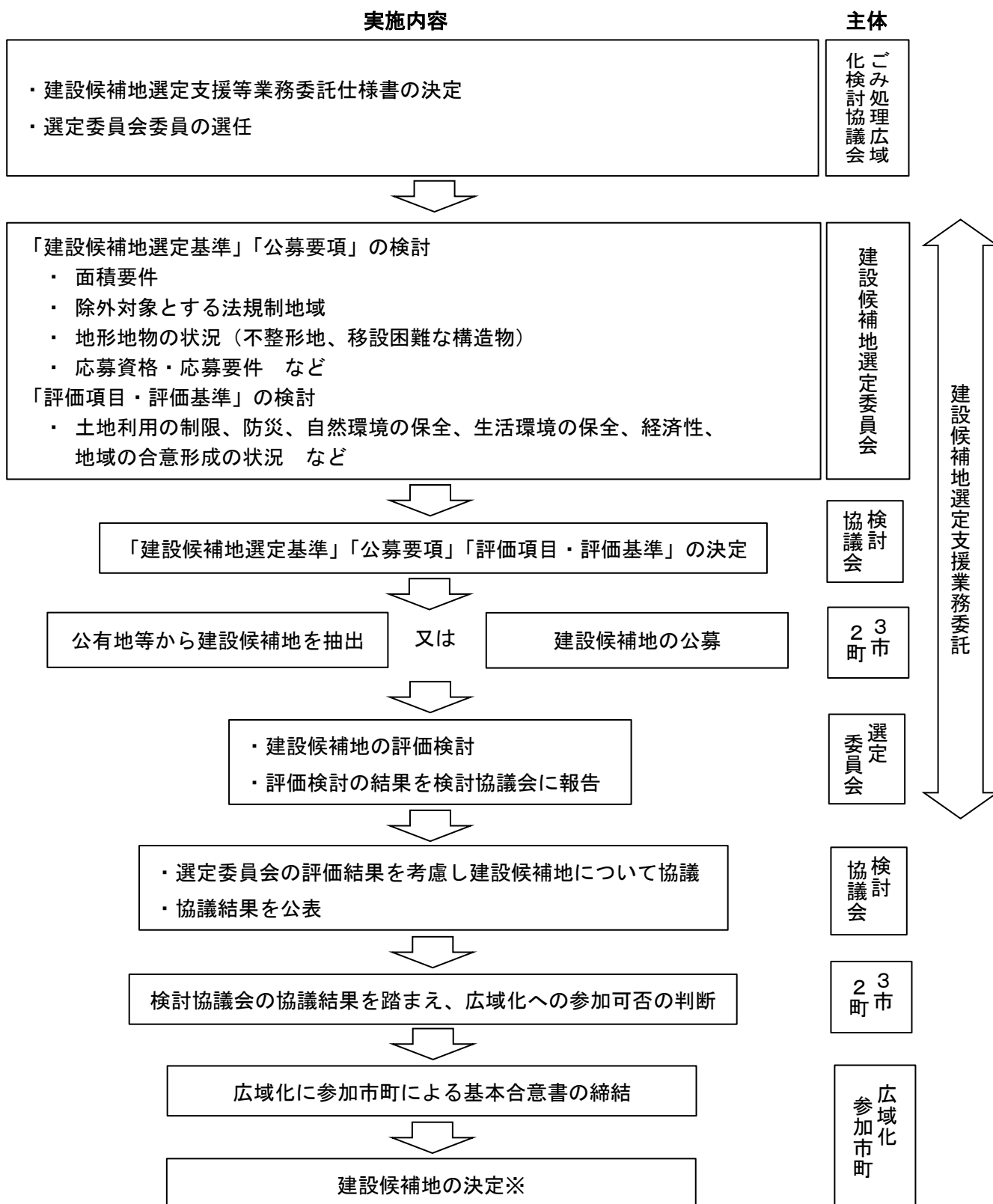
表 8.27 各市町の搬入距離と所要時間からの中継施設の必要性

単位：km

広域化施設	三島市	裾野市	熱海市	長泉町	函南町
三島市清掃センター		10.5	24.7	8.6	7.8
裾野市美化センター	16.1		36.5	8.2	19.6
熱海市建設候補地	19.3	27.7		25.8	11.9
長泉町塵芥焼却場	12.9	8.1	33.3		16.4
函南町ごみ焼却場	13.1	21.5	16.5	19.6	

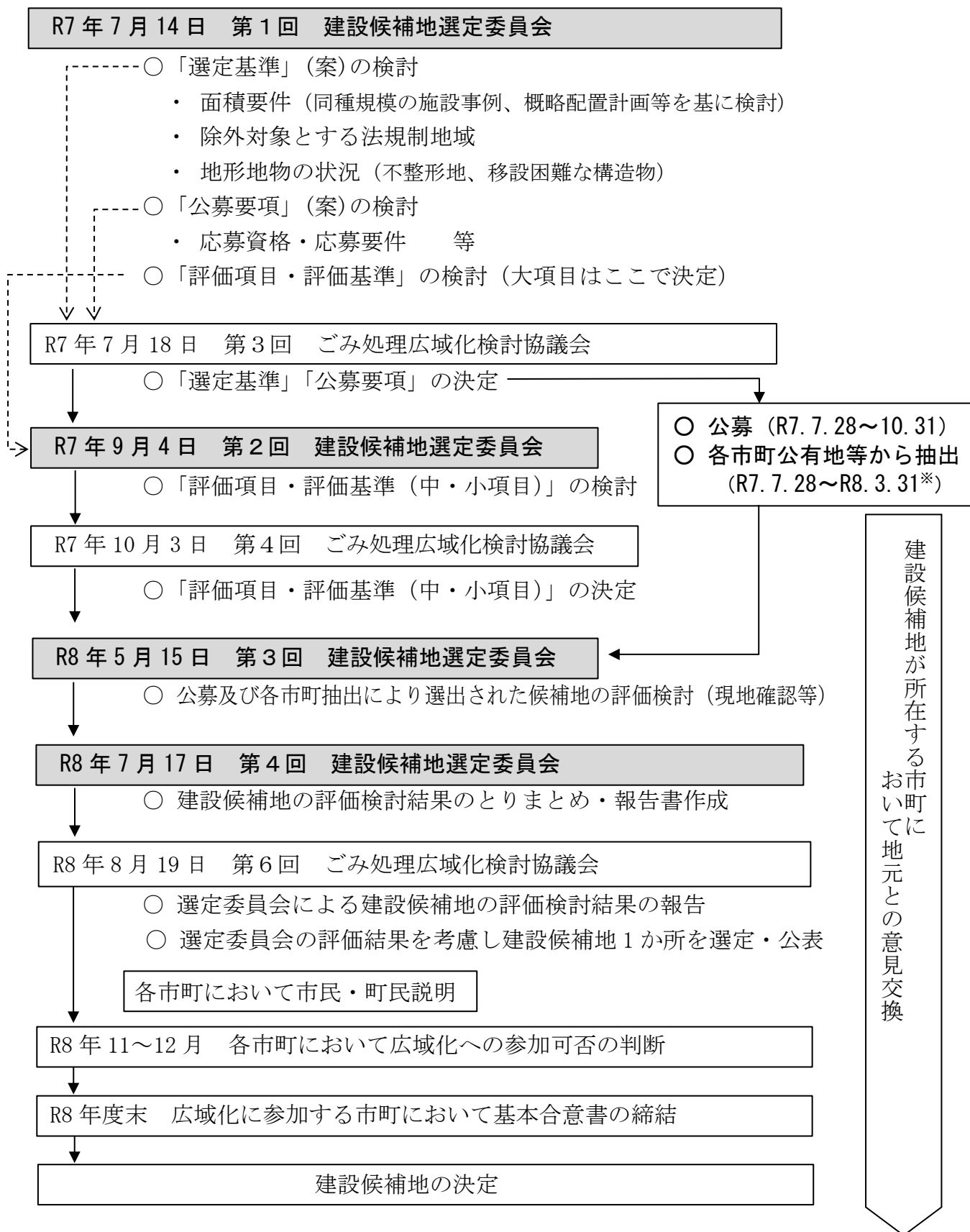
※着色セルが中継施設の検討可能性のある市町ごとの広域化施設設置場所（18km以上）

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー



※広域化参加市町において、3 市 2 町の枠組みにおける建設候補地がそのままふさわしいかの再検証は必要

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定 スケジュール



※「公有地等から抽出」の期間は、第5回検討協議会で協議してR8.3.31に延長